

心ふれあいしあわせ実感うるおいの郷とよおか

第4次豊丘村総合振興計画  
後期基本計画

*The 4th General Program for the Promotion*



長野県下伊那郡

豊丘村

Toyooka





豊丘村長 吉川達郎

## 総合振興計画後期基本計画にあたり

平成15年から始まりました豊丘村の第4次総合振興計画は、これからの村づくりの骨格となるもので、21世紀新時代の希望と夢を求めた気持ちで出来上がりすでに前期を終わろうとしております。

前期の5カ年間は、市町村の大合併を始め、経済不況・変革の時代に突入し、交付税・各種補助金の削減を強いられ大変な行財政運営でありました。この中であって国・県を始め村民皆様方のご理解とご協力を頂く中で、当初計画した事業が着実に進んでいることに改めて感謝と敬意を申し上げる次第です。

後期基本計画の策定に当たりましては、振興計画を基本に現在・今後の社会状況を的確に判断する中で多くの皆様からご意見を頂く中で決定されたものです。

この主な経過としては、昨年6月より策定委員の準備を手掛かりに、村職員による基本計画素案の作成、住民満足度調査の実施、15名の策定委員によるあわただしい中で7回にわたる真剣な委員会論議を経て、12月村議会で審議頂く中で決定したものです。

今、都市と地方の格差社会が叫ばれ始めていますが、都市と農山漁村が、それぞれの特徴と良さを生かしながら、共に地方分権の名の下に、上手に協力し合って地域づくりをする時代を迎えております。

景気・財政の大きな好転は当分望めない時代の中で、この素晴らしい恵まれた自然と共生し、お互いに思いやりの心と心が一つになって「住みたくなる、住んでいて良かった」と安全安心の故郷となることを切望して止みません。

この後期5ヶ年間、最大の課題は、現在の人口7100人を7500人に、同時に天竜川架橋の実現です。

最後に策定に携っていただいた、皆様方に心から感謝を申し上げますと共に、村民皆様方のご理解とお力添えを重ねてお願い申し上げ、後期基本計画のご挨拶と致します。

平成20年3月

# 第4次豊丘村総合振興計画 後期基本計画目次

## 第1部 序論

### 第1章 総合振興計画の構成

1. 計画の構成と期間 2

### 第2章 既定の基本構想

1. むらづくりの基本理念 3
2. むらの将来像 4
3. 人口 5
4. 土地利用 5
5. 施策の大綱 6

## 第2部 後期基本計画

### 第1章 土地利用計画

- 第1節 土地利用計画 20

### 第2章 「人」豊かで温かな心を育む郷づくり

#### 第1節 住民参画社会の構築

1. 住民自らの地域づくりの推進 26
2. 男女共同参画社会の推進 28
3. 高齢者・障害者が活躍する社会の形成 30
4. ボランティア・NPO活動の振興 32
5. 国際性豊かな地域づくり 34

#### 第2節 人権尊重の推進

1. 人権教育の推進 35

#### 第3節 生涯学習の推進

1. 社会教育の充実 36
2. 学校教育の充実 38

#### 第4節 青少年の健全育成の推進

1. 青少年の健全育成 40

#### 第5節 スポーツと文化の振興

1. スポーツ振興 42
2. 文化財保護と地域文化の振興 44

#### 第6節 コミュニティの推進

1. コミュニティの推進 46

<b>第3章 「緑」自然と人が共生する郷づくり</b>	
第1節 環境にやさしいむらづくりの推進	
1. 豊かな自然環境の保全	50
第2節 清らかな水環境の保全	
1. 水環境の保全	52
第3節 美しくやさしい生活空間づくり	
1. 良好な景観の形成	53
第4節 循環型社会の構築	
1. 一般廃棄物処理対策	54
2. 産業廃棄物処理対策	56
<b>第4章 「快」安全で快適なうるおいのある郷づくり</b>	
第1節 総合的な防災対策の推進	
1. 安全な村土づくり	58
2. 消防組織の整備と強化	60
3. 防災対策の充実	62
第2節 道路・交通体系の整備	
1. 道路交通網の整備	64
2. 公共交通機関の確保と充実	66
第3節 生活環境の向上	
1. 住宅対策	67
2. 公園の整備	69
3. 消費者行政	70
第4節 交通安全・防犯対策の充実	
1. 交通安全対策の充実	71
2. 防犯対策の充実	73
第5節 上下水道の整備と充実	
1. 水道施設の整備と充実	74
2. 下水道施設の整備と充実	75
第6節 地域情報化の推進	
1. 情報化の推進	77
2. CATVのデジタル化	79
<b>第5章 「支」皆で支え 安心して暮らせる郷づくり</b>	
第1節 社会福祉の充実	
1. 地域福祉の向上	82
2. 高齢者福祉の充実と介護保険制度	84
3. 障害者福祉の充実	86
4. 子育て支援対策と児童・ひとり親家庭福祉の充実	87
第2節 健康づくりの推進	
1. 健康づくりの充実	89
第3節 保険・医療の充実	
1. 国民健康保険・後期高齢者医療対策	94

<b>第6章 「創」交流し創造する 活力ある郷づくり</b>	
<b>第1節 農業の振興</b>	
1. 農業の振興	98
<b>第2節 林業の振興</b>	
1. 林業の振興	101
<b>第3節 商業の振興</b>	
1. 商業の振興	103
<b>第4節 工業の振興</b>	
1. 工業の振興	105
<b>第5節 都市との交流と観光の振興</b>	
1. 観光の振興	107
2. 都市との交流の振興	108
<b>第6節 行財政運営の効率化と広域行政の推進</b>	
1. 行財政の効率化	110
2. 電子行政の推進	112
3. 行政改革の推進と職員資質の向上	114
4. 村税の徴収率向上	116
5. 広域行政の推進	117
<b>■資料編</b>	120

1. 総合振興計画の構成
2. 既定の基本構想

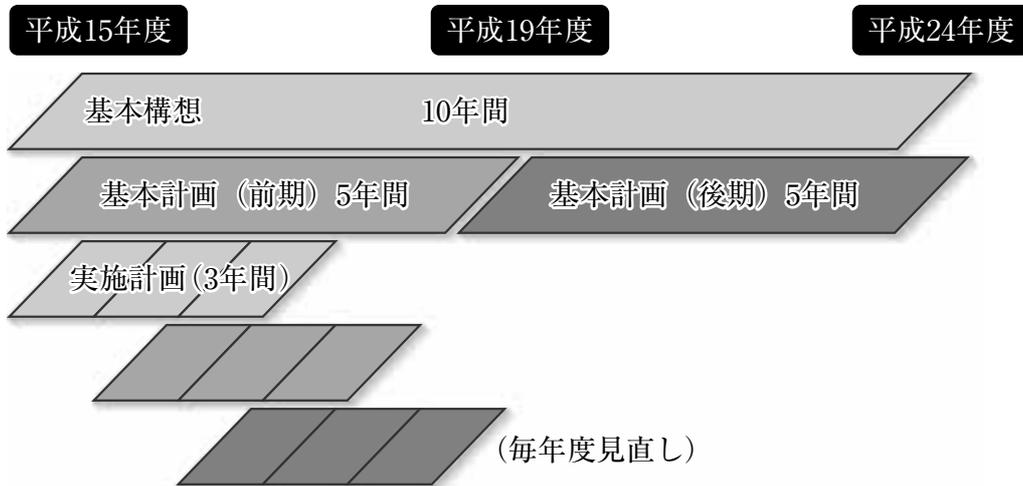
# 第1部 序論



## 第1章 総合振興計画の構成

### 1 計画の構成と期間

平成15年度を初年度とする『第4次豊丘村総合振興計画』は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成され、それぞれの計画期間は下記の通りとなっています。



#### ①基本構想

基本構想は、将来の村のあるべき姿（むらの将来像）及びめざすべき方向（むらづくりの目標）を明らかにし、それを実現するための基本的施策（施策の大綱）を定めたものです。基本構想は、村政運営を総合的・計画的に進めていくための基本となるものであり、また、村民や団体、事業者等のむらづくりに関しての行動指針ともなるもので、平成15年度を基準年度とし、目標年度を平成24年度としています。

※この度の後期基本計画の策定にあたっては、見直しの対象としておりません。

#### ②基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための諸施策を分野別に体系化して定めたものです。また、基本計画は、基本構想の期間（10年間）を前期（平成15年度～平成19年度までの5年間）と後期（平成20年度～平成24年度までの5年間）に分けて策定することとしており、この度策定した箇所となります。

#### ③実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策の体系に基づいて主要な事務事業を事業計画として具体化したものであり、毎年度の予算編成の指針となります。実施計画の計画期間は3年間で、ローリング方式により毎年度見直しを行い、本書とは別に定めます。

#### ■ローリング方式

当初年度を含む3か年を対象とした計画を策定し、次年度においては、当初年度を除き第4年度を加えた3か年を対象とした計画の見直しを行い、順次これを繰り返す方式。

## 第2章 既定の基本構想

### 1 むらづくりの基本理念

本村のむらづくり方向を示す基本構想は、豊丘村民憲章の理念をむらづくりの基本理念とし、真に豊かな暮らしが実感できる豊丘を創造します。

#### 豊丘村民憲章

わたくしたちの村は、東に伊那山脈、西に天竜川を望む河岸段丘の上  
にあり、豊かな自然に恵まれ古くより竜東の中心地域として発展して  
きました。

わたくしたちは、このかげがえのない郷土を愛し、より豊かにするよ  
うここに村民憲章を定めます。

- 緑と清流を、こよなく愛する村にしましょう。
- 教育を重んじ、文化のかおり高い、平和な村にしましょう。
- 産業をおこし、若い力を育て、活力ある村にしましょう。
- 思いやりの心もち、希望のある、福祉の村にしましょう。
- あいさつをかわし、明るい家庭をつくり、住みよい村にしましょう。

昭和60年11月9日制定

## 2 むらの将来像

むらづくりの基本理念を踏まえ、本村の将来像を次のとおり定めます。

**心ふれあい しあわせ実感**  
**うるおいの郷 とよおか**

### “心があたたかい”

豊丘村の印象を多くの人がこう表現し、これは「心のふれあい」を通じた、人と人が支えあう思いやりの心を大切にする、豊丘村の誇れるすばらしい特徴です。このことを村民一人ひとりが再認識し、「心のふれあい」により、村民だれもが安心と生きがいを感じ、「しあわせを実感」できるむらづくりを進めます。

### “緑豊かな里山、美しい清流”

豊丘村のこの豊かな自然と景観は、私たちの暮らしにゆとりと「うるおい」を与えてくれます。将来にわたってその恵みを享受できるよう、村民一人ひとりが自然を愛し、親しむ心もち、豊かな自然を保全・活用した「うるおい」あるむらづくりを進めます。

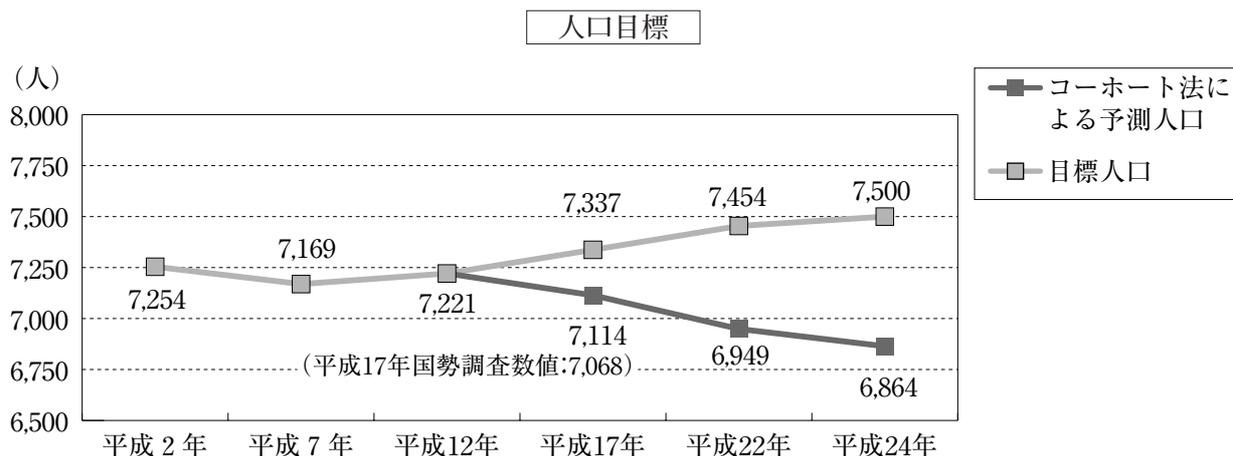
### “うるおいの郷 とよおか”

「豊丘村」その主役は私たち村民一人ひとりです。村民一人ひとりが積極的にむらづくりに参加し、村民と行政が一体となって、より住みよく、より豊かに、そして、喜びと誇りを感じられる「うるおいの郷 とよおか」を創造します。

### 3 人口

国勢調査によると、本村の人口は平成7年から平成12年にかけて約50人増加していますが、コーホート法による予測では、平成22年には7,000人を割り込むと推定されます。

今後、住民が定住するむらづくりに向けて、生活環境の整備、産業振興、保健・医療・福祉サービスの充実などの定住施策を進めることにより、平成24年度における目標人口を7,500人、世帯数を2,150戸と想定します。



### 4 土地利用

土地は、生活や産業活動などの共通基盤であるとともに、多面的・公益的な機能を有する村民の限りある貴重な財産であり、村全体で均衡のとれた発展を図る必要があります。

このため、村民の理解と協力のもとに、公共の福祉を優先させ、自然環境との調和を図り、秩序ある土地利用を推進するとともに、長期展望に立ち、各地域における社会経済や歴史・文化等諸条件に配慮し、快適な生活環境の確保と産業の振興をめざした総合的な土地利用に努めます。

また、土地のもつ多面的・公益的機能が発揮できるよう、私有財産であることを尊重しつつ、公共のために利用すべきことを、村民の共通の認識として理解を図ります。

地目別面積 (平成19年) (単位: km<sup>2</sup>)

田	畑	宅地	山林	牧場	原野	その他	合計
3.0	5.2	1.6	61.2	0.1	2.0	3.75	76.85

(資料: 平成19年固定資産税の概要調書・長野県民有林の現況)

## 5 施策の大綱

「心ふれあい しあわせ実感 うるおいの郷 とよおか」を実現するために必要な施策の大綱は次のとおりです。

### むらの将来像



## むらづくりの目標

人	豊かで温かな心を育む郷づくり -ひと・文化-
緑	自然と人が共生する郷づくり -環境-
快	安全で快適なうるおいのある郷づくり -暮らし・社会基盤-
支	皆で支え 安心して暮らせる郷づくり -福祉・保健・医療-
創	交流し創造する 活力ある郷づくり -産業・行財政-

## むらづくりの方向

←	①住民参画社会の構築 ②人権尊重の推進 ③生涯学習の推進 ④青少年の健全育成の推進 ⑤スポーツと文化の振興 ⑥コミュニティの推進
←	①環境にやさしいむらづくりの推進 ②清らかな水環境の保全 ③美しくやさしい生活空間づくり ④循環型社会の構築
←	①総合的な防災対策の推進 ②道路・交通体系の整備 ③生活環境の向上 ④交通安全・防犯対策の充実 ⑤上下水道の整備と充実 ⑥地域情報化の推進
←	①社会福祉の充実 ②健康づくりの推進 ③保険・医療の充実
←	①農業の振興 ②林業の振興 ③商業の振興 ④工業の振興 ⑤都市との交流と観光の振興 ⑥行財政運営の効率化と広域行政の推進

## 「人」…豊かで温かな心を育む郷づくり

- 「むらづくりは人づくり」の原点から、生涯にわたり学び、郷土文化やスポーツなどに親しむ機会の充実を図り、豊かな心と健やかな体を育みます。
- 誰もが平等に参加し、尊重される社会を実現していくことが求められています。個性や価値観を互いに認め合う、温かな心を育む社会をつくります。
- 村民の声が見える、創造性豊かなむらづくりを進めるため、村民自らがむらづくりへ積極的に参加し、行動できる環境づくりを進めます。

### ①住民参画社会の構築

#### ・住民自らの地域づくりの推進

むらづくりの主役である村民の声を村政に反映し、村民と行政が連携・協力して魅力あるむらづくりを進めるため、村政への積極的な村民参画を推進します。また、村政に対する村民の理解を深め、村民と行政の協力体制を整えるため、各種自治組織の育成と活動支援を行うとともに、広報広聴活動の充実と情報公開制度の活用を推進します。

#### ・男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現を図るため、男女共同参画計画を策定し、教育・啓発活動を推進します。また、少子化社会に対応した就業環境の整備や子育て支援を図り社会参画を促進します。

#### ・高齢者・障害者が活躍する社会の形成

高齢者が長年培ってきた知識や技能を生かし、健康で生きがいを持って活躍できる社会づくりや、障害のある人をはじめ誰もが、地域や家庭で自立でき、生きがいを持って生活ができる社会づくりのため、活動の支援及び体制づくりを推進します。

#### ・ボランティア・NPO活動の振興

「思いやり」や「助け合い」の心を育む教育や啓発を推進しボランティア意識の高揚を図るとともに、ボランティアグループ・NPO法人の育成・支援を行い、多様な「人」により支えられる社会を築きます。

#### ・国際性豊かな地域づくり

国際化時代を迎え、国際感覚あふれる人材の育成を図るとともに、外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進します。

### ②人権尊重の推進

#### ・人権教育の推進

すべての人々がお互いの人権を尊重し、あらゆる差別のない明るい社会の実現をめざして、村民各層にわたる人権教育の充実を図るとともに啓発に努め、人権尊重社会の実現を図ります。

### ③生涯学習の推進

#### ・社会教育の充実

村民の多様化・高度化する学習ニーズに対応した生涯学習社会を実現するため、指導者の確保育成など推進体制を整備するとともに、学習機会の拡充や「村の文化の発信地・拠点」となる文化的施設の整備など学習施設の充実を図ります。また、公民館分館の活動を推進し、村民の自主的活動・学習を支援します。

#### ・学校教育の充実

次代を担う児童生徒が基礎・基本及び生きる力を育み、心豊かで、たくましく成長するよう、教育体制、教育環境の充実を図ります。

教育体制においては、ゆとりある教育を基本に、地域に根ざした教育を推進し、情報化・国際化など時代の変化に対応した教育を推進します。また、郷土に愛着を持ち、人間性豊かでたくましい子供を育成するため、家庭・学校・地域の連携強化を図り、豊かな教育環境の充実に努めます。

教育環境においては、中学校本校舎をはじめ老朽化した施設や設備を計画的に整備し充実を図ります。

### ④青少年の健全育成の推進

#### ・青少年の健全育成

創造性と社会性のある青少年の育成を図るため、家庭・学校・地域・関係団体等の連携による育成活動と環境浄化、非行防止活動を推進します。また、青少年の文化・スポーツ活動や世代間交流など社会参加活動を促進し自立心や社会性の育成を図ります。

### ⑤スポーツと文化の振興

#### ・スポーツ振興

村民のスポーツ人口の底辺拡大を図り、気軽にスポーツを楽しみ、健康や仲間づくりに生かせるよう、既存スポーツ施設の整備や有効利用を図るとともに、活動団体や指導者の育成など環境整備を図ります。また、生涯スポーツ社会の実現に向け「総合型地域スポーツクラブ」の研究を進めます。

#### ・文化財保護と地域文化の振興

文化財の保護と郷土の歴史資料の活用を推進し、郷土に愛着を持つ心の醸成を図るとともに、伝統芸能や文化的行事の担い手の育成及び活動を支援します。

村民の豊かな情緒を養い、想像力を高めるため、芸術・文化に接する機会の充実を図ります。

### ⑥コミュニティの推進

地域住民の自治意識に根ざした主体的な地域づくりを促進し、村民自らによるむらづくりを進めるため、コミュニティ組織の意識の高揚、活動の支援、施設の整備を推進します。

#### ■生涯スポーツ

生涯を通じそれぞれの年齢や体力、目的に応じて気軽に楽しく行うスポーツ・レクリエーションのこと。

#### ■総合型地域スポーツクラブ

いつでも・どこでも・だれでも継続的にスポーツに親しめる環境づくりを目指す、地域に根ざした自主運営型・複合型スポーツクラブのこと。

## 「緑」…自然と人が共生する郷づくり

- 「緑と清流」この恵み豊かな自然を保全し、未来へと引き継ぐことは私たちの責務です。緑と清流を愛し、環境に配慮したむらづくりを推進します。
- 「地球の時代」と言われる今日、自然と共生し環境への負荷の少ない循環型社会の創造に向けて取り組みます。

### ①環境にやさしいむらづくりの推進

#### ・豊かな自然環境の保全

本村の恵まれた自然環境を守り育てるため、村民が主体となって自然環境の保全や環境汚染の防止を推進するとともに、自然環境保全に対する村民の意識啓発を図ります。

また、村の公共事業を実施する際には、自然環境の保全に充分配慮します。

### ②清らかな水環境の保全

#### ・水環境の保全

村民や事業所等と連携し、河川・水路・地下水の水質保全と浄化を進めるとともに、自然が持つ水源かん養機能の維持・向上を図り、清らかな水環境の保全に努めます。

### ③美しくやさしい生活空間づくり

#### ・良好な景観の形成

村民にうるおいとやすらぎを与えると同時に村の魅力を高めるため、豊かな自然と農村のたたずまいを生かし、周囲と調和した美しい景観の形成を図ります。また、村民主体の景観づくりの活動を支援します。

### ④循環型社会の構築

#### ・一般廃棄物処理対策／産業廃棄物処理対策

ごみの減量化・資源化を推進するため、分別収集の徹底、リサイクル活動など、村民総参加の取り組みを推進するとともに、各方面への働きかけを本村から発信し、環境に対する負荷の軽減と循環型社会の形成を目指します。

また、清潔で美しいむらであり続けるよう、身近な環境衛生の向上に努めるとともに、環境に対する住民の意識の高揚を図ります。

## 「快」…安全で快適なうるおいのある郷づくり

- 快適に安心して住み続けることのできる、住みよい、うるおいある生活空間づくりを進めます。
- 災害や事故等から村民の生命・財産を守るため、総合的な防災体制の整備や村民・関係団体・行政が一体となった防犯や交通安全対策を進めます。
- 生活道路・上下水道・ごみ処理などの生活に不可欠な施設の整備や安全性の確保に取り組みます。

### ①総合的な防災対策の推進

#### ・安全な村土づくり

本村の急峻な地形等から心配される自然災害から、村民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるため、治山・治水・土砂災害等の対策を積極的に図るとともに、県営郷土沢小規模生活ダム、県営日向山砂防堰堤、天竜川重要水防箇所、1級河川護岸などの防災施設の整備を促進し、災害に強い村土づくりを推進します。

#### ・消防組織の整備と強化／防災対策の充実

村民の生命や財産を災害や火災から守るため、防火意識の高揚を図るとともに、消防団体制の整備、消防施設の充実等消防体制の強化を図ります。

大規模災害に備えた地域防災計画の拡充や防災施設、防災情報網の整備を図ります。また、関係機関と連携し、災害時の応急体制、相互応援体制の確保に努めます。さらに、災害に強い地域社会を形成するため、防災意識の高揚を図り、自主防災組織の充実を図ります。

### ②道路・交通体系の整備

#### ・道路交通網の整備

豊丘村発展の最重要課題である天竜川架橋の整備促進を図るとともに幹線道路 竜東一貫道路の整備を積極的に推進します。

村内の幹線道路、生活道路、林道などの地域交通基盤の整備に努め、アクセス性の向上や村民生活の安全と利便性の向上を図ります。

また、高速道路へのアクセス道路や生活圏を相互に結び、主要な幹線となる国道や県道等の整備を促進します。

#### ・公共交通機関の確保と充実

公共交通機関の利用を推進し、鉄道、バスの運行維持と利便性の向上を促進します。また、村民誰もが便利に使える村内交通条件の整備、確保に努めます。

### ③生活環境の向上

#### ・住宅対策

人口構想実現のため、土地利用計画に基づき、計画的でゆとりある宅地対策を積極的に推進するとともに、村内各地域の実状に応じた農村集落としての宅地整備に努めます。

活力あるむらづくりのため、若者が定住する魅力ある住宅環境や制度の整備について検討

#### ■地域防災計画

関係機関とともに地域における災害に対する予防、応急対策及び災害復旧の各種対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を守る目的で作られた計画。

#### ■アクセス

接近すること、そのための交通手段。コンピュータ用語では情報の出し入れ。

します。また、高齢者・障害者にやさしいバリアフリー住宅、環境にやさしい省エネルギー住宅の整備を支援します。

・公園の整備

既存の公園の維持管理を充実し、子供から高齢者まで楽しめ、村民の憩い・交流の場となるよう整備するとともに、施設を大切に使用するよう啓発を図ります。

また、豊かな自然を生かした、自然とのふれあいの場となる「自然と親しめる公園」の整備に向け検討します。

・消費者行政

消費生活に関するトラブルを防止し消費者保護を推進するとともに、消費生活の向上を図るため、情報提供や消費者教育など啓発活動に努めます。また、ごみの減量化や省資源・リサイクルなど環境に配慮した消費行動を促進します。

④交通安全・防犯対策の充実

・交通安全対策の充実

交通事故を防止するため、交通安全教育及び交通安全運動を推進し、村民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を推進し、交通安全対策の充実を図ります。

・防犯対策の充実

犯罪のない安全な村とするため、関係機関と連携した防犯体制の充実や防犯活動の促進を図るとともに、街路灯・防犯灯の整備を進めます。

⑤上下水道の整備と充実

・水道施設の整備と充実／下水道施設の整備と充実

水需要や水質汚染に対応した安定した飲料水の供給を図るため、建設予定の県営郷土沢小規模生活ダム及び建設中の日向山砂防堰堤より取水を計画するとともに、地下水源の確保に努めます。

下水道施設の適切な維持管理に努め、安定した汚水処理を図るとともに、排出される汚泥の再利用（循環型処理）を推進します。

⑥地域情報化の推進

・情報化の推進／CATVのデジタル化

急速に進展する情報・通信技術に的確に対応し、村民があらゆる分野で有効的に活用できるよう、地域の情報通信基盤の整備と利用促進を図ります。また、学習会や講習会を開催し、村民誰もが情報化に対応・利用できる体制づくりを進めます。

■バリアフリー

高齢者や障害者などが社会生活していく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。近年は制度、文化、情報などの社会的障壁を無くすという意味でも使われている。

■CATV

有線テレビ放送のこと。システムは、地上放送局又は衛星からの電波をアンテナで受信し、ケーブルを使って各加入者宅まで分配し、共同視聴するシステム。よって、各加入者は個別に受信アンテナを設置する必要がありません。また、ケーブルテレビの事業者（本村ではとよおか放送ネットワーク）毎に、地域情報・生活情報などの地域に密着した情報を提供しています。

■デジタル化

テレビ放送についてのデジタル化とは、画像の記録再生から伝送まで全てにデジタル信号を使った方式。

## 「支」…皆で支え 安心して暮らせる郷づくり

- すべての村民が家庭や地域でふれあい、支え合いながら、安心して暮らすことができる地域社会をつくれます。
- 生涯にわたって心と体の健康づくりに取り組むことができる機会や場づくりを進めます。
- 保健・医療・福祉分野が連携し、村民が必要なときに適切なサービスを受けることができる総合的な取り組みを行います。

### ①社会福祉の充実

#### ・地域福祉の向上

ノーマライゼーションの理念に基づき、村民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会を実現するため、思いやりと助け合いの心を大切にした、地域全体で支える福祉施策の充実と村民の福祉に対する意識の醸成を図ります。

また、地域福祉の拠点となる社会福祉協議会が質の高い福祉サービスを提供するよう充実を図るとともに、地域福祉に欠かせない民生児童委員会活動の充実を図ります。

高齢者や障害者などの交通弱者に対して、交通の確保とその充実を図ります。

#### ・高齢者福祉の充実と介護保険制度／障害者福祉の充実

高齢者・障害者が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って生活できるよう、保健・医療・福祉の連携によるきめ細かなサービスの提供に努めます。

また、介護保険制度の円滑な運営に努めるとともに、要介護を防止する介護予防事業の充実を図ります。

#### ・子育て支援対策と児童・ひとり親家庭福祉の充実

子どもを安心して生み育てる社会を形成するため、多様な保育サービスの提供や放課後児童対策、相談体制の充実など地域で子育てを支援する体制づくりや施設の整備に努めます。また、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、相談・指導体制の充実を図ります。

### ②健康づくりの推進

#### ・健康づくりの推進

健康であることはすべての村民の願いであり、村民一人ひとりの健康は村の活力になります。すべての村民が生涯を通じて心身ともに健康に暮らせるよう、各年代に応じたきめ細かな保健活動を推進し、病気の予防や早期発見・早期治療に努めます。また、村民自らの健康づくりを推進します。

### ③保険・医療の充実

#### ・国民健康保険・老人医療対策

財政の健全化を図るため、健康の保持増進・疾病の早期発見及び早期治療など保健事業を推進し医療費の抑制を図ります。また、制度について村民の理解を促進し、健全な国民健康保険財政の運営に努めます。

#### ■ノーマライゼーション

障害者も健常者も、高齢者も若者も、すべての人々が等しく家庭や住み慣れた地域で、お互いに人間として尊重しながら普通の生活し、活動することが本来社会のあるべき姿であるという考え方のこと。

#### ■民生児童委員

「縁の下の力持ち」として地域の人たちの生計上の問題や家族関係の問題、児童の問題などについて相談に応じたり、指導にあたるなどの活動を行っている。

#### ■介護保険

被保険者が要介護状態になった場合に、介護費用やサービスを公的に給付することを目的とした保険。

## 「創」…交流し創造する 活力のある郷づくり

- 豊かで安定した住民生活の確保と村発展のため、社会情勢に対応する活力ある産業の振興に努めます。また、地域・技術・情報などの交流を進め、時代のニーズに応える「新しい価値」の創造に取り組めます。
- 地域の実状と時代の変化に対応した行政サービスの充実のため、簡素で柔軟な行政組織と職員の資質向上等を図り、行財政運営の効率化に努めます。

### ①農業の振興

#### ・農業の振興

農業の安定的な発展を図るため農業経営者の育成を推進します。

また、消費者が魅力を感じられる高付加価値農業を推進するため、生産物のブランド化や特産物・加工品の開発、地域の特性を生かした観光農業への展開を図るとともに、減農薬栽培など環境や健康に配慮した農業の促進に努めます。

農業が果たしている役割を認識し、魅力ある農村社会を築きます。

### ②林業の振興

#### ・林業の振興

森林資源と自然景観の保全に努め、森林の持つ多様な公益的機能が充分発揮できるよう施策に取り組めます。さらに、この豊かな資源を住民共通の財産として享受できる森林整備を進めます。

### ③商業の振興

#### ・商業の振興

商業の振興を図るため、経営体質の改善や担い手の育成、経営基盤の強化に関する支援を図ります。また、快適で地域の交流の場となる商店街づくりを進めるため、環境整備などの支援を行います。

### ④工業の振興

#### ・工業の振興

中小企業の経営の合理化や担い手の育成、経営基盤の強化に関する支援施策の充実を図り、高度技術を生かした工業の振興を図ります。また、高速通信網の整備を推進するとともに、河野新田地区へ県営工場団地の誘致を図り、優良企業の誘致を推進します。

### ⑤都市との交流と観光の振興

#### ・観光の振興／都市との交流の振興

魅力ある観光づくりを図るため、既存の各種観光事業の健全発展を図るとともに、自然環境・農地を活用した個性的な観光事業を展開します。また、観光農業に携わる人材の育成と支援を図ります。

グリーンツーリズムによる都市との交流を積極的に推進し、交流人口を生かした高付加価値農業の振興や新たな産業の創出を図ります。また、体験農園・観光農園をはじめとした活動環境の整備など交流体制の整備を図ります。

## ⑥行財政運営の効率化と広域行政の推進

### ・行財政の効率化／電子行政の推進／行政改革の推進と職員資質の向上

限られた行政資源の中で、複雑多様化する行政課題に的確に対応し、着実に村民福祉の向上を図るため、不断の行政改革を推進するとともに簡素で柔軟な行政機構と組織の構築、職員の資質向上など総合的・計画的な行政運営に努めます。

村民本位の行政サービスを将来にわたって安定的に供給していくため、計画的な財政運営を推進するとともに、財源の確保と効果的な財源配分など運営の効率化を図り、財政基盤の強化に努めます。

### ・広域行政の推進

日常生活圏の拡大と広域的な行政課題に対応するため、現行の広域事業の一層の推進と活性化を図るとともに、関係市町村と連携し広域的に処理することが効果的、効率的な事業について広域化に向けた取り組みを図り、合理的な行政を推進します。

#### ■グリーンツーリズム

都市住民が緑豊かな農山村地域において、農林業を体験し、その地域の自然、文化、人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動。農山村地域においては①美しい農村景観の形成等魅力ある地域づくりの実現 ②交流人口を生かして、高付加価値農業の振興や新たな産業の創出による所得や就業機会の増加による、地域活性化 ③地域リーダー、担い手の確保、若者の定住化、生活・文化の向上など魅力ある農村社会の形成等の効果が期待できる。



1. 土地利用計画
2. 「人」豊かで温かな心を育む郷づくり
3. 「緑」自然と人が共生する郷づくり
4. 「快」安全で快適なうるおいのある郷づくり
5. 「支」皆で支え 安心して暮らせる郷づくり
6. 「創」交流し創造する 活力ある郷づくり





# 基本計画 第1章

## 土地利用計画

### 第1節 土地利用計画



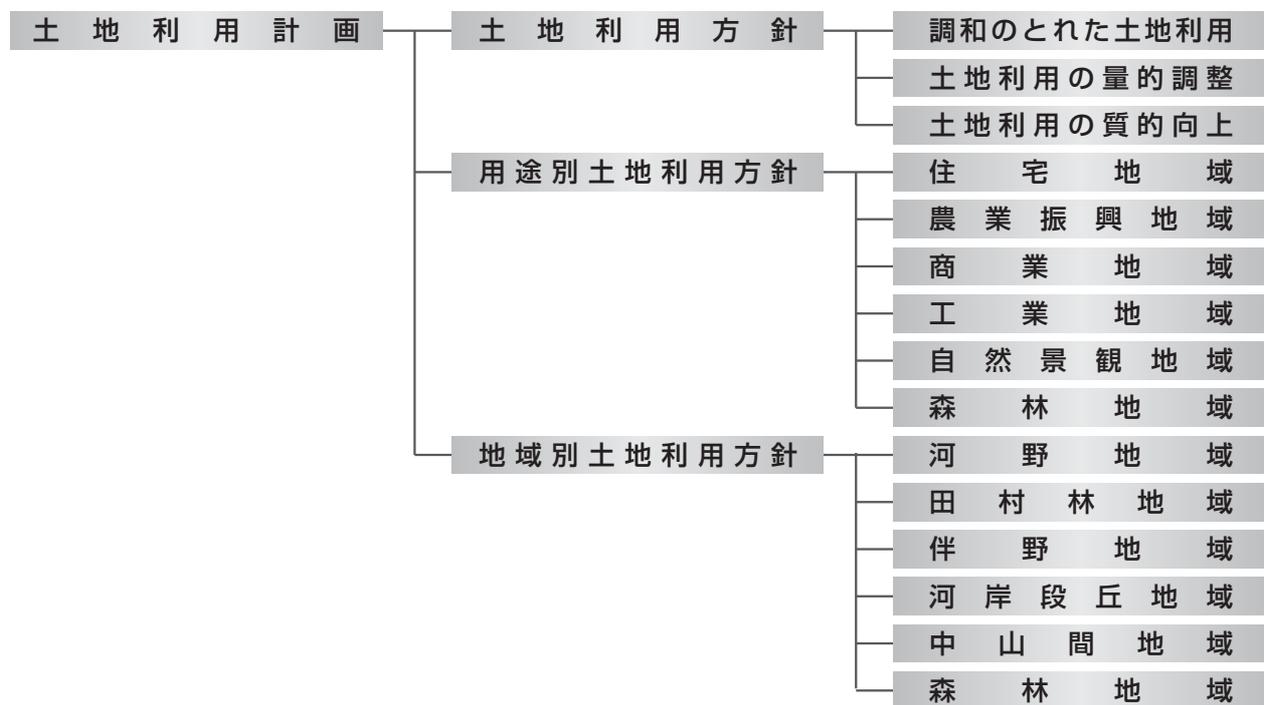
## 第1節 土地利用計画

### 1 土地利用計画

#### 現状と課題

- 本村は、総面積の80%が山林であり、天竜川沿岸地帯及び河岸段丘に平坦地があるほかは起伏の多い山間の傾斜地です。このため、村政発展のためには少ない平坦地と広大な森林の有効利用が不可欠であり、計画的かつ合理的な土地利用が課題となります。また、用途別・地域別の実態を把握し、安全性、生産性、快適性、健康性などの質的な向上を図る必要があります。
- 土地は単なる資産的な保有の対象としてではなく利用の対象としてとらえ、主たる機能を逸脱しない範囲において、より多面的な利用を図ることが重要です。

#### 施策の体系



#### 施策の展開

##### (1) 土地利用方針

###### ① 調和のとれた土地利用

土地利用計画に基づいた、秩序ある土地利用を推進し、調和のとれた地域づくりを図ります。

###### ② 土地利用の量的調整

都市的利用の計画にあたっては、土地の高度利用を促進しつつ、地域特性と地域バランス、需要動向などを考慮しながら、良好な住環境の整備、商・工業地の形成に努め、更に適正な土地利用への誘導・規制を図ります。

自然的土地利用については、農林業の生産活動及び自然と共生する生活空間の創出、農村集落機能の維持・活性化のため、適正な開発と保全との調整を図ります。また、遊休荒廃農地などの低・未利用地の有効利用を促進します。

なお、土地の利用区分相互の転換にあたっては、復元することの困難性等を考慮して、計画的かつ慎重に対応します。

### ③土地利用の質的向上

災害に強い安全で快適な村土づくりのため、総合的な治山・治水・砂防対策を進めるとともに、森林や農用地が持つ村土保全・水源かん養等の公益的・多面的機能の向上に努めます。

また、自然との共生、歴史的風土の保全、公害の防止に努め、住宅地域においては、土地の有効利用、自然環境の保全と活用により、ゆとりとうるおいのある空間の形成を目指します。

## (2)用途別土地利用方針

### ①住宅地域

地域の状況に応じたきめ細かい整備により利便性の向上を図るとともに、豊かな自然を活かした良好な景観の形成により、うるおいと定住魅力あふれる住居環境を整備します。

また、人口構想の実現やゆとりある住宅環境を求める動向に対応するため、住宅地域の拡大を計画的に図ります。住宅地域の拡大にあたっては、秩序ある開発を推進し、産業との調和を図ります。

### ②農業振興地域

農産物の生産性向上と農業経営の安定化を図るとともに、農業従事者の高齢化・減少へ対応するため、適正規模の農地の確保と集団化による効率的な利用を図ります。また、土地利用の混在を防ぎ、秩序ある土地利用を図ります。

増大する遊休荒廃農地については農地流動化を促進し、利用促進と高度利用を図り、新たな耕作放棄地の発生防止に努めます。また、環境にやさしい農業や観光農業などの個性ある農業・農村を創出する基盤として有効利用を図ります。

農地は美しい景観や豊かな自然環境を形成するとともに、村土保全等公益的、多面的機能を有していることから適正な管理に努めます。

### ③商業地域

大型店の進出や消費者ニーズの多様化など変化する社会情勢に対応した商業の振興を図るとともに、消費者が快適に買い物ができ、地域の交流の場となる、役場を中心とした風格と魅力ある街づくりを進めるため、環境整備を支援し活気ある商業地域の形成を促進します。

### ④工業地域

村民の所得の向上と雇用機会の拡大を図るため、社会情勢や企業進出の動向を的確に把握し、需要に応じた必要な用地確保に努め、優良企業の誘致を図ります。また、用地の選定にあたっては、地域社会と自然環境との調和に配慮します。

#### ■農地流動化

農地の売買、賃貸借、経営の受委託などによって、専門的な農家に農地の所有あるいは利用権などを集積し、農業経営規模の拡大と生産性の向上を図ること。

### ⑤自然景観地域

「緑豊かな里山と美しい清流」この豊かな自然・景観の保全に努めるとともに、村民をはじめ多くの人々が自然とふれあえる場を創出し、松茸など豊かな自然の恵みが享受できる環境づくりをめざします。また、自然を生かした観光・レクリエーションなどの振興を図ります。

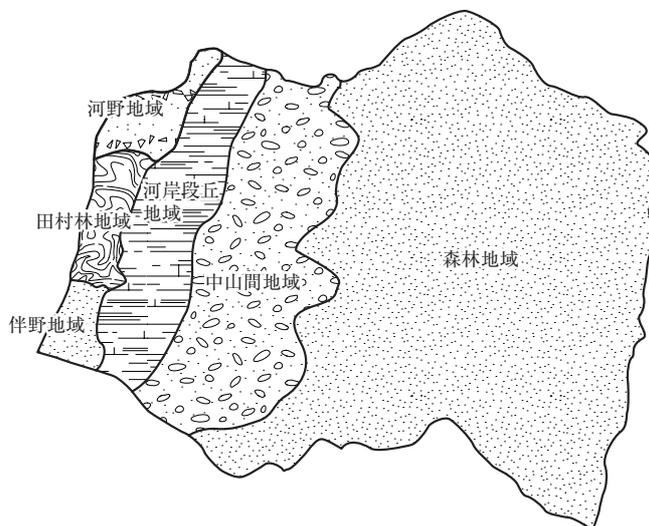
松くい虫被害が深刻な広域農道沿線の里山については、樹種転換を推進し、緑の再生を図ると共に、通勤通学路の危険な枯木の処理や竹林の整備など里山全般の再生・整備・保全に努めます。

### ⑥森林地域

木材や茸の生産など経済的機能と村土保全や水源かん養など公益的、多面的機能を十分に発揮できるよう、必要な森林の保全と整備を図ります。また、松くい虫被害の拡大を防ぐため、防除・予防事業を図り、森林の保全に努めます。

## (3)地域別土地利用方針

自然的、社会的条件等を考慮して、本村を次に掲げる6地域に区分して、それぞれ土地利用方針を定めます。



### ①河野地域

この地域は、主要地方道 伊那生田飯田線に沿った住宅地と、集団化による農業振興が図られている、天竜川沿岸の肥沃な水田・果樹地帯からなっています。

現在、幹線道路竜東一貫道路の建設が終了し、国道153号線と連絡する天竜川架橋実現を積極的に推進しており、今後、広域的な交通の利便性を生かした、都市的土地利用の需要が想定されます。また、林、伴野地域に比べ人口が減少しており、住宅用地の確保などの人口増対策が求められています。

このことから、農業基盤整備が充実した優良農地の保全と調和を図りながら、河野新田地域へ住宅地域の拡大を図ります。また、県営工業団地構想については、河野北新田西側を工業用地域とし、その誘致を推進します。

## ②田村林地帯

村の中心的地域であり、住宅・商業地域として土地利用が図られています。また、役場庁舎をはじめ多くの公共施設が設置されています。

役場庁舎を中心とした風格ある街づくりが進められており、中心部にふさわしい魅力ある商業地や良好な住環境の形成に努めるとともに、文化・学習活動などを通じた村民の交流の場としての機能を高めます。

また、幹線道路 竜東一貫道路により、住宅用地・商業用地の需要の増加が想定されており、田村新田や林新田地帯などに住宅地域の拡大を図ります。

## ③伴野地域

当地域は、主要地方道 伊那生田飯田線に沿った住宅地と新田地帯からなり、新田地帯は幹線道路 竜東一貫道路を中心に工業地・農業地・宅地と集団化されています。

飯田市に近く、利便性の良さから、急速に宅地化が進んできており、優良農地の保全と調和を図りながら住宅地域の拡大を図るとともに、上下水道・道路などの生活基盤の整備や拡充を計画的に進め、これに対応します。

また、新田地帯の竜東一貫道路西側を工業用地域として整備し、企業誘致に努めます。

## ④河岸段丘地域

当地域は全国でも有数の河岸段丘上にあり、農業生産基盤が整備された果樹地帯となっています。また、住宅地域は集落化し各地に分布しており、住環境の整備が進められてきました。

今後とも、優良農地を保全し農業振興を図るとともに、住宅地域系の土地利用を進め、住環境の利便性の向上を図ります。

また、伊那山脈を源流とする美しい清流と緑豊かな里山について、自然景観地域系の土地利用を図り、保全と活用を行います。

## ⑤中山間地域

小集落が点在する山間地ですが、農地造成による、りんご・梅・柿等の栽培が盛んです。また、地域住民の運営による松茸観光、りんごの木のオーナー制度など特色ある地域振興、観光交流が行われています。

この農業振興や観光振興の機能を高めるとともに、人口の減少・高齢化に対応するため、住宅地域、農業振興地域系の土地利用を図り、利便性の向上を図ります。

また、伊那山脈を源流とする美しい清流と緑豊かな里山について、自然景観地域系の土地利用を図り、保全と活用を行います。

## ⑥森林地域

当地域は村土の80%を占め、伊那山脈から西へ面した国有林、村有林、民有林が混在する地帯です。木材や茸の生産など経済的機能と村土保全や水源かん養など公益的、多面的機能を十分に発揮できるよう、必要な森林の保全と整備を図ります。



# 基本計画 第2章

## 「人」豊かで温かな心を 育む郷づくり

— ひと、文化 —

- 第1節 住民参画社会の構築
- 第2節 人権尊重の推進
- 第3節 生涯学習の推進
- 第4節 青少年の健全育成の推進
- 第5節 スポーツと文化の振興
- 第6節 コミュニティの推進

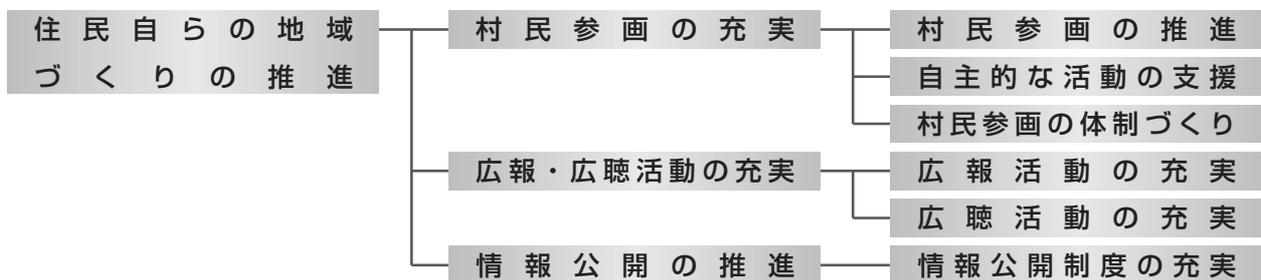
## 第1節 住民参画社会の構築

### 1 住民自らの地域づくりの推進

#### 現状と課題

- 地方分権の推進は、住民自治の拡充を目指すものであることから、住民に身近な行政サービスを受け持つ自治体においては、これまで以上に住民ニーズを的確に把握し、迅速に村づくりに反映していくことが求められています。
- 本村においては、議会や各種委員会・地元での懇談会等できる限り住民意向を汲みながら進めていますが、より一層の村民参加の推進とともに、村民の価値観の多様化に即した新しい手法が求められています。また、財政状況が厳しくなるに従い、施策の取捨選択や実施方法について、一層の住民理解や参加が必要となっています。
- 自治組織については、「区」が相当の機能を果たしており、道路の維持管理やコミュニティーの推進・地域づくり等、村政運営に欠かせない存在となっています。
- 本村には赤十字奉仕団（総員約800名）が組織され、赤十字の人道・博愛の精神のもと、公共施設の清掃、福祉施設の労力奉仕などの奉仕活動を行っていますが、その中でも災害発生時の炊き出し活動は災害現場において大きな役割を果たしています。近年、団員の高齢化による団員数の減少や、奉仕団の組織されていない地区の存在などが今後の課題となってきました。
- 広報活動については、「広報とよおか」「議会だより」「公民館報」「有線放送」「ケーブルテレビ（CATV）」「公式ホームページ」等、年々充実させています。また、広聴活動の中心となる村政懇談会を年1回開催していますが、出席者は250人前後で少ない状況です。
- 情報公開制度については、公文書公開条例・個人情報保護条例を制定・施行しました。公文書公開条例については、公開の申請件数は少なく十分に活用されているとはいえません。
- 今後の地域づくりは村民の知恵と力をいかに活用するかにかかっています。そのためには、村民一人ひとりが村づくりの担い手として主体的に地域づくりに参加することが必要となっています。村民と行政が連携して住みよい村を築いていけるよう、施策形成過程に住民が参加する機会の拡充や広報広聴活動の充実に努めるとともに、行政情報の共有化を図る情報公開制度の活用が求められています。

#### 施策の体系



## 施策の展開

### (1) 村民参画の充実（協働のむらづくり）

#### ① 村民参画の推進

- ・ 公募委員の登用やパブリックコメントの募集などにより、諸事業の企画・計画立案段階から可能な限り村民の参画を推進します。

#### ② 自主的な活動の支援

- ・ 村民自らの地域づくり活動を充実していくため、地域づくりのリーダーを養成する等、必要な支援・施策を検討します。
- ・ 区をはじめとする自治組織の再編も検討しつつ、一層の体制強化を図り、村民自らの地域づくりを支援・推進します。

#### ③ 村民参画の体制づくり

- ・ あらゆる分野のボランティアグループやNPO法人への支援を図ると共に、新規グループや新規法人の立ち上げを促進します。

#### ④ 日赤奉仕団の活動支援

- ・ 日赤奉仕団活動への参加意識の高揚を図り、組織の体制強化を支援します。

### (2) 広報・広聴活動の充実

#### ① 広報活動の充実

- ・ 行政への住民参画の促進や行政に対する理解を深めていただくためには、施策の推進状況等を迅速かつ的確に伝えることが大切です。インターネットなど新たな通信手段も利用して、更なる情報提供の充実を図ります。

#### ② 広聴活動の充実

- ・ 村政に関する意見・提案・要望を的確に把握し、施策に反映させるため、村政懇談会やパブリックコメントの募集など広聴活動の充実を図ります。

### (3) 情報公開の推進

#### ① 情報公開制度の充実

- ・ 情報公開制度については、利用者の利便性を考慮し、インターネットなど新たな通信手段も利用した積極的な開示に努め、制度の活用を図ります。

## 村民の協力と役割

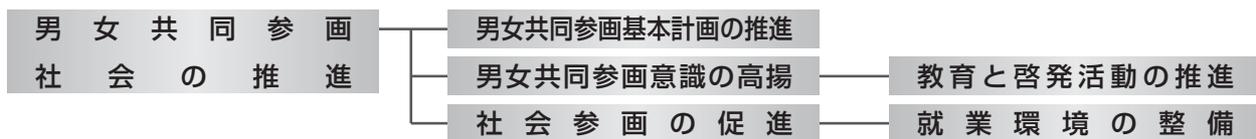
- 自らの地域づくりに主体的に参加しましょう。
- 各種懇談会等に積極的に参加しましょう。
- 日赤奉仕団の奉仕の精神を理解し、積極的に加入し活動に参加しましょう。

## 2 男女共同参画社会の推進

### 現状と課題

- 女性のライフスタイルの変化や雇用機会の拡大等が進む中で、女性自身の意識も変わりつつあり、本村においても、地域における様々な活動に多くの女性が参加しており、高齢者とともに地域活動の主要な担い手となっています。また、文化・レクリエーション活動など余暇活動への女性の参加も進んでいます。
- しかしながら、社会の多くの面で、いまだに固定的な性別役割分担意識や女性の能力や適性についての偏見が根強く残っており、女性の主体的な活動の妨げとなっています。
- 平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布施行され、これからの21世紀の日本社会の重要な課題が明示されました。これは本村にとっても重要な課題であり、人権問題と表裏一体の関係で取り組んでいかななくてはならない問題です。
- 今後は、男女が対等な社会の構成員として、共に責任を分かち合いながら、あらゆる活動に参画する機会が確保された男女共同参画社会を実現するため、意識の啓発や環境づくりが課題となっています。

### 施策の体系



### 施策の展開

#### (1) 男女共同参画基本計画の推進

- ・職場・家庭・地域・学校などあらゆる分野において、男女に平等な参画し活動できる男女共同参画社会を実現するため「男女共同参画基本計画」の推進を図ります。

#### (2) 男女共同参画意識の高揚

##### ① 教育と啓発活動の推進

- ・性別による役割分担意識に基づく社会システムや価値観を見直し、男女がお互いに対等なパートナーとして職場・家庭・社会に参画できる条件を整備するため、職場・家庭・地域・学校などあらゆる分野における教育・啓発活動の推進を図ります。
- ・男女共同参画社会構築に向けた運動を、子育て支援活動・人権教育と合わせ積極的に展開します。

#### (3) 社会参画の促進

##### ① 就業環境の整備

- ・企業における男女共同参画の推進を図ります。

#### ■男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会をもつことにより、均等に利益を享受し、責任を担うこと。

#### ■ライフスタイル

生涯の生活設計に沿った生活様式のこと。衣食住に限らず、人生観、人とのつきあい方、仕事のやり方、休暇の過ごし方など、すべての生活感覚がまとまって、着るものやインテリアなどに反映してひとつの形を作っている状態。

### 村民の協力と役割

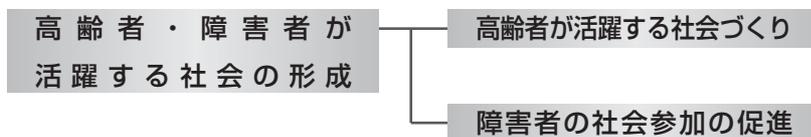
- 誰もが性別による差別的な取扱いを受けない、男女の人権を尊重しましょう。
- あらゆる分野において、男女に平等な参画機会の確保に努めましょう。
- あらゆる分野において、男女が対等な構成員として尊重し合い、責任を分かち合いましょう。

### 3 高齢者・障害者が活躍する社会の形成

#### 現状と課題

- 平成19年4月1日現在、村の高齢化率は28.6%ですが、高齢化の伸びとともに、健康で元気な高齢者も年々増加しております。
- これらの高齢者は、健康づくりや社会への貢献、生きがい対策などの理由により、地域や社会へ高い参加意欲を持っています。
- そのため、高齢者が今まで培ってきた知識や経験、技能等を活かして、地域や社会へ積極的に参画できる支援や体制づくりが必要です。
- 障害のある人々が、家庭や地域の中で当たり前のできる社会づくりのためには、様々なニーズに対応したサービスの提供や、支援が不可欠です。

#### 施策の体系



#### 施策の展開

##### (1) 高齢者が活躍する社会づくり

- ・高齢者のスポーツ大会を通じた、健康づくりを推進します。
- ・高齢者クラブの活動を助長し、地域における高齢者の生きがいと健康の増進、社会奉仕活動への支援を行います。
- ・公民館と連携を図り、生涯学習の機会や仲間作りを推進し、健康の保持や社会参加を促します。
- ・保育園児や小中学生との世代間交流を通じてコミュニケーションを図ると共に、高齢者の卓越した技能と豊かな知識を公民館に登録し、機会あるごとに若い世代に継承していきます。
- ・年々増加する老人世帯や一人暮らし世帯に対して、地域ぐるみの交流や援助ができるような啓発をします。
- ・県事業の老人大学への受講を積極的に推進すると共に、同大学の卒業生には、地域の高齢者の指導者として活躍いただけるよう啓発します。
- ・シルバー人材センターへの支援を通じ、高齢者の雇用の確保や雇用環境の整備を促進します。

##### (2) 障害者の社会参加の促進

- ・障害者の住宅改造、社会活動の促進、希望の旅事業など、障害者の生活圏拡大のための支援を図ります。
- ・知的障害者や精神障害者が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、グループホームやケアホームなどの共同生活の充実を研究します。

#### ■シルバー人材センター

60歳以上の会員が、地域の臨時、短期的な仕事を有償で引き受け、地域社会のために役立てようとする自主・自立・互助の会員組織。

#### ■グループホーム

地域において共同生活（5～9人）を営もうとする精神障害者・知的障害者の方に対し、共同住居に世話人を配置して、食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行い、自立の助長を図るための施設。

## 村民の協力と役割

### (1) 高齢者が活躍する社会づくり

- 自分の体力に合ったスポーツに取り組みましょう。
- 高齢者クラブへ積極的に加入し、各種の事業や行事に参加しましょう。
- 生きがいのある人生を送るため趣味を活用したり、公民館学習会や世代間交流の場へ積極的に参加したりしましょう。
- 近所の老人世帯や一人暮らし世帯に対して、地域ぐるみの交流や援助を進めましょう。
- 老人大学やシニアリーダー実践講座に積極的に参加しましょう。

### (2) 障害者の社会参加の促進

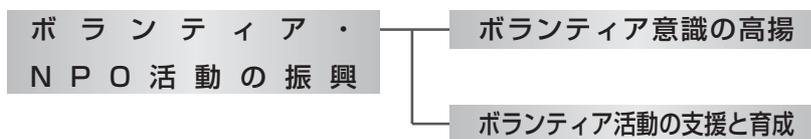
- 障害者に対する理解を深め、障害者が地域のなかで当たり前の生活ができる環境づくりに努めましょう。
- 障害者とのふれあいや、交流を地域で促進しましょう。
- 障害者自身も積極的に住民参加や地域活動への参加を心がけましょう。

## 4 ボランティア・NPO活動の振興

### 現状と課題

- ボランティア活動などの社会貢献活動を促進するため、平成10年3月に特定非営利活動促進法（NPO法）が公布され、平成10年12月1日から施行されました。
- 地域社会の中でお互いに助け合い、また、社会に貢献したいという意識からボランティア活動が広がりを見せており、今後のむらづくりにおいては、ボランティアやNPOなどの役割が重要になるといわれています。
- ボランティアとは、自発的な意志で活動すること、活動する人という意味で、積極的に社会と関わりを持ち、より良い社会を築いていくために、自分の意志で参加して行動することをいいます。
- 豊丘村においても、平成18年7月に個人ボランティアの会が約60名の参加で発足し、村内の希望者に対するボランティア活動や、岡谷市豪雨災害への活動参加等を行なっています。ボランティア活動を進めていく上では、求める人と、活動できる人を結びつけるコーディネーターの役割が重要となっています。
- NPOとは、営利を目的としない民間の団体のことで、NPO法の目的はボランティア活動を行う住民団体に法人格を付与し、その活動を促進することです。従って、NPO活動は法人としての活動により、ボランティア活動をより進化させたものといえます。
- 近所の援助が必要な方への「思いやり」や、「助け合い」が自然発生的にできる地域社会の構築と、そうした社会奉仕活動のできる人材の育成や掘り起しが急務です。

### 施策の体系



### 施策の展開

#### (1) ボランティア意識の高揚

- ・ボランティア・NPO活動の情報を積極的に提供します。
- ・地域での「思いやり」や「助け合い」の心を育むための教育や、啓発を関係する機関と連携して取り組みます。

#### (2) ボランティア活動の支援と育成

- ・ボランティアニーズの掘り起しのために、アンケート調査を実施すると共に、人材の発掘や育成にも取り組みます。
- ・既存のボランティアグループやNPO法人へ情報提供などの支援を図ると共に、新規グループや新規法人の立ち上げを促進します。

#### ■NPO

Nonprofit Organization

「営利を目的としない民間組織」の総称で、その活動は福祉、環境、文化などあらゆる分野に及ぶ。

#### ■ボランティアコーディネーター

ボランティアを行いたい人とボランティアを受けたい人を調整（コーディネーター）する人又はその立場をいう。

- ・効果的なボランティア活動を行うために、活動したい人と求める人を結びつける役割の、ボランティアコーディネーターの育成に取り組みます。

### 村民の協力と役割

- 誰もが、「できることから始めよう」という意識を持ちましょう。そして、行動しましょう。ボランティアは何と言っても自発性が大事です。
- 自分の身の回りや、隣近所をよく観察しましょう。援助が必要な部分が見えてきます。ボランティアを始めるきっかけは身近にあります。
- 一口にボランティアといっても、その活動分野は様々です。要は自分の能力に合った事をいかに見いだして、行動に結びつけるかです。

## 5 国際性豊かな地域づくり

### 現状と課題

- 本村では、中学校へのALT（外国語指導助手）の配置や外国語教室などを実施し、国際化への対応を図ってきました。
  - 人、物、情報が日常的に活発に行き来する中で、諸外国の文化や生活習慣に接する機会が増え、国際感覚の醸成が必要とされてきています。
  - このことから、村民一人ひとりが国際社会の一員としての認識をもち、自らの文化を大切にしながら、異なる文化や生活習慣などを認めあい尊重しあうことが重要となっています。
  - また、外国籍村民の増加に伴い、外国人にも住みやすい国際性あふれる地域づくりを推進することが求められています。
- （平成19年4月1日現在の村内在住外国人登録者の割合107人／7,139人 1.49%）

### 施策の体系



### 施策の展開

#### (1) 国際理解の推進

##### ① 国際性豊かな人づくり

- ・世界的視野をもった人材の育成と国際理解に向けて、村内在住の外国人を講師に迎えるなど交流を含めた形で、外国語教育の充実を図りながら実践的な取り組みを進めます。

##### ② 国際性豊かな地域づくり

- ・異なる文化や習慣・価値観等を相互に理解し尊重し合い、共生の心を育てる交流やふれあいの機会を充実します。
- ・在住外国人への生活情報等の提供の充実を図り、外国人が暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、国際結婚者への支援に努めます。
- ・外国人居住者との交流の場や機会の創出に努めるとともに、国際交流団体や村民が行う行事・活動を支援します。
- ・国際交流団体やボランティアの支援・育成に努めます。

### 村民の協力と役割

- 異なる文化や習慣・価値観等を理解し尊重し合う心を養いましょう。

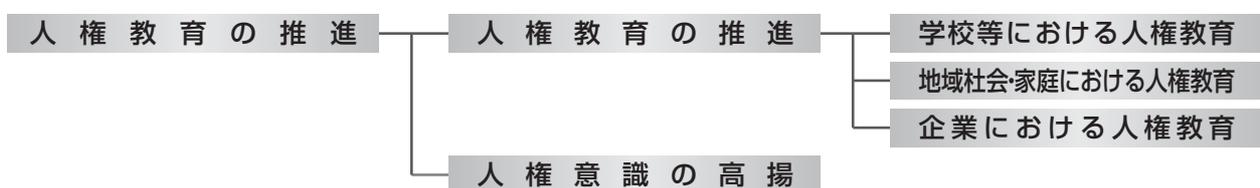
## 第2節 人権尊重の推進

### 1 人権教育の推進

#### 現状と課題

- 人権は、近代社会の原理として何人にも保障されている基本的な権利です。日本国憲法においても、侵すことのできない基本的人権として保障されています。しかし、我々の身の回りには依然として様々な人権問題が存在し、不当な差別に苦しんでいる人々がいます。
- 21世紀は人権の世紀と言われており、人権に対する国際的関心の高まりとともに、ボーダレス化が進展している今日、広く人々の間に共生の心を醸成し、人権意識の高揚を図ることが求められています。
- 本村においても、すべての人々があらゆる人権問題を正しく理解し人権尊重の精神を身に付けるよう、今後とも啓発や教育を推進する必要があります。

#### 施策の体系



#### 施策の展開

##### (1) 人権教育の推進

###### ① 学校等における人権教育

- ・人権尊重の教育により、児童生徒の豊かな心を育みます。

###### ② 地域社会・家庭における人権教育

- ・社会教育及び公民館等のさまざまな学習機会を通して自らの人権意識を高めます。

###### ③ 企業における人権教育

- ・適正な採用や待遇等に努めていただくとともに、人権教育の充実を図ります。

##### (2) 人権意識の高揚

子どもや女性・障害者・高齢者・同和問題・外国人・犯罪被害者・HIV感染者など社会全体のあらゆる人権問題を正しく理解し、すべての人々がお互いの人権を尊重し、明るい社会を築いていくため、啓発資料の配布など様々な方法で人権意識の高揚に努めます。

#### 村民の協力と役割

- 人権問題学習会等には積極的に参加し、正しい認識と理解を深めましょう。
- 地域において、人権同和教育を推進しましょう。
- 思想、信条についてお互いに理解しあいましょう。

#### ■ボーダレス

境界が薄れた状態。また、そのさま。特に世界経済・情報通信・メディア・環境問題など、国家の枠にとどまらない多様な事象や活動についていう。

#### ■HIV（エイズ）

免疫低下を起こすウイルスへの感染による免疫不全症候群。輸血や血液製剤などによる血液感染は薬害エイズとして社会問題になった。近年、異性間性交による感染が増加している。

### 第3節 生涯学習の推進

#### 1 社会教育の充実

##### 現状と課題

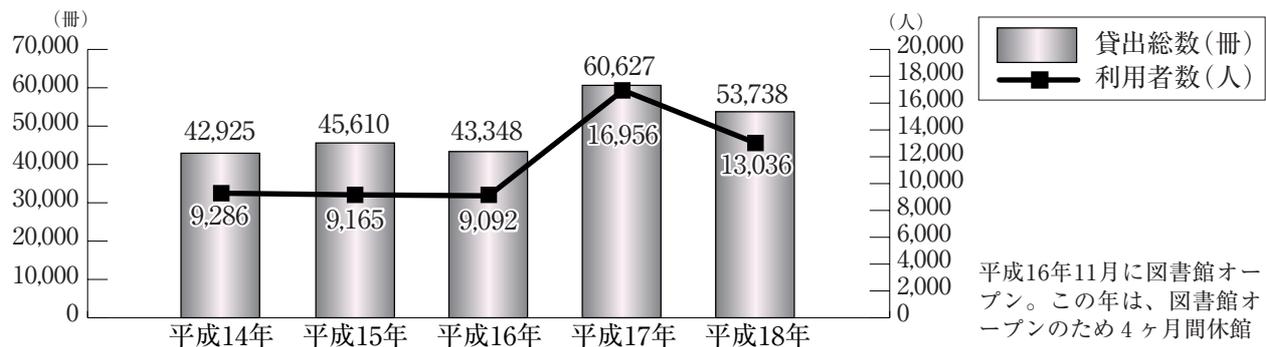
- ライフスタイルの多様化や高齢化・余暇時間の拡大により、村民の学習に対する意欲は確実に高まっており、一人ひとりの能力を伸ばし、生きがいを持って充実した人生を送れるよう、生涯にわたって学べる環境の整備が必要となっています。
- 本村は、公民館が社会教育の中心的役割を果たしており、地域住民の学習の場として各種講座・学級等を開催し多くの村民に活用されています。今後ますます公民館の果たす役割は重要であり、村民の声を聞き、村民のニーズに合った学習の機会を提供するため努力しなければなりません。

総合福祉センター利用状況

区分/年度	利用件数(件)	利用者数(人)
平成14年度	962	13,724
平成15年度	928	14,868
平成16年度	999	13,595
平成17年度	824	11,826
平成18年度	877	12,480

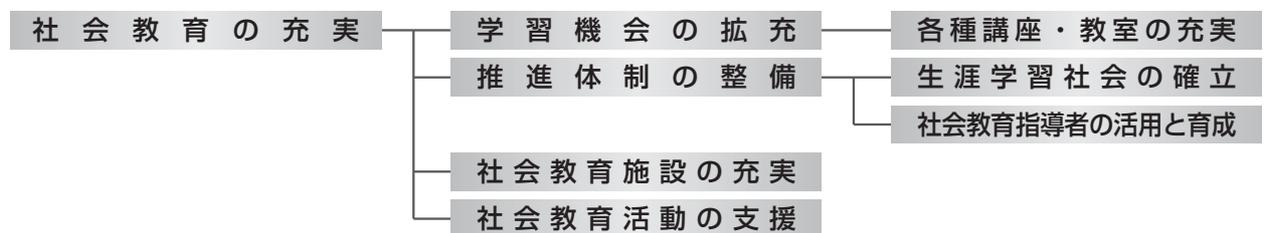
(資料：教育委員会)

図書館(室)利用状況の推移



(資料：教育委員会)

##### 施策の体系



## 施策の展開

### (1) 学習機会の拡充

#### ① 各種講座・教室の充実

- ・住民が必要とする年代に応じた講座や学級を計画的に開催します。
- ・少年期を対象とした事業を充実します。

### (2) 推進体制の整備

#### ① 生涯学習社会の確立

- ・学校教育・社会教育・家庭教育が連携し、希薄化傾向にある連帯意識と公德心の向上を図り、生涯学習社会の確立を目指します。
- ・住民の生きがい活動を促進するため、情報の提供や相談体制の整備を図ります。
- ・青壮年期を対象に学習意欲の啓発に努めます。
- ・高齢者の生きがい対策と世代間交流事業を推進します。

#### ② 社会教育指導者の活用と育成

- ・社会教育の各分野にわたり秀でた人材登録による有効活用と、指導者研修等により長期的視野に立った人材育成を行います。

### (3) 社会教育施設の充実

- ・緑に包まれた、村民の交流と憩いの場として、福祉センター・図書館の機能を持ち、村の「文化の発信地・拠点」となる文化的施設の整備を図ります。

### (4) 社会教育活動の支援

- ・公民館分館の活発な活動を推進し、自主活動グループを支援します。

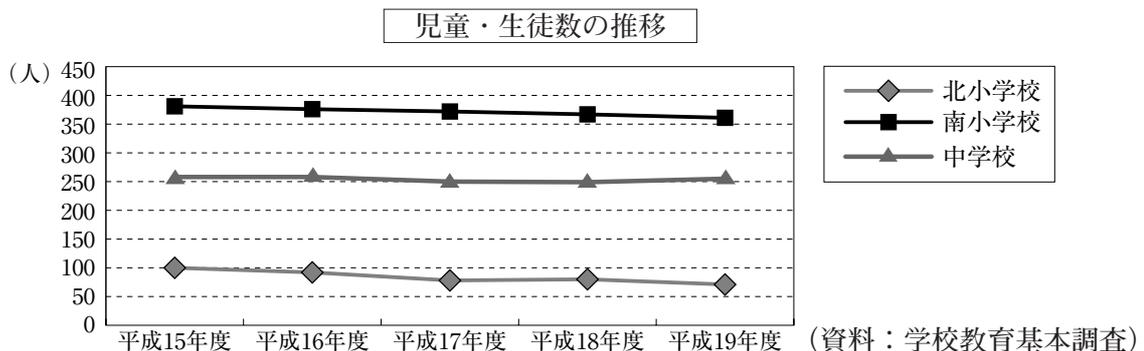
## 村民の協力と役割

- 村民一人ひとりが生涯にわたり、生き生きと豊かでうるおいのある生活が送れるよう、自発的に学習に取り組みましょう。
- 地域社会の一員であることを自覚し、住みよい村づくりに取り組みましょう。
- 村や地域で行なわれる行事に、積極的に参加しましょう。
- 「早寝、早起き、朝ごはん」による生活リズム改善運動を各家庭で実践しよう。

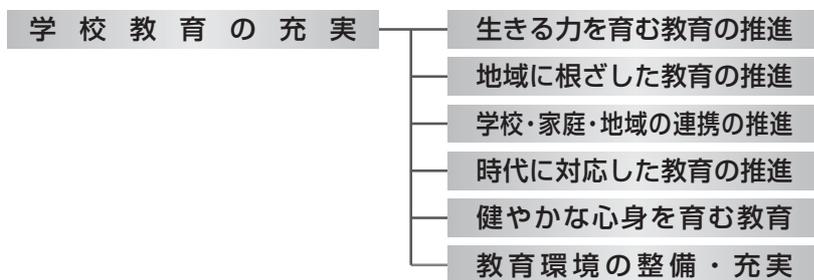
## 2 学校教育の充実

### 現状と課題

- 少子高齢化・ひとり親世帯の増加・国際化・高度情報化・環境問題の深刻化などの教育環境が変化  
する中、これらの変化を踏まえた教育の推進が求められています。  
これからの学校教育のあり方としては、基礎・基本及び人間として「生きる力」の養成を重視し、生  
徒一人ひとりがのびやかに、且つ、逞しく育つ環境づくりが一層必要になります。
- 自分の生まれ育った地域をよく知り、郷土に愛着の持てる教育が大切です。
- 子供たちを取り巻く社会環境は厳しく、健全育成への取組みや金銭にかかわる教育が重要となっ  
てきています。児童生徒の実態にあった適切な指導と、学校を中心として家庭と地域がより連携する  
必要があります。
- 生活環境の変化により成人病の低年齢化や、心の悩みは多様化してきています。そのため健康管理  
指導や心のケアが大切になってきています。
- 変化する社会情勢に対応するため、コンピューターなどの情報通信技術や、国際化などに対応でき  
る教育が必要です。
- 学校施設のうちほとんどが改修されましたが、一部は老朽化しており、計画的な改築や大規模な改  
修が必要になってきます。
- 小学校の児童数が年々減少し、現行の2校制維持の是非が論議されています。今後の方向について  
村民の合意形成が課題となっています。



### 施策の体系



## 施策の展開

### (1) 生きる力を育む教育の推進

- ・ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本及び生きる力の養成を重視し、社会変化に柔軟に対応できる能力や、心豊でたくましい人づくりをめざします。

### (2) 地域に根ざした教育の推進

- ・村をとりまく社会・自然条件や、歴史的資源、将来構想等の教材を積極的に活用して、郷土に愛着を持ち、地域の次代を担う子供たちを育てます。

### (3) 学校・家庭・地域の連携の推進

- ・家庭や学校はもとよりPTA・地区育成会活動を通して健全育成に努めます。又、生きる力を養うため、総合学習を中心に金銭教育を取り入れ、社会性を身につけます。

### (4) 時代に対応した教育の推進

- ・時代の変化に適切に対応できる情報処理能力の習得や、外国語教育の充実を図ります。

### (5) 健やかな心身を育む教育

- ・児童生徒の健やかな成長を図るため、健康管理指導の充実や心のケアを充実します。

### (6) 教育環境の整備・充実

- ・学校施設は、老朽化した南小学校体育館等の整備を計画します。
- ・小学校の児童数減少に伴う課題については、過去の経過や今後の児童数の推移など簡単には方向づけできないむずかしい課題になっています。当面は現行の2校制を維持しつつ、引続き児童数などの推移を見守っていきます。

## 村民の協力と役割

- 「早寝、早起き、朝ごはん」による生活リズム改善運動を村民運動として盛り上げましょう。
- 円満な家庭生活を通じ、子供の発育に応じた適切な養育を行いましょ。
- 自ら教育問題や子育てについて学習を深めましょう。
- 親子のふれあいを大切にしましょう。
- 地域活動を通じて、子供の教育にとってふさわしい地域環境を整備しましょう。

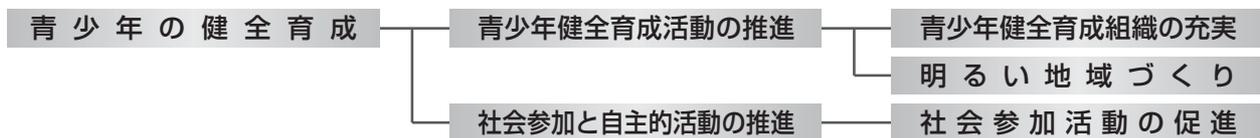
## 第4節 青少年の健全育成の推進

### 1 青少年の健全育成

#### 現状と課題

- 近年、青少年による凶悪事件の多発や薬物の乱用、いじめや不登校の増加など青少年を取り巻く環境は危機的な状況にあります。
- こうした背景には、社会の風潮や家庭・学校・地域社会等広範な領域にわたる様々な要因が相互に絡み合っており、問題への対処にあたっては村民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、それぞれの立場での自発的な行動が求められます。
- 創造性と社会性のあるたくましい青少年を育成するには、地域ぐるみで青少年を見守り、育てる体制づくりや青少年が興味を持って主体的に活動ができる場の提供が必要です。
- 次代を担う青少年が地域社会や年齢の異なる集団の中で、地域の一員であることを自覚し、協調性や自主性、社会性を身に付けることが課題となっています。

#### 施策の体系



#### 施策の展開

##### (1) 青少年健全育成活動の推進

###### ① 青少年健全育成組織の充実

- ・地域教育の場として、地区育成会の役割が重要になっており、地区育成会を校外活動の拠点として充実させるとともに、地域によって活動に差がある現状を改善していきます。
- ・青少年健全育成協議会を年1回開催していますが、この協議会も実効性のある協議会となるよう工夫・研究を進めます。

###### ② 明るい地域づくり

- ・大人も子どももあいさつが自然に交わせるよう、地域や家庭で取り組むための啓発・啓蒙します。
- ・青少年健全育成団体との連携を図りながら、有害な環境の浄化のためのパトロールや、非行防止に努めます。
- ・ボランティアによる通学通園時の防犯パトロールを推奨します。

## (2) 社会参加と自主的活動の推進

### ① 社会参加活動の促進

- ・ 青少年の文化活動やスポーツ活動を支援します。
- ・ 青少年と高齢者との世代間交流を促進します。
- ・ 青少年の体験、交流の機会を拡充するなど、社会参加の促進を図ります。

## 村民の協力と役割

- 家庭や地域でのあいさつを実践しましょう。
- 将来を担う青少年を地域ぐるみで見守り育てましょう。
- 地区育成会活動に積極的に参加し、活動を盛り上げましょう。
- 家庭で正しいしつけを身に付けさせましょう。
- 青少年の非行を見つけたら注意する勇気を誰もが持ちましょう。
- 青少年も地域社会の一員であることを自覚し、地域活動に積極的に参加しましょう。

## 第5節 スポーツと文化の振興

### 1 スポーツ振興

#### 現状と課題

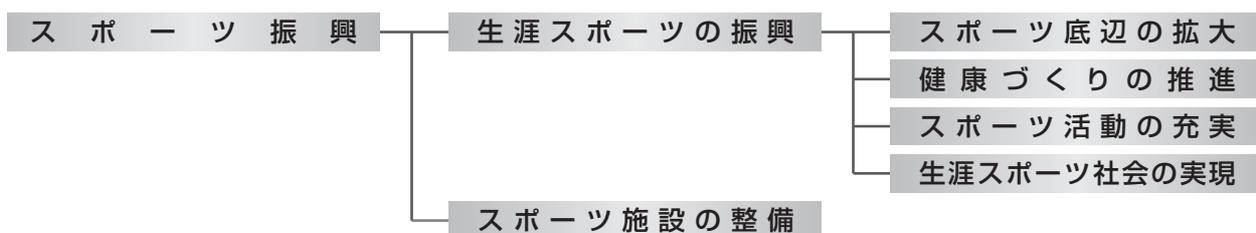
- 高齢化の進展、余暇時間の拡大等により健康増進のためだけではなく、人生を明るく豊かにするため又、地域住民との交流を目的としてスポーツに親しむ人が増加しています。
- 村では、子供からお年寄りまで「村民みなスポーツ」を目指し、各種スポーツの底辺の拡大、レクリエーションスポーツの普及、各種大会の開催に力を入れてきました。
- スポーツを通じて「誰もが、いつでも、どこでも」気軽にスポーツが楽しめ、健全な心身を養い、共に励ましあえる仲間づくりや明るい健康な活力ある村づくりの実現を目指していくことが必要です。
  - ・ニュースポーツの普及や少年少女スポーツクラブの育成を図り、生涯を通じて健康で明るい生活が営めるような環境をつくる必要があります。
  - ・スポーツの技術のみならず、スポーツのあり方についても正しい知識の普及に努め、スポーツ教室の開催や独自の地域スポーツ情報の提供を行い、さらには地域スポーツ振興の推進役として指導者を養成していくことが必要です。

体育施設利用状況

(単位：人)

区分／年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
村民体育館	32,746	26,664	22,761	27,585	33,272
村民運動広場	10,936	9,406	11,301	12,157	10,427
スポーツ館	7,125	8,846	6,924	9,154	7,649
アカシヤマレットゴルフ場	3,253	3,841	3,666	6,099	2,844
水辺マレットゴルフ場	873	1,688	2,710	3,246	2,340

#### 施策の体系



#### 施策の展開

##### (1)生涯スポーツの振興

###### ①スポーツ底辺の拡大

- ・誰もが楽しく参加できるニュースポーツ等を普及します。
- ・スポーツ指導員の養成等資質の向上を図ります。

**②健康づくりの推進**

- ・健康維持対策の運動について施設整備とともに、関連部局と連携を取りながら積極的に取り組みます。

**③スポーツ活動の充実**

- ・各種スポーツ大会を年間計画に基づいて開催します。
- ・少年少女のスポーツ活動の充実及び、少年少女スポーツクラブの育成を推進します。
- ・青壮年のスポーツ活動の充実を推進します。
- ・高齢者・身障者のスポーツ振興を図ります。

**④生涯スポーツ社会の実現**

- ・生涯スポーツ社会の実現に向け、「総合型地域スポーツクラブ」の設立を推進します。

**(2)スポーツ施設の整備**

- ・住民ニーズに合った施設の整備と、運営の効率化を図り、利用頻度の高い施設運営を図ります。

**村民の協力と役割**

- 自分の体力や適正に応じたスポーツを選択し、快適な生活と健康増進のため、積極的にスポーツに取り組みましょう。
- 短時間の運動でも継続的に行うよう努力しましょう。
- スポーツの正しい知識を身につけ、指導者として地域スポーツ振興を図りましょう。
- 体育施設は公共の施設として認識し、使用規則を守り大切に使用しましょう。

## 2 文化財保護と地域文化の振興

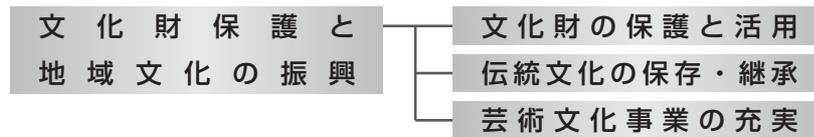
### 現状と課題

- 本村の歴史は古く、旧石器時代から人が住みつき、土地の利を生かした独自の暮らしを拓いてきたといわれ、村内各地から縄文時代の土器や土偶、古墳時代の須恵器などが多数出土しています。指定された各所の文化財をはじめ天然記念物・史跡等を、文化財保護条例に基づき郷土の文化財として末永く保存し、後世へ継承していかなくてはなりません。
- 文化財を保護し、郷土の歴史・文化などに理解を深め郷土に愛着を持つ心を醸成していく必要があります。
- 各地区を中心に行われてきた伝統芸能や文化的行事により培われた連帯や協調性が、近年個々の趣味の多様化や就労条件等の社会情勢の変化とともに希薄になりつつあります。

豊丘村指定文化財

種別	名称	指定年月日	所在地
建造物	泉龍院山門	S 57.12.15	河野
//	慈恩院山門	S 60.4.16	伴野
//	佐原観音堂	S 60.4.16	佐原
仏像	林薬師如来	S 57.12.15	林
//	伴野阿弥陀如来	S 57.12.15	伴野
石造物	慈恩院宝きよう印塔	S 57.12.15	伴野
城跡	本城	S 57.12.15	河野
出土品	長頸壺	S 57.12.15	歴史民俗資料館
//	パン状炭化物	S 57.12.15	歴史民俗資料館
//	線刻画入り小型土器	S 57.12.15	歴史民俗資料館
//	中手田遺跡・出土品	H 15.9.29	歴史民俗資料館
古墳	大宮古墳	S 61.12.17	河野(大宮)
//	境なし古墳	S 61.12.17	柿外土
//	小野山第一号古墳	S 61.12.17	小園(小野神社)
//	小野山第二号古墳	S 61.12.17	小園(小野神社)
歴史遺品	河野人形頭	S 60.4.16	歴史民俗資料館
植物	コブシ(タムシバ)の群生林	S 60.4.16	野田平
//	クダザキ(ツツザキ)ヤマジノギク	S 57.12.15	標高800m以上
//	ミヤマトサミズキ	H 元.4.13	標高800m以上
//	大トチノキ	H 3.5.17	野田平
天然記念物	笹見平しだれ桜	H 15.9.29	堀越
名勝	日本一のポットホールがある名勝地 大明神淵	H 17.2.23	野田平

## 施策の体系



## 施策の展開

### (1)文化財の保護と活用

- ・指定文化財等を地域の宝として保護するとともに歴史資料の収集と活用を図るため、歴史民族資料館の有効利用を図ります。
- ・文化財等について学習することにより郷土に愛着を持つ心を培い、文化財に関する情報・研究成果などの資料を積極的に提供します。

### (2)伝統文化の保存・継承

- ・各地区を中心に行われる伝統芸能や文化的行事の担い手の育成や保存団体などの活動に対し支援します。

### (3)芸術文化事業の充実

- ・豊かな情操を養い、創造力を高めるため、公民館・資料館を中心に音楽・絵画などの芸術文化に接する機会の充実を図ります。

## 村民の協力と役割

- 郷土の歴史や文化を学び、郷土に対する理解を深めましょう。
- 歴史民族資料により次代を担う子供達に郷土の歴史と生活の知恵を伝えましょう。
- 文化財等を後世へ継承することは重要な責務と認識し、その保護に努めましょう。

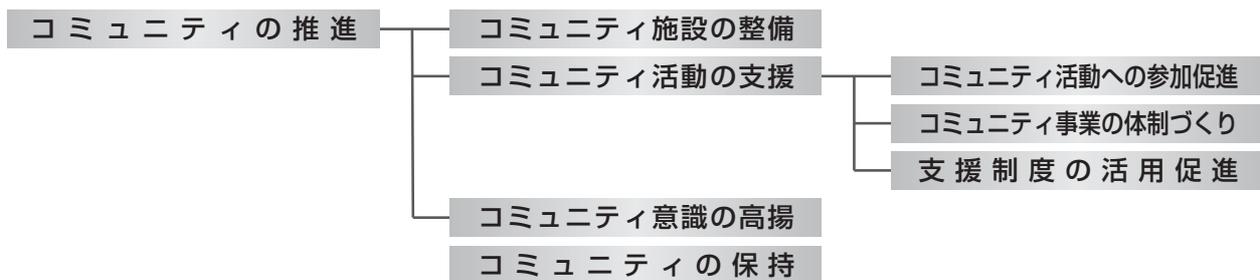
## 第6節 コミュニティの推進

### 1 コミュニティの推進

#### 現状と課題

- 農家の兼業化と村外への通勤者の増加、都市化による新住民の増加など、住民にとって最も身近な集落・地区のコミュニティの状況が大きく変化してきました。価値観や生活様式の多様化、地域の共同意識・関心の薄れ、人間関係の複雑化・希薄化などにより、隣組・区などの地域の自治組織への未加入者は増加し、地域行事への不参加も増えています。
- 村内には昔から多くの伝統芸能や文化的行事が各地区を中心に行われ、地域の連帯や協調性が培われてきましたが、近年個々の趣味の多様化や就労条件等の社会情勢の変化とともに、これらの連帯・協調性が希薄になりつつあります。
- 今後、年齢・性別・国籍などにかかわらず、村内に住む人々が一緒になって快適・安全で住みよい地域、心の通い合った地域づくりを推進していく必要があります。
- 現在急速に進行している少子化と高齢化は、地域の過疎化と相まって、農山村にとってコミュニティの崩壊さえ招きかねない深刻な問題です。

#### 施策の体系



#### 施策の展開

##### (1) コミュニティ施設の充実

- ・「家族・近隣・地域社会」人の和なくして良い環境づくりはありません。誰もが気軽に集まれるコミュニティ施設の充実を進めます。
- ・地域づくり事業やコミュニティ助成事業等の積極的活用を図ります。

##### (2) コミュニティ活動の支援

###### ① コミュニティ活動への参加促進

- ・新規定住世帯等に対し隣組・自治会・区などへの加入の働きかけを行い、コミュニティ活動への参加を促します。

###### ② コミュニティ事業の体制づくり

- ・公民館活動や保健・福祉・環境・防災など地区での事業との連携・調整を図り、コミュニティ事

業が有効に展開できる体制づくりを進めます。

### ③支援制度の活用促進

- ・豊丘村が平成18年度に創設した『自らつくる地域づくり事業交付金』や県の支援制度である『地域発 元気づくり支援金』などコミュニティ活動を支援する制度の有効利用を促進します。

### (3)コミュニティ意識の高揚

- ・価値観の相違を認め合いながら協調し合える地域づくりを進めます。

### (4)コミュニティの保持

- ・過疎化に加え、急速な少子化と高齢化の進展によりコミュニティの崩壊も危惧されます。コミュニティを保持するための対策も考えていく必要があります。

## 村民の協力と役割

- 地域の行事には積極的に参加し、コミュニティを推進しましょう。
- 地域の課題を再認識し住みよい地域づくりを推進しましょう。
- 地域に対する愛着を育み、誇りを持って暮らせるように、皆で取り組みましょう。
- 各地域において、誰もが気軽に参加できるコミュニティ活動の再構築を図りましょう。



# 基本計画 第3章

## 「緑」自然と人が 共生する郷づくり

### — 環 境 —

- 第1節 環境にやさしい  
むらづくりの推進
- 第2節 清らかな水環境の保全
- 第3節 美しくやさしい  
生活空間づくり
- 第4節 循環型社会の構築

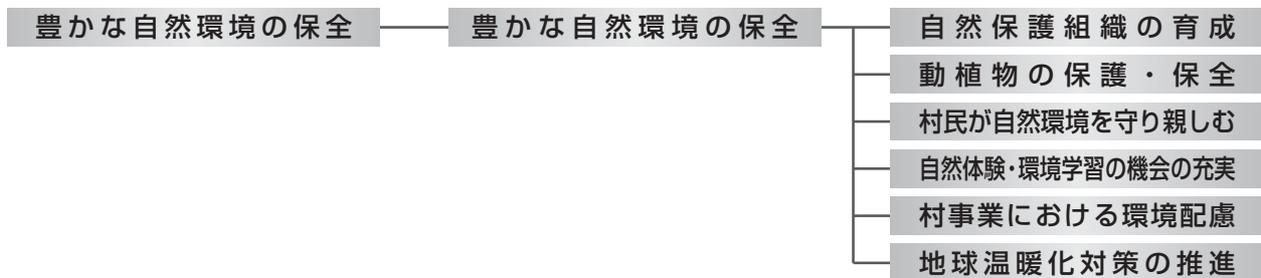
## 第1節 環境にやさしいむらづくりの推進

### 1 豊かな自然環境の保全

#### 現状と課題

- 自然環境は、あらゆる生物の大切な生存基盤であり、誰もが豊かな自然の恵みを楽しむことができ、動植物にとっても良好な生息・生育環境が確保されるように保全する必要があります。
- うるおいとやすらぎのある暮らしや交流活動に欠くことのできない豊かな自然環境を保全するとともに、自然とのふれあいを通じ、その仕組みや大切さを理解することが必要です。
- 村土の80%を占める緑豊かな森林は、水資源のかん養や国土の保全などの多面的機能を持っており、また、美しい渓谷を形成する河川は人々にうるおいを与えます。しかし、森林地帯は手入れが不十分であり、河川は倒木などにより荒廃が進んでいます。村民参加による維持管理体制の育成を図り、豊かな森林、美しい河川を育てていくことが求められています。
- 都市化や産業基盤の整備などにより、自然環境の破壊が見受けられます。一方、自然保護をめざして、虫などの水生生物などの調査、観察、保護の活動が行われ、生態系に配慮した水辺環境の再生などの努力も行われています。しかし、住民の自然保護意識の向上とともに、豊かな自然環境を保全・復元する取り組みを村全域に広げて行くのはこれからの課題です。
- 地球の平均気温は20世紀の間に0.6℃上昇しました。このままでは、2100年には、さらに最大で6.4℃上昇し、異常気象、生態系の変化、食糧危機など自然や社会へ様々な影響を及ぼすといわれています。  
村では、自らが温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、村民・事業者・行政が一体となつて地球温暖化防止への取組が求められています。

#### 施策の体系



#### 施策の展開

##### (1) 豊かな自然環境の保全

- ①自然保護組織の育成
  - ・自然保護組織の育成を図ります。
- ②動植物の保護・保全
  - ・村内の動植物の実態把握と希少な動植物の保護・保全に努めます。

**③村民が自然環境を守り親しむ**

- ・森林・里山や身近な河川の保全に努め、村民をはじめ多くの人々が、自然とふれあえる場を提供します。それにより、身近な自然の価値の再発見を促し、次の世代に伝えていく気運を高めます。

**④自然体験・環境学習の機会の充実**

- ・自然体験・自然学習等を通じて、住民意識の啓発を図ります。

**⑤村事業における環境配慮**

- ・公共事業を実施する際には、自然環境の保全に充分配慮します。

**⑥地球温暖化対策の推進**

- ・吸収源対策としての森林整備を推進します。

**村民の協力と役割**

- 自然体験・自然学習に積極的に参加し、自然とのふれあい、その仕組みや大切さを理解しましょう。
- 村内の希少な動植物の保護・保全に努めましょう。
- 自然環境の保全に配慮した公共事業について理解しましょう。
- 村の大切な資源である竹林の適正な管理を実施しましょう。又、竹林整備を含めた里山保全の重要性を深く理解しましょう。

## 第2節 清らかな水環境の保全

### 1 水環境の保全

#### 現状と課題

- 水は流下・浸透等により地表・地下を通じて河川の水量確保や水質浄化・生態系の保全に大きな役割を果たしながら循環しています。そして、住民生活や産業活動を支えるとともに、人々の生活に潤いをもたらしてくれる大切な自然資源です。本村では、平成元年から下水道等整備（平成18年水洗化率98.9%）に取り組み、天竜川をはじめ多くの河川・水路等の水質改善・保全に努めてきました。今後も水環境の保全に努め、豊かな自然が持つ自らを浄化させる作用を維持・増進し、良好な環境水準を確保する必要があります。
- 本村は村土の90%を森林と農地が占めています。このため、水源かん養機能が充分発揮できるよう、適正な維持管理に努めていかななくてはなりません。特に地下水は一度汚染されるとその回復が容易でないことから、汚染の防止に努め、健全な水環境の確保を図る必要があります。

#### 施策の体系



#### 施策の展開

##### (1)水環境の保全

###### ①水質の保全

- ・水質汚濁の防止や水環境の保全についての意識啓発を図ります。
- ・下水道・合併処理浄化槽の機能維持を推進し、生活雑排水等による水質汚染の防止に努めます。
- ・産業排水対策を推進し、河川の水質保全に努めます。
- ・河川・地下水の水質検査を定期的実施し、良好な水質の保全に努めます。
- ・地下水への影響が懸念される除草剤・農薬をはじめとする汚染物質の使用・排出等に対する指導など、地下水汚染防止対策を推進するとともに、地下水の保全意識の高揚を図ります。

###### ②水源地域の保全

- ・森林・農地の適正な維持管理を図り、その水源かん養機能を向上させ、良質な水の安定供給を図ります。

#### 村民の協力と役割

- 森林・農地のもつ水源かん養機能を認識し、その維持管理を図りましょう。
- 水質汚濁の防止や水環境の保全に対する意識の高揚を図りましょう。

## 第3節 美しくやさしい生活空間づくり

### 1 良好な景観の形成

#### 現状と課題

- 天竜川が形成した日本一とうたわれる河岸段丘。眼下には天竜川が滔々と流れ、西に雄大な中央アルプスを望み、東に緑豊かな伊那山脈が連なり南アルプスへと続いています。その伊那山脈に源を発する七つの河川は、美しい渓谷をつくり天竜川に注ぎ、村全体が美しい豊かな景観をつくっています。また、風格のある民家や広大な田園、手入れの行き届いた果樹園など、人々の暮らしが農村の美しい景観を育んでいます。しかし、農業生産を放棄した荒廃農地や、農業地帯への宅地開発、放置された空家・廃屋などにより、景観の破壊が進んでいます。
- 現在、身の回りの景観に対する住民の意識は高いとはいえ、積極的な景観保護、景観形成の取り組みはなされていません。本村の特性を生かし、周囲と調和した景観の形成を図るとともに、住民の美しい景観形成に対する意識の高揚を図る必要があります。また、住民協定づくりなどによる景観の再生に向けた取り組みが必要です。

#### 施策の体系

良好な景観の形成

良好な景観の形成

周囲と調和した景観の形成の推進

住民意識の高揚

住民参加による景観の形成

#### 施策の展開

##### (1) 良好な景観の形成

###### ① 周囲と調和した景観の形成の推進

- ・豊かな自然と農村のたたずまいを生かし、周囲と調和した景観の形成を図ります。

###### ② 住民意識の高揚

- ・住民の美しい景観に対する意識の高揚を図ります。

###### ③ 住民参加による景観の形成

- ・景観形成住民協定の締結を支援し、住民による自主的な地域の景観づくりを促進します。

#### 村民の協力と役割

- 点検・学習を行い、美しい景観に対する意識の高揚を図りましょう。
- 景観保護、景観形成の取り組みを推進しましょう。

## 第4節 循環型社会の構築

### 1 一般廃棄物処理対策

#### 現状と課題

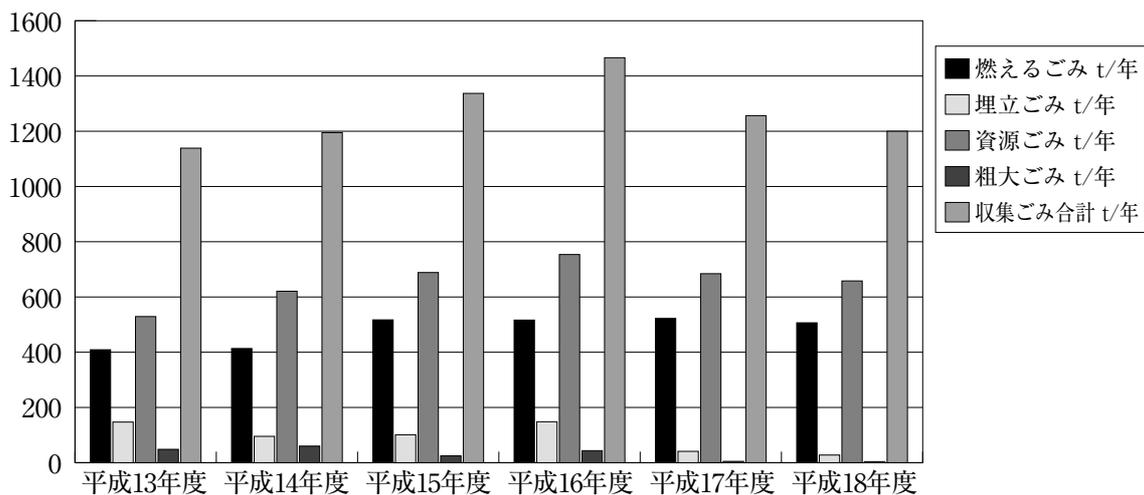
- 「自分が排出する廃棄物は、自分で処理する。」を原則に住民各自が自覚と責任を持つことが大切なことから、収集袋を統一。全てのごみ排出は収集袋で行うことを徹底しました。
- 容器包装プラスチック・ビニール、紙製容器包装、ビン、ペットボトル、鉄くず、廃プラスチック類は分別収集を行い、再資源化を図っています。又、小中学校の資源回収にも積極的に協力しています。
- 不法投棄や空き缶等散乱防止運動については、住民参加によるゴミゼロ運動を母体に積極的な啓発運動を推進しています。又、毎月2回、不法投棄監視員による巡回パトロールを実施しています。
- 今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は環境に悪影響を与えており、廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理を進めることにより、環境への負荷の少ない循環型の社会を構築する必要があります。

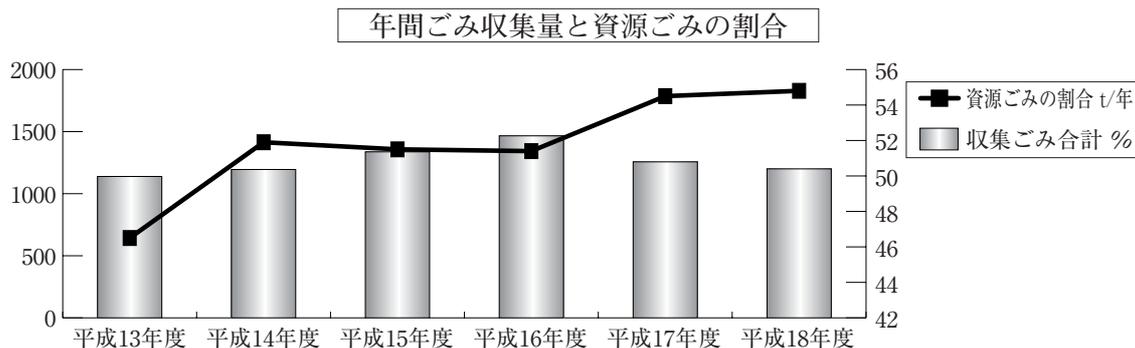
ごみ処理量の推移

(単位：t/年)

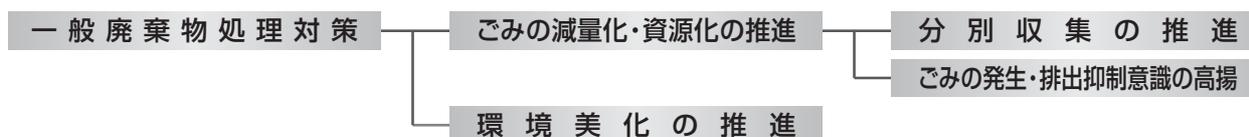
区分/年度	平成年14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
燃えるごみ	413.4	517.2	516.4	522.3	506.6
埋立ごみ	95.4	101.0	148.2	41.1	27.7
資源ごみ	620.8	688.5	753.7	684.3	658.1
粗大ごみ	60.1	25.0	43.6	4.8	3.9
収集ごみ合計	1195.0	1337.1	1466.1	1256.5	1199.9
資源ごみの割合	51.9%	51.5%	51.4%	54.5%	54.8%

ごみ処理量の推移





## 施策の体系



## 施策の展開

### (1)ごみの減量化・資源化の推進

#### ①分別収集の推進

・リサイクルを目的に徹底した分別収集を行います。

#### ②ごみの発生・排出抑制意識の高揚

- ・ごみの減量化やリサイクルについて意識啓発を図り、村民総参加の取り組みを推進するとともに、各方面への働きかけを本村から発信します。
- ・環境に配慮した、消費行動の意識啓発を図ります。

### (2)環境美化の推進

- ・不法投棄防止監視員を配置し不法投棄に対する監視を強化するとともに、不法投棄をしない、させない環境づくりを住民と一体となって推進します。

## 村民の協力と役割

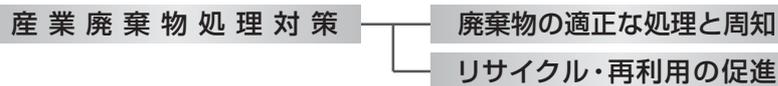
- リサイクルを推進するとともに、生ごみを堆肥化してごみの減量化に努めましょう。
- ごみや空き缶の投げ捨て、不法投棄は絶対に行わないようにしましょう。
- 環境に関心を持ち、ごみ問題について学習を深めましょう。

## 2 産業廃棄物処理対策

### 現状と課題

- 社会経済の伸展にともない、建築廃材等の産業廃棄物は増加してきており、また産業廃棄物を取り巻く社会情勢や各種法律の規制が厳しくなるなかで関係企業はその処理に苦慮しています。
- 村内には、民間で設置した処分場が3箇所あり、そのうち1箇所で埋立処理が行われています。

### 施策の体系



### 施策の展開

#### (1) 廃棄物の適正な処理と周知

- ・環境保全等から新たな処分場建設の受入には慎重を期しますが、村内企業の健全育成を図るため、村内の産業廃棄物処理について適正に処理できるよう配慮します。
- ・産業廃棄物の処分については、県と連携を図り、適正な処理及び管理を指導します。
- ・一般廃棄物と混同しがちな農業用の資材・機材等は産業廃棄物にあたるため、県及び関係団体等と連携を図り、その適正な処理・排出・管理を周知、指導します。

#### (2) リサイクル・再利用の促進

- ・循環型社会の形成に向け、建設リサイクル法に規定する建設資材及び食品リサイクル法に規定する食品残渣についても再資源化を行うよう周知、指導します。

### 村民の協力と役割

- 建築廃材等の廃棄物の減量化を推進しましょう。
- 処理場建設にあたっては、地域の課題として取り組みましょう。

# 基本計画 第4章

## 「快」安全で快適な うるおいのある郷づくり

—暮らし、社会基盤—

- 第1節 総合的な防災対策の推進
- 第2節 道路・交通体系の整備
- 第3節 生活環境の向上
- 第4節 交通安全・防犯対策の充実
- 第5節 上下水道の整備と充実
- 第6節 地域情報化の推進

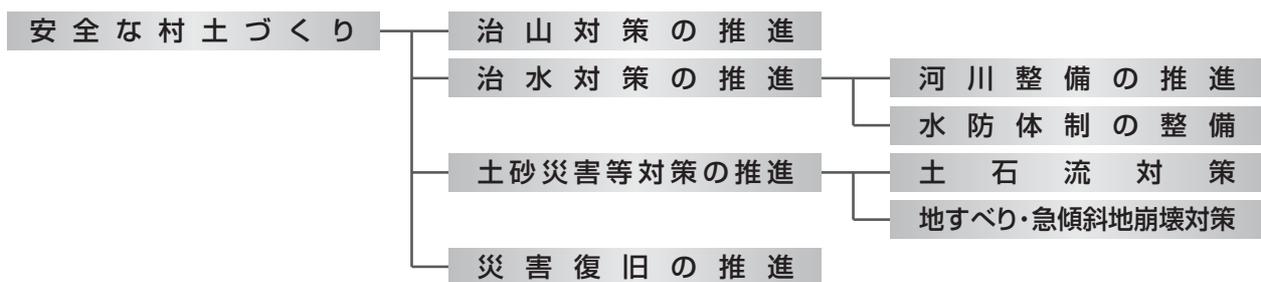
## 第1節 総合的な防災対策の推進

### 1 安全な村土づくり

#### 現状と課題

- 村土の約80%を占める森林は、土砂の流出、土壌の侵食等の山地災害を防止する重要な役割を担っています。しかし、その地形は急峻であり、山間地においては数多くの崩壊地が見られ、土石流や急傾斜地の崩壊による災害の発生が懸念される状況にあります。そのため、健全な森林づくりや適切な治山対策を講じる必要があります。
- 村内の一級河川は下流において天井川となっている河川が多く、住民が安心して快適な生活を営むためには天井川の解消か、あるいは現在の護岸を、強固な護岸への改修が要望されています。  
また、天竜川においても重要水防箇所が数多くあり、これらの解消も重要な課題となっています。
- 中段地帯のほ場整備と道路改良の延長等により、大雨の際は、排水が一時的に下段地帯の河川の排水路に集中し、水害が発生しています。
- 急峻な地形で災害の発生が多い本村においては、河川上流へダム建設や河川改修など治山・治水対策を進め、下流の村土保全と住民生活の安定を図る必要があります。

#### 施策の体系



#### 施策の展開

##### (1) 治山対策の推進

- ・保安林の適正な配備を計画的に進めるとともに、土地利用の適正化に努めます。
- ・治山事業を計画的に進め、山地災害危険地区を総合的に整備し村土の保全機能の向上を図ります。

##### (2) 治水対策の推進

###### ① 河川整備の推進

- ・天竜川の重要水防箇所の解消及び1級河川護岸整備を促進します。
- ・準用河川等の整備を促進します。
- ・用排水路の整備を行い、渇水対策、災害防止対策を図ります。

###### ② 水防体制の整備

- ・水防資材の確保に努め、情報収集、迅速な伝達及び応急体制の整備を図ります。

### (3) 土砂災害等対策の推進

#### ① 土石流対策

- ・ 土石流発生の危険性が高い溪流を中心に砂防堰堤の建設を推進します。
- ・ 土石流危険溪流の表示をはじめ、総合的な土砂災害対策を推進します。

#### ② 地すべり・急傾斜地崩壊対策

- ・ がけ崩れなどで人家等に危険を及ぼす箇所を点検し、防災工事を進めます。

### (4) 災害復旧の推進

- ・ 被害箇所の早期復旧を図ります。

### 村民の協力と役割

- 森林づくりへの理解を深め、森林・竹林の健全化に協力しましょう。
- 河川清掃等身近な環境の保全と河川愛護に協力しましょう。
- 用排水路の適正な維持管理に協力しましょう。

## 2 消防組織の整備と強化

### 現状と課題

- 本村の常備消防については、飯田地区広域消防組合に加入し、飯田下伊那の市町村とともに常備消防の強化を図っています。また、村の消防団が非常備消防として活動しています。
- 本村の消防団の現体制は3分団（現団員176人）で組織が編成されていますが、新入団対象者数の減少等により、団員の確保が困難になってきています。今後、より効率的な組織再編を進める中で、現状に適した体制を整えていきます。
- 消防団員は、私生活への抑制を受けながらも、団員としての使命を認識し、地域住民の生命財産を守るため努力しています。このため、団員の待遇改善や福祉の向上を図る必要があります。また、団員を支える家族へのケアも必要です。
- 団員の村外勤務者の増加により、昼間の緊急出動体制に支障が生じてきている状況から、役場職員が対応する役場班を設置しました。今後、この状況が更に進行する事が予想される為、地域及び地元企業の協力も検討する必要があります。
- 消防車両や消防ポンプ及びポンプ置場・詰所は計画的に更新していく必要があります。また、同様に消防水利などの施設の整備も必要です。

火災発生状況

(単位：件・㎡・千円)

区分／年次	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
火 災 件 数	4	1	4	2	3
建 物 焼 失 面 積	1	112	4	0	0
損 害 額	198	2,013	56	51	600

(資料：飯田広域消防・予防課)

消防施設状況

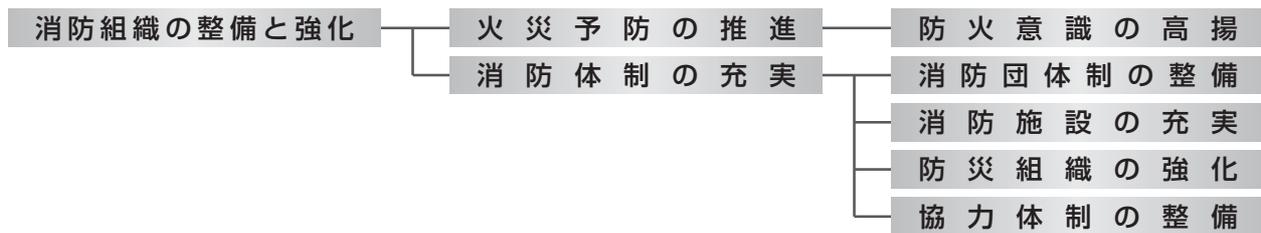
(単位：人・分団・台・基)

区分／年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
分 団 数	3	3	3	3	3
団 員 数	196	187	176	178	176
消 防 自 動 車	1	1	1	0	0
可 搬 動 力 ポンプ	14	14	14	15	15
動 力 ポンプ積載車	14	14	14	15	15
消 火 栓 数	52	52	52	52	52
防 火 水 槽 総 数	97	97	97	97	97
うち40m <sup>3</sup> 以上	56	56	56	56	56
うち20～40m <sup>3</sup>	41	41	41	41	41

※消火栓数は口径150mm以上のもの

(資料：消防防災対策現況調査)

## 施策の体系



## 施策の展開

### (1) 火災予防の推進

#### ① 防火意識の高揚

- ・自分の郷土は自分たちで守るという、防火意識の高揚を図り、地域を守る自主消防組織の整備育成を推進します。

### (2) 消防体制の充実

#### ① 消防団体制の整備

- ・現在の消防団定員200人体制を検討し、消防団組織、機関の整備統合を進め、消防団定員180人体制を目指します。
- ・消防団への加入・未加入の不公平是正のため、村と地域で対応策を検討する。
- ・団員の確保には、団・地域が一体となって適齢年齢の者に勧誘活動制度を進める体制を確立し、村民の自主防災に対する協力意識の高揚を図ります。また、女性団員の加入も積極的に進めていきます。
- ・団員の負担軽減のため、効率的な訓練内容の検討と出勤手当の見直しを図ります。

#### ② 消防施設の充実

- ・詰所の改築や機具機材の整備更新を、地元の協力を頂きながら年次計画に沿って実施します。

#### ③ 防災組織の強化

- ・村職員による役場班の充実に加え、今後地域での消防OBによる緊急出動態勢の整備を検討します。

#### ④ 協力体制の整備

- ・有効かつ効率的な消防活動と啓蒙活動の充実のため、日赤奉仕団・交通安全協会・幼年消防クラブ・自主防災組織等との協力体制を整備します。

## 村民の協力と役割

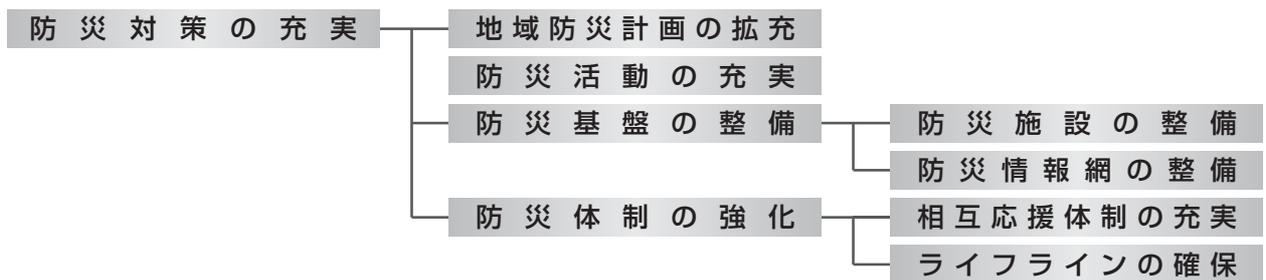
- 消防団に対する理解を深め、団員の確保に協力しましょう。
- 消防水利施設の管理を地域住民が中心となり実施しましょう。
- 自主防災組織の必要性を理解し、隣近所で助け合う体制を確立しましょう。
- 家庭内で防火について話し合い、火事を出さないよう心掛けましょう。また、住宅用火災報知機の期限内設置に努めましょう。

### 3 防災対策の充実

#### 現状と課題

- 本村では、災害から村民の生命・財産を守るため、災害対策基本法に基づき豊丘村地域防災計画を策定していますが、社会構造の変化、地域の実情にあわせ平成19年度に見直しを行いました。今回、見直された豊丘村地域防災計画に基づき、防災施設の整備、防災訓練などの地域住民と一体となった防災対策の充実に努めていきます。
- 近年地震や自然災害が多発しており、防災に対する村民の関心は高揚してきています。しかし、住民同士の連携感の低下が叫ばれる中、現在各地域で自主防災組織としての活動できるかという点、若干心配な部分が見受けられます。この関心が高まった今、行政と住民が共に地域を守る為の体制を話し合い、災害発生の際には混乱を起こさないよう対応できる組織の整備と、組織同士の意識の統一が急務な課題となっています。
- 本村においては、防災行政無線及び地域衛星通信ネットワークの情報伝達施設が整備されており、更に平成18年度にはCATVの防災用デジタル化整備も完成し、より迅速な情報伝達が可能となりました。しかしながら、各機関からの情報システムの高度化に伴い、現在の防災無線のデジタル化整備も近年中に必要な事業であります。今後は、更に関係機関と研究を進め、近隣町村と共に整備する必要があります。

#### 施策の体系



#### 施策の展開

##### (1) 地域防災計画の拡充

- ・豊丘村地域防災計画の住民への周知を行い、計画に沿った安全の確保と対策・体制等の確立及び、毎年の内容検討による修正を加え、常に有効な防災業務の遂行を図ります。

##### (2) 防災活動の充実

- ・自分の郷土は自分たちで守るという、防災意識の高揚と自主防災組織の充実を図ります。

■防災行政無線

災害発生時の応急活動に係る情報の伝達を、迅速かつ的確に行うための無線通信手段。

■地域衛星通信ネットワーク

民間の通信衛星を利用して、全国の自治体間や県と市町村間などで防災情報や行政情報の伝送を行うネットワーク。

■ライフライン

電気・ガス・水道・通信など、生活に不可欠な物資の補給機能のこと。広義には交通や流通システムを含む。

### (3)防災基盤の整備

#### ①防災施設の整備

・災害時に迅速な対応ができるよう、施設の整備及び資機材の更新を計画的に行います。

#### ②防災情報網の整備

・村内の防災拠点との連絡や村民への迅速な災害情報の提供を図るため、防災行政無線の活用体制を整備するとともに、衛星通信ネットワークを有効活用し、関係機関との情報連絡体制の確立を図ります。

### (4)防災体制の強化

#### ①相互応援体制の充実

・近隣市町村との相互応援協定に加え、大規模災害に備えた遠隔地との相互応援協定の締結に努めます。

#### ②ライフラインの確保

・上下水道・電気・通信などライフライン関係機関との連携を密にし、災害時の情報伝達、初動体制の強化を図るとともに、災害に強い施設整備の促進に努めます。又、管内企業とも支援協定の締結を図っていきます。

### 村民の協力と役割

- いざという時の心構えについて家族で話し合い、災害に対する備えを充実しましょう。
- 自主防災組織の必要性を認識し、隣近所で助け合う体制をつくりましょう。
- 各地区で実施する防災訓練に、積極的に参加しましょう。

## 第2節 道路・交通体系の整備

### 1 道路交通網の整備

#### 現状と課題

##### ○村内の幹線道路

本村の幹線道路は、南北に県道伊那生田飯田線、広域農道及び竜東一貫道路が、又下段と上段を結ぶ路線として、黒谷線など6路線があります。

近隣町村へは、それぞれ県道で接続しておりますが、伊那生田飯田線は、大型車の交通量に比較して幅員が狭く、すれ違いに困難をきたしており、バイパス道路として竜東一貫道路の建設を進めてきました。

その先線としての天竜川架橋は、豊丘村は勿論のこと下伊那北部地域の産業、経済及び文化の振興、流通条件の向上など、この地域の活性化のための最重要課題です。

県道は引き続き市田停車場線の改良を進めており、早急な改良が必要です。

##### ○生活関連道路

村の中心地と山間地を結ぶ幹線道路は概ね完成したため、今後は集落内道路の小規模な改良及び維持補修が必要です。

##### ○広域的道路

三遠南信自動車道も着々と進められており、喬木インターチェンジと中央自動車道の松川インターチェンジを結ぶアクセス道路の整備促進を図る必要があります。

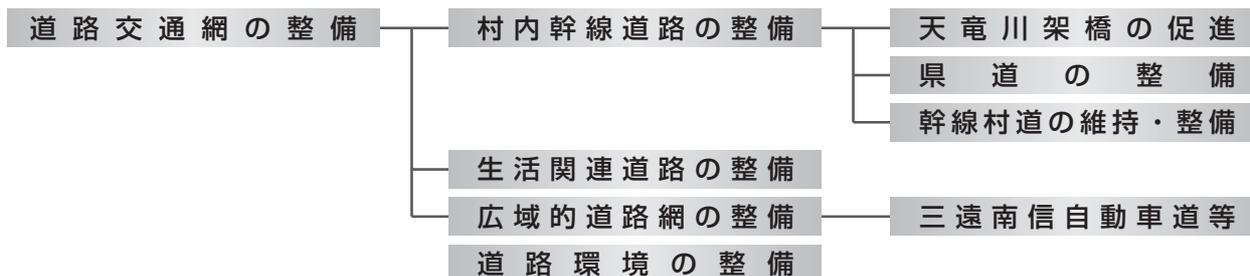
道路整備状況

(平成19年4月1日現在)

区 分		路線数 (路線)	実延長(a) (km)	改良済延長(b) (km)	b/a (%)	舗装済延長(c) (km)	c/a (%)
県 道		4	14.2	12.3	86.6	14.2	100.0
村	1 級	11	44.6	43.1	96.6	41.9	93.9
	2 級	11	23.7	16.1	67.9	22.0	92.8
道	そ の 他	750	295.1	71.9	24.4	133.9	45.4
	小 計	772	363.4	131.1	36.1	197.8	54.4
合 計		776	377.6	143.4	38.0	212.0	56.1

(資料：飯田建設事務所／産業建設課)

## 施策の体系



## 施策の展開

### (1) 村内幹線道路の整備

#### ① 天竜川架橋の促進

- ・河野から国道153号線への架橋を促進します。
- ・伴野工場団地から高森工業団地の架橋を研究します。

#### ② 県道の整備

- ・県道市田停車場線の改良を促進します。
- ・県道長沢田村線の改良を促進します。

#### ③ 幹線村道の維持・整備

- ・幹線村道の舗装などの補修工事を行い、道路の良好な状態を確保します。

### (2) 生活関連道路の整備

- ・集落間のアクセス性を高める幹線村道について、緊急度等を勘案し再整備を進めます。
- ・住民要望や緊急度等を勘案し、生活関連道路の整備を進めます。

### (3) 広域的道路網の整備

#### ① 三遠南信自動車道等

- ・三遠南信自動車道の早期完成を促進します。
- ・三遠南信自動車道のアクセス道路の整備を促進します。

### (4) 道路環境の整備

- ・橋の塗装や架け替え、道路の落石防止、路肩の保護などにより安全な道路づくりを推進します。

## 村民の協力と役割

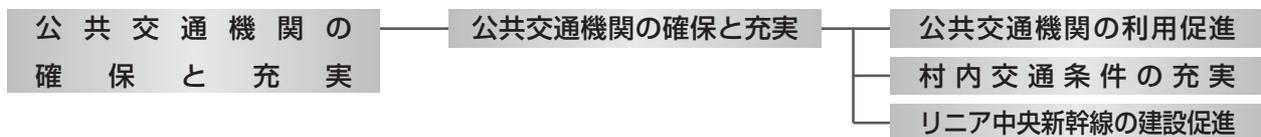
- 道路は最も公共性の高いことを認識し、改良工事等に協力しましょう。
- 道路の清掃・除雪・路肩の草刈等の維持管理作業に協力しましょう。
- 道路愛護精神の高揚を図りましょう。

## 2 公共交通機関の確保と充実

### 現状と課題

- 村内バス路線は、スクールバス兼用で平成17年度より3路線全て村営のバスによる運行を開始しました。
- 民間によるバスの運行は、飯田市立病院経由で飯田市と市田駅を結ぶ路線が運行されているのみとなっています。
- JR飯田線は、主に村内から各高校に通う生徒や通勤者に利用され、欠くことのできない交通手段となっています。
- 高齢者、障害者をはじめとする交通弱者対策は、今後、福祉行政の面と共に研究・検討する中で、充実整備が必要となっています。

### 施策の体系



### 施策の展開

#### (1) 公共交通機関の確保と充実

##### ① 公共交通機関の利用促進

・既存の公共交通機関の利用を促進し、利用者が利用しやすい公共交通機関の充実に努めます。

##### ② 村内交通条件の充実

・村営バス路線は、スクールバスとしての重要な役割を担っていることを踏まえながら、既存利用者との調整を図り、また、地域住民のニーズを収集し、誰もが便利に使える交通手段となるよう、路線経路の見直し等を行っていきます。

##### ③ リニア中央新幹線の建設促進

・リニア中央新幹線の早期建設をめざして関係団体等と協力して運動展開します。

### 村民の協力と役割

- 地域における公共交通機関の重要性を理解し、積極的に利用しましょう。

■リニア中央新幹線

全国新幹線鉄道整備法に基づき、東京一大阪間を結ぶ基本計画が決定されている新幹線。この路線に、時速500kmで走行する超電動磁気浮上式リニアモーターカーを導入するための実験が進められている。

### 第3節 生活環境の向上

#### 1 住宅対策

##### 現状と課題

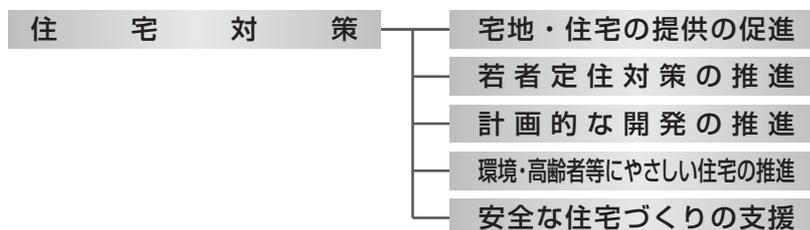
- 住宅は健康で文化的な生活を営むための最も基礎的な要素です。また、人々の価値観や生活様式の変化、高齢化の進展などに伴って、住宅に対するニーズは多様化してきています。
- 本村においては、豊かな自然を活かした良好な景観や道路・下水道など生活環境施設の整備により魅力ある住環境の形成に努め、集団化した農地と農村集落が相まって落ち着いた空間を形成しています。
- しかし、本村においても核家族化の進行が進み、子育て期の世帯を中心に、村外に住み替えする傾向がみられます。村民が生涯の各段階において、主体的に住宅や住み方を選択することができ、住み続けたい魅力を持った住宅・住環境を整備することが必要です。
- 住宅対策は人口構想と密接に関係しており、人口構想の実現やゆとりある住宅を求める社会の動向などに対応するためには、土地利用計画に基づき、農業地域との調和を図りながら、住宅地域の拡大を検討する必要があります。
- そのため、農業振興との整合を図るとともに、住宅地とのバランスを考慮し、田園風景と共生する農村集落として整備を推進する必要があります。

住宅団地造成の実績

年度	箇所名	区画数	分譲面積	事業主体
平成元年度	林 原	8	3,241	豊丘村
平成4年度	林 里	12	4,668	公 社
平成4年度	中 芝	11	4,158	//
平成6年度	北 市 場	7	2,195	//
平成18年度	中 平	9	3,761	豊丘村
計		47	18,023	

(資料：産業建設課)

##### 施策の体系



## 施策の展開

### (1) 宅地・住宅の提供の促進

- ・ 長期的将来展望に立った土地利用計画に基づき、地域のバランスを考え官民を問わず宅地造成を促進し、地域性に応じた宅地や住宅の提供に努めます。
- ・ 村内各地域の実情に応じた農村集落としての宅地整備に努めます。
- ・ 宅地開発に伴う、道路・水路・上下水道等の整備を推進します。

### (2) 若者定住対策の推進

- ・ 活力あるむらづくりのためには若者の定住が必要であり、快適で住みよい魅力ある住宅環境の整備（戸建住宅・集合住宅・宅地造成・空家対策）を図るとともに、住宅取得に関わる支援制度の整備など定住促進のための支援施策を推進します。

### (3) 計画的な開発の推進

- ・ 秩序ある開発を推進し、美しい街並みを形成するため、必要な関係条例・要綱等の整備に向け検討します。
- ・ 宅地開発に伴う、道路・水路・上下水道等の整備を推進します。

### (4) 環境・高齢者等にやさしい住宅の推進

- ・ 太陽光発電を使用した省エネルギー住宅や、高齢者・障害者にやさしいバリアフリーに配慮した住宅づくりを促進し支援を図ります。

### (5) 安全な住宅づくりの支援

- ・ 災害などから生活を守る安全な住宅づくりを進めるため、住宅をはじめとする建築物の耐震化を推進します。

## 村民の協力と役割

- 計画的な土地利用計画に協力しましょう。
- 転入者等を温かく迎え好ましい近隣関係をつくりましょう。
- 住宅等の建築・改築の際には周囲の景観などに配慮し、景観形成に努めましょう。

## 2 公園の整備

### 現状と課題

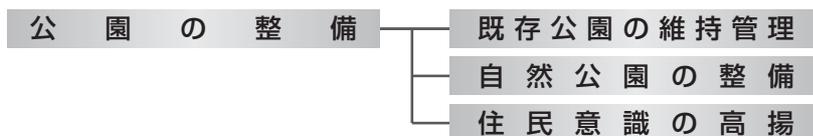
- 生活にうるおいとやすらぎをもたらし、自然に恵まれた本村の魅力をさらに高めるため、平成12年度までに、天竜川河野河川敷に桜づつみ公園と水辺の楽校を、また、村内各地区に公園を設置し、林原公園などを含め9箇所の公園が整備されました。
- 親子のふれあいや、軽スポーツができ、身近な憩いの場として利用者も多い状況です。健康で明るい村づくりを推進し、子供から大人まで心豊かなゆとりのある生活を送るための拠点となっています。
- 遊具等の老朽化、施設のいたずらによる破損など維持管理面で課題があります。

村内の公園

りんごっ子公園（河野）	なしっ子公園（伴野）
天神森林公園（堀越）	パノラマ公園（壬生沢福島）
みんなこいこい健康広場（田村）	桜づつみ公園（水辺の楽校を含む）
かきっ子公園（林）	林原公園
赤松林公園（佐原）	

（資料：産業建設課）

### 施策の体系



### 施策の展開

#### (1) 既存公園の維持管理

- ・既存公園の設備等を点検・補修し、子供から高齢者まで安全に楽しめる公園の整備を目指します。

#### (2) 自然公園の整備

- ・恵まれた自然環境を生かし、村民が自然とのふれあいや休養、散策の場となるような「自然と親しめる公園」の整備に向け検討します。

#### (3) 住民意識の高揚

- ・公共の施設であるとともに多くの人々が利用することを認識し、施設を大切に使うよう啓発を行います。

### 村民の協力と役割

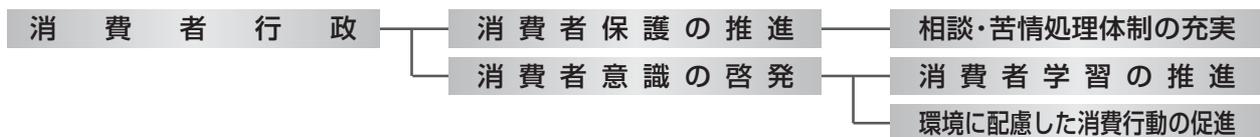
- 公共の施設であるとともに多くの人々が利用することを認識し、大切に使いましょう。
- 自分たちの公園であることを理解し、できることは自分たちで管理していきましょう。

### 3 消費者行政

#### 現状と課題

- 近年、消費生活が豊かになった反面、訪問販売、マルチ商法、ハイテク犯罪など巧妙な悪質商法による被害が後を絶たちません。一定の期間内であれば解約できるクーリングオフの制度を活用し未然に被害を防止することが必要です。
- 輸入食品、加工食品等は増加傾向にあり、安全性に対する不安が大きくなっています。
- 限られた資源を有効に活用するため、省資源、省エネルギー、資源リサイクル運動も展開しなければなりません。

#### 施策の体系



#### 施策の展開

##### (1) 消費者保護の推進

###### ① 相談・苦情処理体制の充実

- ・消費生活の向上を図るため、消費者への悪質商法被害の未然防止及び苦情処理窓口の充実を図ります。特に被害が心配される高齢者や若年者への学習を深め、クーリングオフなどの消費者保護制度の活用を呼びかけます。

##### (2) 消費者意識の啓発

###### ① 消費者学習の推進

- ・増加する消費生活相談に対し、消費生活センター及び消費者の会と連携を取りながら、情報の収集及び未然防止、契約トラブルの解消等の学習を図ります。

###### ② 環境に配慮した消費行動の促進

- ・増大する生活ゴミ対策として、ゴミの減量化や省資源、資源リサイクルの啓発運動を推進します。
- ・環境に配慮した商品やサービスの選択・購入やレジ袋削減など、身近な買い物をとおして環境に配慮したライフスタイルの啓蒙、消費行動を推進します。

#### 村民の協力と役割

- 地域や家庭内でゴミ減らしやリサイクル運動を推進しましょう。
- 自分たちの生活（消費者としての行動）が環境に与える影響について考え、過剰包装やレジ袋を断るなど環境に配慮した消費行動を推進しましょう。
- 身近な消費問題について話し合い、意識の高揚を図りましょう。
- 多様な情報を的確に判断し正しい知識を得るための学習を深めましょう。

■クーリングオフ  
cooling-off period

割賦販売や訪問販売で、購入の申し込み・契約をした消費者に、一定期間内ならば違約金を支払うことなく契約の解除、申し込みの撤回を認める制度。

## 第4節 交通安全・防犯対策の充実

### 1 交通安全対策の充実

#### 現状と課題

- 交通事故のない村を目標に、関係機関や団体等と協力し各種交通安全対策を実施してきましたが、近年、交通事故による死者や負傷者数は増加傾向にあります。
- 近年、免許取得者数及び自動車保有台数の増加、並びに竜東一貫道路をはじめとする道路網の改良整備により、村内道路の通行量は増大しています。併せて、年々増加している高齢者が関係する事故の増加、法律改正後も減少しない飲酒運転及びそれに伴う事故など、交通安全対策はますます重要になっています
- 交通事故の防止対策は村・交通安全協会・小中学校・保育所・村内企業・諸団体・さらには村民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であります。
- 今後、効果的な交通安全教育と交通安全運動を推進し、村民の交通安全意識の高揚を図るとともに、村内危険箇所への交通安全施設等の整備を、計画的に推進する必要があります。
- 村交通安全協会は、本来の目的活動を維持し確保するために、村からの運営費補助金と、村民からの協力金を受けて活動しています。

交通事故発生状況

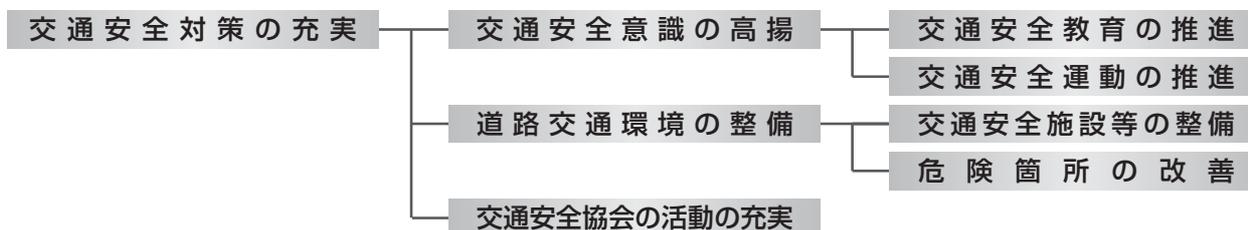
(単位：件)

区分／年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人身事故	23	22	21(1)	20(1)	20(1)
内 高 齢 者	10		9(1)	7(1)	7(1)
物 件 事 故	93	92	103	77	86
計	116	114	124(1)	97(1)	106(1)

※( )内は死亡事故件数内書

(資料：飯田警察署)

#### 施策の体系



## 施策の展開

### (1)交通安全意識の高揚

#### ①交通安全教育の推進

- ・幼児から高齢者まで一貫した交通安全教育を推進し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。
- ・飲酒運転撲滅に向けての対策の構築・実行を図ります。

#### ②交通安全運動の推進

- ・村・交通安全協会・住民が一体となった交通安全運動を推進します。

### (2)道路交通環境の整備

#### ①交通安全施設等の整備

- ・交通標識・交差点改良・ガードレールなど交通安全施設の整備を推進します。
- ・信号機・横断歩道などの設置について、県関係機関へ積極的な要望を行います。
- ・県道の歩道改修等、交通弱者や歩行者にやさしい道路環境の整備を図ります。

#### ②危険箇所の改善

- ・落石や倒木等の危険箇所の改善を図ります。

### (3)交通安全協会の活動の充実

- ・村交通安全協会の安定した活動が出来るよう支援します。

## 村民の協力と役割

- 交通ルールと交通マナーを守りましょう。
- 家庭内や地域で交通安全について話し合い、交通事故防止を推進しましょう。
- 交通安全講習会等に積極的に参加し、学習を深めましょう。
- 道路交通の妨害となるような不法占用等の行為は行わないようにしましょう。
- 交通事故防止活動の重要性を認識し、指導者の育成に努めましょう。

## 2 防犯対策の充実

### 現状と課題

- 近年、社会環境の変化に伴い、犯罪は悪質・巧妙化するとともに、広域化・スピード化しています。また、犯罪の低年齢化や凶悪化などが社会問題になっており、農村地域での想像を超えた事件が多発し、テレビ等で報道される事件が当村で発生しても不思議ではない状況にあります。
- 犯罪を防止するためには、村民一人ひとりの防犯意識の高揚と、各機関・団体との緊密な連携による防犯活動の充実を図ることが必要となっています。

### 施策の体系



### 施策の展開

#### (1)防犯対策の充実

##### ①防犯体制の強化

- ・地域社会の連帯をより一層強め、犯罪の未然防止や防犯体制の強化を図ります。
- ・村づくり安全会議を主体とした情報交換・連携強化を図り、早急な対応策実施体制を維持します。

##### ②防犯活動の推進

- ・挨拶を励行し、明るい家庭や明るい地域社会の実現を目指します。
- ・地域自治会及び安全パトロールボランティア等の活動を応援し、防犯に対する意識を高めます。

##### ③街路灯・防犯灯の整備

- ・街路灯・防犯灯の整備拡充を図ります。

### 村民の協力と役割

- 防犯に関心を持ち、犯罪を起こさせない地域づくりを推進しましょう。
- 挨拶を交わし、明るい家庭づくりを推進しましょう。
- 悪質な訪問販売等には毅然とした態度で臨みましょう。
- 暴力暴走行為をみんなで追放しましょう。

## 第5節 上下水道の整備と充実

### 1 水道施設の整備と充実

#### 現状と課題

- 本村の村営水道は、平成18年度末現在、給水人口7,178人、普及率98.9%となっています。一日平均約2,000m<sup>3</sup>の水道水を各家庭に配水しており、特環下水道・農業集落排水及び合併浄化槽の整備に伴う生活形態の変化により使用水量は増加し、近年は微増減している状況です。
- 脱ダム宣言により、ダム取水が出来なくなり地下水源を新設したことにより、水道水源については約93%を地下水にてまかっています。地下水の水質についても悪化が懸念されている状況にあり、将来的には河川水の取水も検討課題です。

年度別配水状況の推移

(単位：人・m<sup>3</sup>)

区分／年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
行政区域内人口	7,413	7,341	7,245	7,337	7,255
給水人口	7,324	7,252	7,160	7,260	7,178
給水戸数	1,999	2,016	2,013	2,022	2,024
年間配水量	757,654	757,185	759,653	750,306	758,878
普及率	98.8%	98.8%	98.8%	98.9%	98.9%
年間給水量	592,210	580,410	608,076	620,212	637,394

※各年度1月末日数値

(資料：産業建設課)

#### 施策の体系



#### 施策の展開

##### (1) 水源の確保

- ・当面は、地下水源の確保に努め、安全で安定した水道水の供給を図ります。
- ・将来的には、郷土沢川・虻川からの表流水利用も研究していきます。

##### (2) 水道施設の維持管理

- ・事業の計画にあわせ、施設等の改良及び改修を効率的に進め、維持費を節減し、有収率の向上を図ります。

#### 村民の協力と役割

- 水は貴重な資源です。住民一人ひとりが自覚し、水の有効利用に努め、節水意識を高めましょう。
- 宅内施設の保安全管理に努めましょう。

## 2 下水道施設の整備と充実

### 現状と課題

- 水洗化率が村全体で97.2%まで到達している状況の中、近年、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水処理区域において住宅や事業所の造成が進んでいます。
- 村内各施設の処理能力及び耐用年数を把握した上で、土地利用計画に基づく将来構想に対応できる施設の整備と増設を図る必要があります。
- 水洗化率（下水道接続率）100%を目指して普及啓発活動を行っています。

下水道の水洗化率

(単位：人・%)

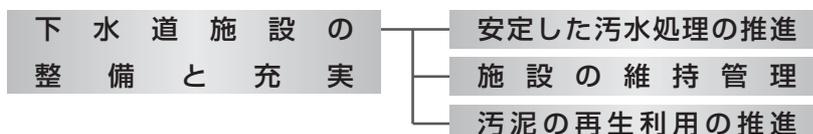
区分／年度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
全 体	区域内人口	7,288	7,261	7,246	7,232	7,132
	水洗化人口	6,870	6,878	6,897	6,909	6,826
	水洗化率	94.3	94.7	95.2	96.8	97.2
浄 化 槽	区域内人口	1,581	1,538	1,543	1,511	1,471
	水洗化人口	1,436	1,409	1,412	1,415	1,365
	水洗化率	90.8	91.6	91.5	93.6	92.8
農 集 排	区域内人口	2,298	2,328	2,303	2,291	2,258
	水洗化人口	2,235	2,267	2,260	2,245	2,198
	水洗化率	97.3	97.4	98.1	98.0	97.3
公 共 下 水	区域内人口	3,409	3,395	3,400	3,430	3,403
	水洗化人口	3,199	3,202	3,225	3,249	3,263
	水洗化率	93.8	94.3	94.9	94.7	95.9

※各年度3月31日数値

※浄化槽＝合併浄化槽、農集排＝農業集落排水、公共下水＝特定環境保全公共下水道

(資料：産業建設課)

### 施策の体系



#### ■特定環境保全公共下水道

農山漁村集落や観光地など、都市計画事業が行われていない地域の水質保全を目的とした国土交通省による下水道事業。

#### ■農業集落排水事業

農業用排水や公共用水域の水質保全、及び農村の生活環境の改善を図ることを目的とした農林水産省による下水道事業。

## 施策の展開

### (1) 安定した汚水処理の推進

- ・土地利用計画にあわせ、一般住宅及び工場排水等が有効に処理でき、かつ河川への放流水の水質も出来る限り良質なものになるよう対応します。

### (2) 施設の維持管理

- ・公共下水道及び農業集落排水処理施設の適切な管理・補修等に努めるとともに、安定した財源のもとで出来る限り有効な設備整備を図り、施設機能の維持を図ります。

### (3) 汚泥の再利用の推進

- ・排出される汚泥については肥料等に再利用し、地区内にて循環処理することを目指します。

## 村民の協力と役割

- 台所の野菜くず等は燃えるごみで処分をして、流さないよう心がけましょう。
- 機械を損傷してしまう物が流れないように心がけましょう。
- みんなの施設を自覚し、長く使えるように心がけましょう。
- 全ての世帯が、早期に下水道への接続を行いましょう。

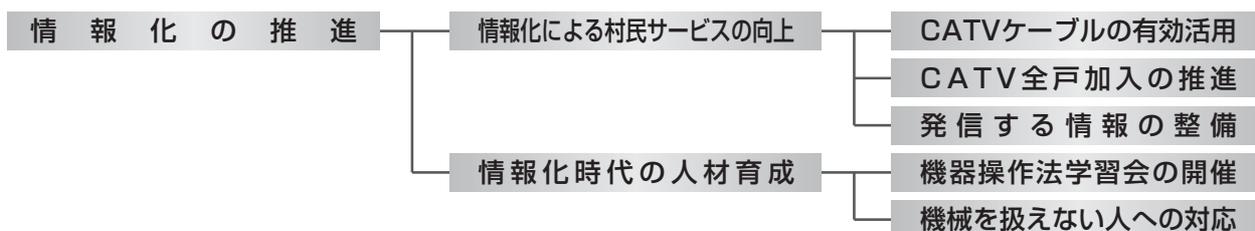
## 第6節 地域情報化の推進

### 1 情報化の推進

#### 現状と課題

- 情報技術の発展はめまぐるしく、また、情報も多様化しています。各種情報はインターネットなどを介して世界に向けて自由に伝達が可能となり、その方法も双方向テレビ・インターネット・ファックス・メール通信など高度化と多様化の一途をたどっています。
- 機器の高度化の一方で、機器の取扱いが難しくなるため、万人がより扱いやすくする対策が必要です。
- 氾濫する情報を整理し、必要な情報をどのように有効に活用するかは、個人の判断となります。
- 行政情報（行政広報）については、緊急情報や災害情報など住民の生活に必要な不可欠な情報もあり、強制的に伝達するためには防災行政無線が最も重要な役割を果たすことになります。
- 日常の生活情報は、現在CATV、有線放送、広報紙などにより行われていますが、CATVは全戸加入となっていません。また細かい事業については担当課が作成するチラシも数多く発行され、その文書量も膨大となることから、これら発信する側の情報の整備も必要です。

#### 施策の体系



#### 施策の展開

##### (1) 情報化による村民サービスの向上

###### ① CATVケーブルの有効活用

- ・高速通信の可能なCATVケーブルを有効に活用し、いつでも必要な情報が見られる体制づくりを進めます。具体的にはすでに一部で行われている地域イントラネットをさらに推進し、村内の家庭や事業所をネットワーク化します。

###### ② CATV全戸加入の推進

- ・防災、行政情報の100%を伝達するため、未加入世帯への加入推進を行います。また借家世帯の加入については維持等の課題もあり、今後検討していきます。

###### ③ 発信する情報の整備

- ・チラシなどの情報を一元化し、ペーパーレス化を目指します。

## (2) 情報化時代の人材育成

### ① 機器操作法学習会の開催

- ・情報の伝達が電子機器によって行われる現在、これら情報機器の操作を個人において行う必要があります。そのため操作法の学習会や講習会を開催し、また個人指導等についても実施して誰でも利用できる体制づくりを進めていきます。

### ② 機械を扱えない人への対応

- ・情報機器の操作の簡素化などは進んでも、機械の操作が困難だという人が多くいることが予想されます。機械を扱えない人へのきめ細かな対策を推進していきます。

## 村民の協力と役割

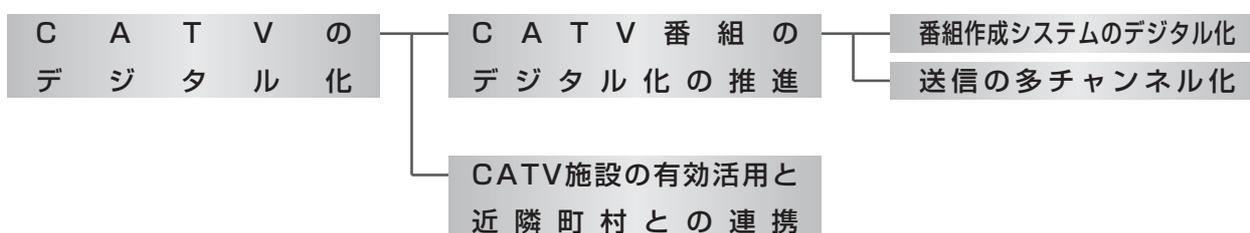
- 防災、行政情報伝達のためCATVに加入しましょう。
- 情報化関係の講習会、学習会に積極的に参加しましょう。

## 2 CATVのデジタル化

### 現状と課題

- テレビの高画質化、多チャンネル化、防災など電波の有効利用を目標に映像のデジタル化が進んでいます。当村の伝送路も一部を光ファイバー大容量高速伝送路に改修し、全戸に地上波デジタル放送の再送信もはじまりました。平成23年7月には現在のアナログ波による送信が終了します。再送信のデジタル化のあとは、自主番組製作関連のデジタル化への対応は必至であります。
- 施設のデジタル化整備と同様に大切なのが、機能の有効活用です。加入者の声を大切に、施設の有効活用をしていかなければなりません。
- 近隣町村のCATVもデジタルの整備が整い、ヘッドエンドや光ファイバー網の共同使用など有効活用と維持管理経費の削減を目指します。

### 施策の体系



### 施策の展開

#### (1) CATV番組のデジタル化の推進

##### ① 番組作成システムのデジタル化

- ・幹線ケーブル・ヘッドエンドのデジタル化に続いて、平成21年度に番組制作においても、高画質化・スピード化のためにデジタル化を図っていきます。

##### ② 送信の多チャンネル化

- ・デジタル衛星放送（BS・CS）のほか有料チャンネルの再送信についても研究していきます。

#### (2) CATV施設の有効活用と近隣町村との連携

- ・近隣町村のCATVと、ヘッドエンドや光ファイバー網の共同使用、また、番組の共同制作や番組交流などについて研究をしていきます。

### 村民の協力と役割

- デジタル化による機器の有効活用に努めましょう。

#### ■光ファイバー

光を用いて情報を伝達する際に、光の伝送路として用いるきわめて細いグラスファイバー。石英ガラスやプラスチックを材料とし、断面の中心部（コア）の屈折率を周辺部（クラッド）より高くすることで、光信号を減衰させることなく送ることができる。

#### ■再送信

有線テレビジョン放送事業者が、その所在する都道府県を放送対象地域とする地上系放送事業者の放送を受信し、これを再送信すること。

#### ■伝送路

電気通信で、情報伝達を行う有線・無線などの伝送媒体と変調・復調の装置の総称。

#### ■ヘッドエンド

ケーブルのヘッド、アンテナのエンドという意味。主にケーブルテレビや共視などの送信元に使われる機器。



# 基本計画 第5章

## 「支」皆で支え 安心して暮らせる郷づくり

—福祉、保健、医療—

第1節 社会福祉の充実

第2節 健康づくりの推進

第3節 保険・医療の充実

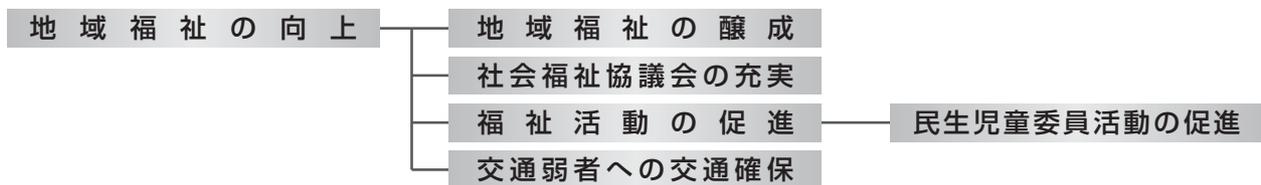
## 第1節 社会福祉の充実

### 1 地域福祉の向上

#### 現状と課題

- 高齢化や少子化の進行により、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化しているなかで、住民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、思いやりと助け合いの心を育み、共に地域で生きるために、村・社会福祉協議会・学校・各種団体が連携して啓発活動を推進し、総合的な地域福祉の向上を図ることが必要です。
- 地域福祉の拠点である社会福祉協議会は介護保険制度施行を契機に、介護保険のサービス提供事業者としての取り組みも始まりましたが、今まで以上に質の高い総合的な福祉サービスが求められています。
- 高齢者や障害者などの交通弱者に対して福祉タクシー制度を導入し交通の確保を図りました。制度の充実の一方で、利用者の目的に応じた節度ある使用が求められています。

#### 施策の体系



#### 施策の展開

##### (1) 福祉意識の醸成

- ・家庭や学校、地域社会の連携で子供達に、思いやりの心や助け合いの心を育む啓発活動を行います。
- ・福祉講演会を中心とした学習会のほかに、様々な年齢層が福祉に対する意見を話し合える懇談会の場を設けます。

##### (2) 社会福祉協議会の充実

- ・社会福祉協議会は地域福祉の拠点として、質の高い総合的な福祉サービスを提供するよう充実します。

##### (3) 福祉活動の促進

###### ① 民生児童委員活動の促進

- ・地域福祉に欠かせない民生児童委員活動の充実を図り、社会福祉協議会と共に地域福祉の中核的な役割を担います。

#### (4)交通弱者への交通確保

- ・高齢者や障害者などの交通弱者に対して、交通の確保とその充実を図ります。
- ・福祉タクシーは制度の目的に応じた節度ある利用を啓発します。

#### 村民の協力と役割

- 家庭でのしつけや教育で、思いやりや助け合いの心を持てる子どもに育てましょう。
- 地域ぐるみで福祉への関心と理解を深めましょう。
- 社会福祉協議会の各種事業を大いに利用し、積極的に参加しましょう。
- 地域福祉の向上のため地区の民生児童委員を大いに利用しましょう。
- 福祉タクシーは制度の目的に応じて節度ある利用に心がけ、無駄遣いをなくしましょう。

## 2 高齢者福祉の充実と介護保険制度

### 現状と課題

○高齢化・家族介護力の低下など、社会的介護の必要性から導入された介護保険制度も定着しつつあり、制度の利用者も多くなっています。

利用者数の増加とともに重症化、サービスの多様化、施設利用意向も進み給付費が増大しました。

○今後は、高齢化人口も増加することが予測され、一層の介護予防と適正なサービス利用を心がけ介護保険の健全な運営につとめなくてはなりません。

また、高齢者をとりまく状況も複雑化し、権利擁護、住民問題など新たな課題も発生しています。

○このような状況に対応し、安心して住みつづける事ができる長寿社会を築くため、保健・医療・福祉の連携を図りながら福祉のサービス基盤を広げていきます。

高齢化の状況

(単位：人・%)

区分/年度	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19
総人口	7,360	7,404	7,377	7,340	7,302	7,288	7,261	7,246	7,232	7,139
高齢者数	1,911	1,941	1,968	2,003	2,024	2,019	2,012	2,030	2,049	2,044
高齢化率%	25.96	26.22	26.68	27.29	27.72	27.70	27.71	28.02	28.33	28.63

※高齢者＝65歳以上人口

(資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)

介護保険認定者

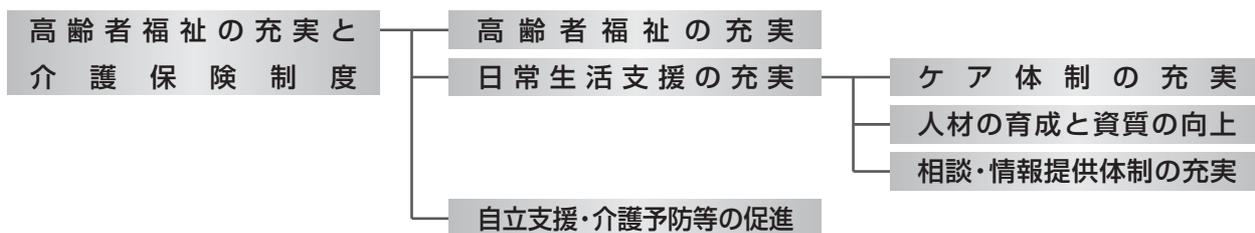
(単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
H13.10.1	19	65	59	47	29	43		261
H19.4.1	31	36	52	57	42	51	54	323

※介護度：H18.3.31までは6段階・H18.4.1から7段階に分類

(資料：住民課)

## 施策の体系



## 施策の展開

### (1) 高齢者福祉の充実

- ・3年毎に見直している「老人保健福祉計画」と「介護保険事業計画」に基づいて、在宅福祉サービスを中心とする高齢者福祉の充実に努めます。

### (2) 日常生活支援の充実

#### ① ケア体制の充実

- ・保健・医療・福祉の連携により、ニーズの把握やケース検討を行い、適切なサービスを提供できるよう努めます。

#### ② 人材の育成と資質の向上

- ・地域福祉サービスの基盤体制を図るため、地域で活動する福祉スタッフが資質向上できるような支援体制づくりに努めます。

#### ③ 相談・情報提供体制の充実

- ・地域包括支援センターは、引き続き地域の高齢者の実態やニーズの把握、在宅介護に関する総合的な相談や助言、関係機関との連絡調整、介護予防事業の充実に努めます。

### (3) 自立支援・介護予防等の促進

- ・要介護状態を防止するための介護予防事業や、自立した生活を支援するための生活支援事業の充実に努めます。
- ・高齢者を取り巻く生活環境（住宅・交通等）の実態を把握し、自立した生活を営めるよう検討します。

## 村民の協力と役割

- 要介護者、その家族のおかれている状況を理解し、地域全体で支えあう体系をつくりましょう。
- 日頃から、要介護状態にならないための予防、自衛に努めましょう。
- 高齢者の在宅介護などに関する相談は、地域包括支援センターを積極的に利用しましょう。

#### ■在宅福祉サービス

自らの住まいにあって、福祉が保証されるような方策のこと。そのためのサービスとしては、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどがある。

#### ■地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健、福祉、医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行なう中核機関。

### 3 障害者福祉の充実

#### 現状と課題

- 障害者の推移は年々増加傾向にあり、重度化・重複化の傾向にあります。
- 平成15年から導入された「支援費制度」により障害保健福祉施策は飛躍的に充実しましたが、制度上多くの問題点が指摘されていました。
- 制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るために、障害者自立支援法が制定され、平成18年4月施行、10月本格実施となりました。
- 障害者自立支援法は、障害の種別に係わらず、必要とするサービスを最も身近な市町村が責任を持って一元的に提供し、支給決定の仕組みを明確化するとともに、利用者についても利用量と所得に応じた負担を行なうとともに、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行なうことをルール化し財源の確保を図るものです。また、就労支援を抜本的に強化したことも特徴です。
- 平成18年4月からスタートした障害者自立支援法は、多くの問題を抱えており、特に利用者負担の見直しについては障害者団体からの要望等もあり、国においても利用者の負担軽減等を論議している状況にあります。
- 自立支援法による支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業に分かれており、特に地域生活支援事業は、市町村の事業として位置づけられています。
- これにより事業者は、サービス提供の主体として利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上が求められるとともに、新体系への移行も順次行なうようになっていきます。

#### 施策の体系

障害者福祉の充実

相談指導体制の充実

啓発と理解の促進

#### 施策の展開

##### (1) 相談指導体制の充実

- ・障害者に対する相談支援事業については、地域生活支援事業の中に位置づけられ、各市町村の事業となっています。飯田下伊那地区につきましては、南信州広域連合に共同委託し、それぞれの障害にあった、専門的な相談支援を行います。

##### (2) 啓発と理解の促進

- ・障害者に対する偏見や差別をなくすための啓発、啓蒙活動や福祉教育を推進します。

#### 村民の協力と役割

- 障害者に対する理解を深め、障害者が地域のなかで当たり前の生活ができる環境づくりに努めましょう。
- 障害者とのふれあいや、交流を地域で促進しましょう。
- 障害者自身も積極的に住民参加や地域活動への参加を心がけましょう。

#### ■ケアマネジメント

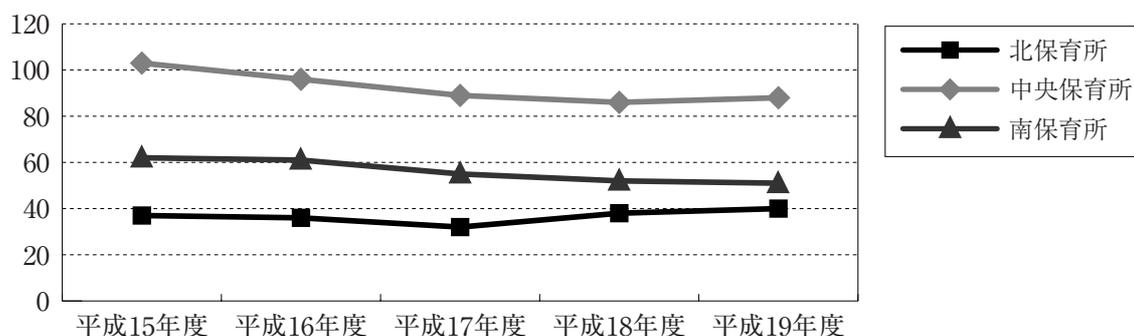
援助を必要とする利用者が、一人ひとりのニーズに沿って、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスが受けられるよう、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して組み合わせ、調整することを目的とした援助展開の方法。

## 4 子育て支援対策と児童・ひとり親家庭福祉の充実

### 現状と課題

- 価値観や生活様式の多様化、女性の社会進出の進展、核家族化の進行など児童を取り巻く環境は大きく変化しており、親の育児に対する不安や悩みの増加が見られるとともに、児童虐待などの問題が社会的に深刻化しています。
- 近年の少子化の主な原因としては、仕事と子育ての両立に対する負担感や子育てそのものの負担感が増大していることがあります。
- 福祉医療制度の中で乳幼児医療費については平成19年度に制度の拡充を行い、中学3年生までを無料化しました。
- 今後は、多様な保育サービスの提供など子育て支援施策を充実するとともに、家庭・地域・学校・行政が連携を強化して、地域ぐるみで児童の健全育成を図る総合的な取り組みが求められています。
- また、離婚の増加により、ひとり親家庭が増加しており、再婚の援助や経済的自立のための指導など総合的な支援が必要です。

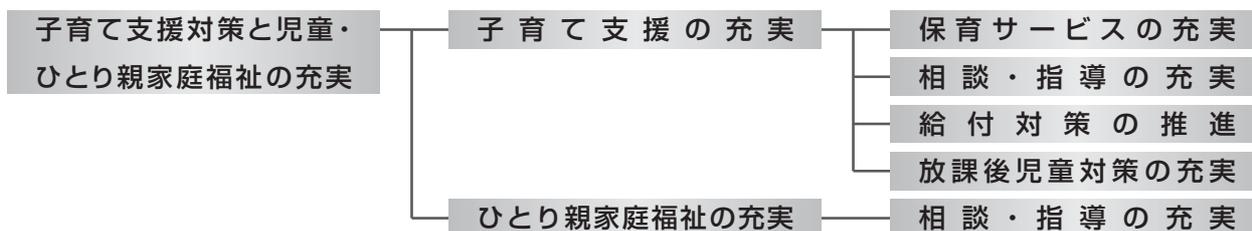
保育所園児数の推移



※各年4月1日現在（未満児は含まず）

（資料：住民課）

### 施策の体系



## 施策の展開

### (1) 子育て支援の充実

#### ① 保育サービスの充実

- ・病後児保育・北保育所での未満児保育開設など保育体制の充実にむけ検討を行います。
- ・保育士の専門的知識の向上を図り、常に安全な保育に努めます。

#### ② 相談・指導の充実

- ・要保護児童対策地域協議会の設置により、ネットワークによる虐待の早期発見・迅速で的確な援助に努めます。
- ・子育て支援専門員を中心とした子育ての相談・助言・支援体制の充実に努めます。

#### ③ 給付対策の推進

- ・乳幼児や児童の保健の向上や経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費制度や児童手当制度の推進に努めるとともに、不妊治療等への支援を行います。

#### ④ 放課後児童対策の充実

- ・放課後児童の健全育成を図るため、引き続き児童クラブの充実に努めます。

### (2) ひとり親家庭福祉の充実

#### ① 相談・指導の充実

- ・ひとり親家庭福祉の充実のため、民生児童委員や関係機関による相談・指導を進めます。
- ・ひとり親家庭の再婚や、障害者の結婚について、結婚相談所などの関係機関や民生児童委員が連携して取り組みます。

## 村民の協力と役割

- 児童が健やかに成長することができる環境づくりを推進しましょう。
- 近所で児童虐待を発見したら、すぐに関係機関へ通報しましょう。
- 保育所の運営について理解し、保護者としての責任も認識しましょう。
- 子どものしつけについて、今一度家庭での役割を認識しましょう。

## 第2節 健康づくりの推進

### 1 健康づくりの充実

#### 現状と課題

生活水準の向上や医療の進歩により人生80年の時代を迎えた今、生涯を通じて健やかで豊かな生活を送るために、健康づくりへの関心が高まっています。

近年、がん・脳血管疾患・心疾患・循環器疾患など生活習慣病が増加し、これらの疾病の予防や早期発見・早期治療の必要性が高まっています。また、社会構造の変化による心理的なストレスの高まりなどから、心の病も増加傾向にあります。

村民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で過ごすためには、「自分の健康は自分で守る」という自覚と責任のもと、栄養・運動・休養のバランスのとれた健康的な生活習慣を身につけることが重要であり、この上にたって総合的な健康づくりを進める必要があります。

#### <成人保健>

21世紀における健康づくりの国の指針である健康日本21では、これからの健康づくりの目的は壮年期死亡の減少と健康寿命の延長に置くことと明言しており、豊丘村健康づくり計画「健康とよおか21」の目標も壮年期死亡の減少と健康寿命の延長にしています。

##### ○壮年期死亡の現状

平成14年から平成18年までの5年間の壮年期死亡を見ると、全死亡数の12%を占めています。また、その死亡原因はがんが1位ですが、平成14年から平成16年まではがん死亡が多く、直近の平成17年と平成18年の2年間のがん死亡者は0人で、脳血管疾患死亡が増加しています。

脳血管疾患による死亡は高血圧を予防することで減少させることが可能なので、高血圧対策が重要です。

##### ○健康寿命の延長

平成19年4月現在の介護保険の状況を見ると、介護保険の認定者数は323人で、介護保険が施行された平成12年と比較すると約70人認定者が増加しています。認定者の年齢は80歳代前後の後期高齢者の方が多く、65歳未満の若年齢の認定率は低下しています。

認定原因の多くは若年者については脳血管疾患、高齢者は認知症と関節疾患が占めています。そこで、豊丘村の介護予防においては若い年代からの脳血管障害の予防と膝・腰などの関節疾患の重症化予防が必要と考えられます。

各種検診の状況

(単位：人)

区分／年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
ヘルスクリーニング	1,254	1,254	1,319	1,345	1,378
胃 検 診	502	463	423	404	407
大腸がん検診	583	570	543	532	532
子宮がん検診	236	282	293	243	237
乳 房 検 診	229	281	253	242	235

(資料：住民課)

死因別死亡者数の推移（概数）

(単位：人)

区分／年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
悪性新生物(がん)	16	32	16	8	19
脳血管疾患	13	7	8	8	11
心臓の疾患	14	10	13	5	14
肺炎・気管支炎	13	9	7	13	9
老 衰	10	5	11	9	10
そ の 他	19	12	26	15	10
総 数	85	75	81	58	73

(資料：住民課)

### <精神保健>

高齢化と少子化等、社会環境の急速な変化により様々なストレスが多い中、働き盛りの世代や高齢者のうつ病等の精神疾患が増加しています。健康診断の結果と同じようにメンタルヘルスについて気軽に相談する雰囲気づくりと精神科医やカウンセラー等専門家に相談する機会をつくっていく必要があります。

自立支援法が施行され、飯田下伊那の精神保健福祉施設も徐々に自立支援法に沿った内容に移行しています。

相談窓口としての村では精神障害者及び家族が相談しやすい環境づくりをおこなっています。

豊丘村精神障害者会は平成11年度に再発足して以来、親亡き後の精神障害者が安心して暮らしていける地域づくりを目指して活動していますが、村でも家族会の活動を支援しています。

### <母子保健>

#### ○少子化と核家族化での育児の現状

平成18年度の出生数は38人で出生数は減少傾向にあります。地域に同年齢の子どもが少ないために一緒に遊ぶ機会が減少しています。

育児ストレスによる児童虐待が社会問題になってきていますが、公民館・子育て支援センター

とも協力し、とことこクラブやぴよんぴよん広場など親子の交流の場での支援を行っています。

また、核家族や2世帯住宅が増加し、子どもの生活も夜型になる等生活リズムの乱れが目立ってきている事から、教育委員会・保育所及びPTAと連携して「早寝・早起き・朝ごはん」運動に取り組んでいます。

○偏食や咀嚼力の低下の問題

食生活が豊かになるとともに、子どもの偏食も増加しています。

砂糖の摂りすぎと野菜嫌いによる栄養バランスの偏りと咀嚼力の低下が幼児や保育園児で問題になってきています。

学校や地区PTA・ヤングママ健康教室等で食事の楽しさ・大切さと共に地産地消や食育を推進しています。

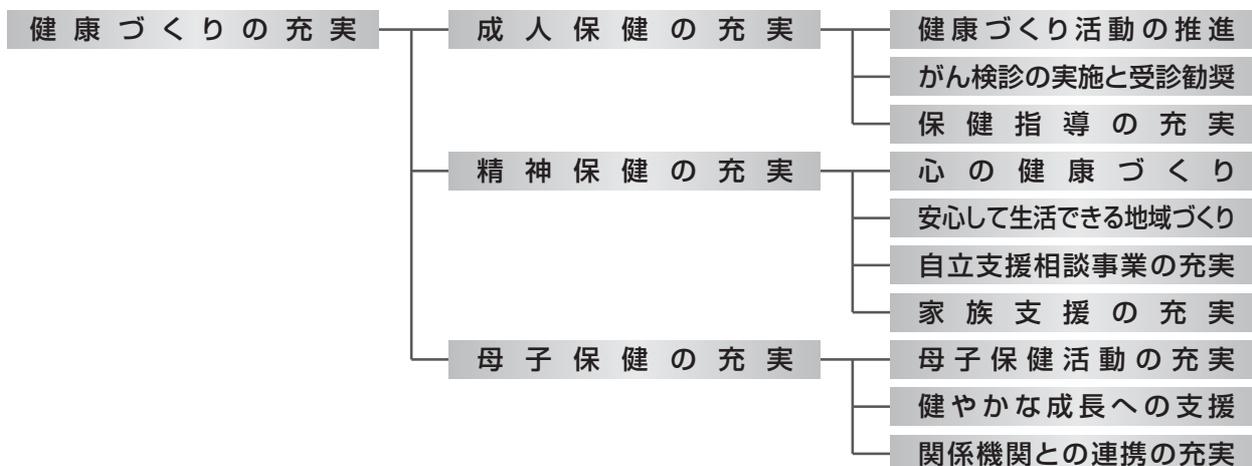
○障害児と保護者への支援

心身に障害を持った乳幼児の発達を支援するために、児童相談所や保健所、飯田市療育センターひまわり、保育所などの関係機関と連携を図っています。

出生数の推移

年度	H14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
出生数(人)	61	55	56	62	38

施策の体系



## 施策の展開

### (1) 成人保健の充実

村民の積極的な健康づくりを促進するとともに、壮年期以下の死亡の減少と健康寿命の延長を目的に保健事業を展開します。

#### ①健康づくり活動の推進

・若い年代（PTA、消防団、若妻会など）からの健康学習会の開催や健康づくり推進協議会での保健計画検討など、村民の主体的な活動を推進します。

#### ②がん検診の実施と受診勧奨

・胃・大腸がん・子宮及び乳がん検診を実施し、受診率の向上を図るとともに、各年代層の住民が受診しやすい体制の整備を図ります。

・胃と大腸がん検診は医療機関での検査が普及しており受診者は減少傾向ですが、要精検査の精密検査受診率が低下している為、精検受診率が向上するよう保健指導を行います。

#### ③保健指導の充実

・平成20年度から医療保険者に特定健診・特定保健指導の実施が義務づけられたことにより、内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病（メタボリックシンドローム）の国保被保険者を対象にした特定保健指導を実施していきます。また、要介護状態になる一番の原因である脳血管疾患を予防することが介護予防につながるため、健康診断後の保健指導の充実により、重症の脳卒中の予防を図ります。特に、血管を傷める最大原因である高血圧を予防するため、減塩運動と適正体重を維持する活動を重点的に行います。

### (2) 精神保健の充実

#### ①心の健康づくり

・身体の花康とともに、心の健康づくりについて、学校保健や公民館との連携のもとに推進します。

#### ②安心して生活できる地域づくり

・精神障害についての偏見を無くし、病気に対して理解を深めるよう、学習会の開催や交流の機会を設け、意識啓発を図ります。

#### ③自立支援相談事業の充実

・自立支援法の申請・相談窓口は村が行っているため、相談窓口のPRや必要により専門機関への紹介を行い、相談事業の充実を図ります。

#### ④家族支援の充実

・村及び北部ブロックの家族会についての周知を図るとともに、悩みを抱えている家族への相談事業を行います。

・親亡き後の障害者の生活への不安が軽減する体制づくりを目指します。

#### ■メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、脂質異常、高血圧の状態が二つ以上重複した場合をメタボリックシンドローム、一つの場合をメタボリックシンドローム予備軍という。

#### ■生活習慣病

心臓病、高血圧症、糖尿病、高脂血症、がんなどが、不適切な食事や運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣により発症する病気の総称。

### (3) 母子保健の充実

#### ① 母子保健活動の充実

- ・安心して妊娠・出産・育児ができるように飯田下伊那の産院を確保するような環境整備をはたらしかけるとともに、妊産婦及び乳幼児の検診・教育・訪問・相談体制の充実に努めます。
- ・親子が集う場所として子どもの年齢ごとに開設する「すくすく広場、にっこり広場、とことこクラブ、ぴよんぴよん広場」や、乳幼児健診等をとおして親子の交流と育児不安・育児ストレスの解消を図り、健全な親子関係の形成と親同士の地域の交流を支援します。
- ・食についての学習と調理能力の向上を目的にヤングママ健康教室を開催し、若い世代の健康づくりを推進します。

#### ② 健やかな成長への支援

- ・生活リズムの乱れや食の乱れが子どもに及ぼす影響について、教育委員会と連携して「早寝・早起き・朝ごはん」推進運動にとりくみ、乳幼児検診や保育所の保護者会、PTA等の機会に親とともに考え、健やかな子どもの成長を支援します。

#### ③ 関係機関との連携の充実

- ・子育て支援専門員や子育て支援連絡会（学校と保育所・住民課）・児童相談所・保健所・飯田市療育センターひまわりなどの関係機関と必要により連携をとりながら、安心して子どもを産み育てられる地域の体制づくりを目指します。

### 村民の協力と役割

- 自分の健康は自分で守りましょう。
  - ・積極的に健康診断を受診しましょう。
  - ・家族ぐるみで健康づくりを実践しましょう。
- 子供を社会全体の宝として家庭と地域の協力で健やかに育てましょう。

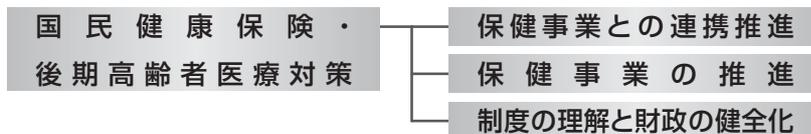
### 第3節 保険・医療の充実

#### 1 国民健康保険・後期高齢者医療対策

##### 現状と課題

- 急速な少子高齢化が進展する中、医療費の増加が問題となる中で、現在の国民皆保険制度を今後とも維持していくために、平成20年度に大きな医療制度改革が行われます。  
その1つは新たな独立した医療制度である「後期高齢者医療制度」の創設であり、これに伴い現行の「老人医療制度」は廃止されます。75歳以上の方及び一定の障害をお持ちの方は、現在の保険（国保・社会保険など）からは抜け、新たに「後期高齢者医療制度」に加入するとともに、保険料を支払うこととなります。「後期高齢者医療」は、県内の全市町村が加入する広域連合で運営されますが、窓口事務・保険料の徴収は市町村で行うことになるため、広域連合と連携し、スムーズな運営を行っていく必要があります。
- 国民健康保険からは「後期高齢者医療」に移行する75歳以上の方が抜けることとなります。「老人医療制度」の廃止により老人保健拠出金はなくなりますが、その代わりに「後期高齢者医療支援金」を拠出することとなります。この「後期高齢者医療支援金」は、平成20年度から医療保険者に義務づけられる特定健診の受診率、特定保健指導の実施率、メタボリック該当者・予備軍の減少率によって±10%の差がつけられます。この差は、被保険者が負担する国保税額に直接影響してくるため、国保被保険者の健診・保健指導に積極的に取り組んでいく必要があります。

##### 施策の体系



##### 施策の展開

###### (1) 保健事業との連携推進

- ・平成20年度から国保や健康保険組合等医療保険者に健診及び保健指導の実施と健診データの管理が義務づけられました。これは、メタボリックシンドローム等の生活習慣病が今後の医療費増加に大きな影響を及ぼすと考えられるためであり、健康診断を積極的に受診できる体制を整備し、健康の保持増進・体力増進を目的とする保健事業を展開し、疾病予防活動の充実を図ります。  
また、被保険者の疾病に対する意識の高揚を図り、早期発見・早期治療を促すことにより、被保険者の負担の軽減と医療費の抑制を図ります。

## (2) 保健事業の推進

- ・メタボリックシンドローム等の生活習慣病をより効果的に予防するために、40歳から74歳の方を対象に、「特定健診・特定保健指導」を実施し、危険度に応じ、改善と予防に向けて、動機づけ支援と積極的支援を行います。

また、各種検診結果を経年的に把握し分析することにより、住民の健康管理に努め、個別指導の充実を図ります。

## (3) 制度の理解と財政の健全化

- ・医療保険制度改正の動向に留意し、被保険者に制度の周知徹底を図るとともに、健全な国保財政の運営に努めます。
- ・後期高齢者が、後期高齢者医療制度を理解し、早期治療によって病気の重症化を予防し、介護予防できるよう推進します。

## 村民の協力と役割

- 生活リズムを見直し、摂取エネルギーに注意し、運動量を増やし、体重や血圧の値に注意を払うなど、積極的に健康づくりに努めましょう。
- 積極的に健康診断を受診し、自分の健康状態を把握しましょう。
- 治療が必要な方は軽症のうちに医療機関で受診し、病気が重症化にならないように努めましょう。
- 医療費について関心を持ち、健康の大切さについて理解を深めましょう。



# 基本計画 第6章

## 「創」交流し創造する 活力ある郷づくり

—産業、行財政—

- 第1節 農業の振興
- 第2節 林業の振興
- 第3節 商業の振興
- 第4節 工業の振興
- 第5節 都市との交流と観光の振興
- 第6節 行財政運営の効率化と  
広域行政の推進

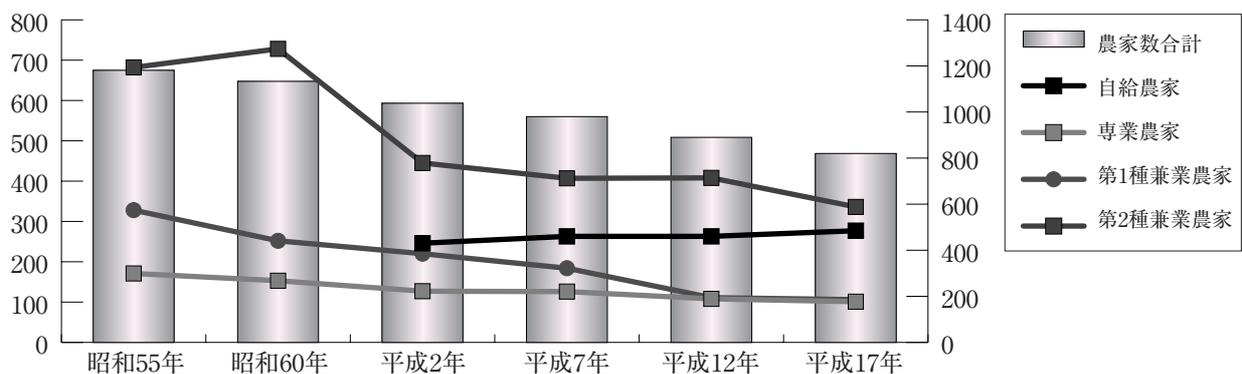
## 第1節 農業の振興

### 1 農業の振興

#### 現状と課題

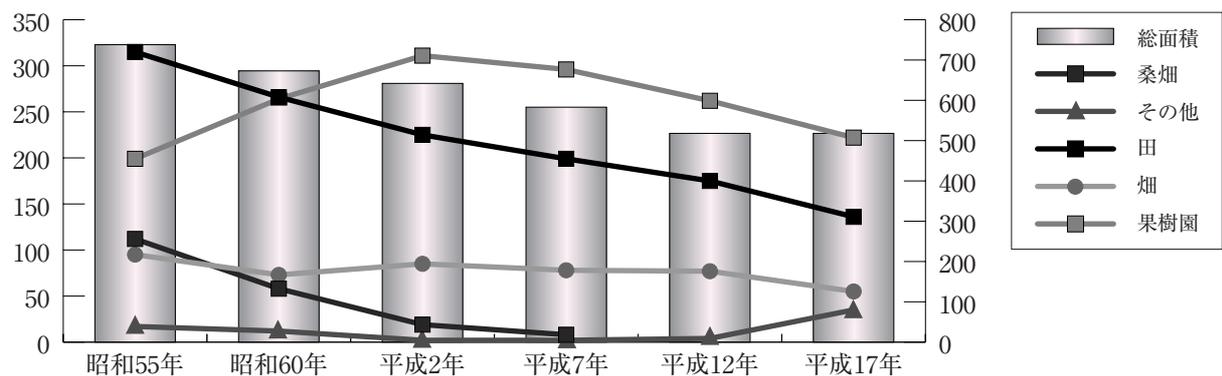
- 本村の農業は、限られた経営規模のなかで生産性の向上を図るため、生産基盤の整備がなされ、果樹を中心とした農業が展開されてきました。
- 担い手不足・就農者の高齢化・新規就農者の減少等・農業労働力の不足が急速に進んでおります。また、整備された果樹団地等の空洞化や農地の遊休・荒廃化の増大が懸念されています。
- 農産物の価格は安定しておらず、全般にわたり低下傾向にあり、農業離れが進む原因にもなっています。
- シカ、イノシシなどによる有害鳥獣の被害は年とともに増加しており、生産意欲の減退を招いております。
- 今後は計画的な土地利用により優良農地を保全するとともに、増加傾向にある遊休荒廃農地の活用や、販売面での創意工夫が、大きな課題となっています。

農家数の推移



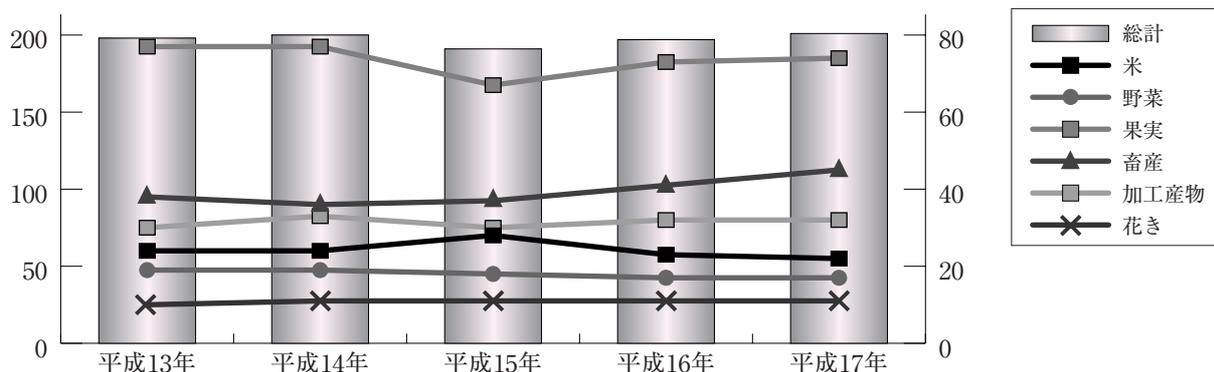
(資料：農業センサス)

経営耕地面積の推移



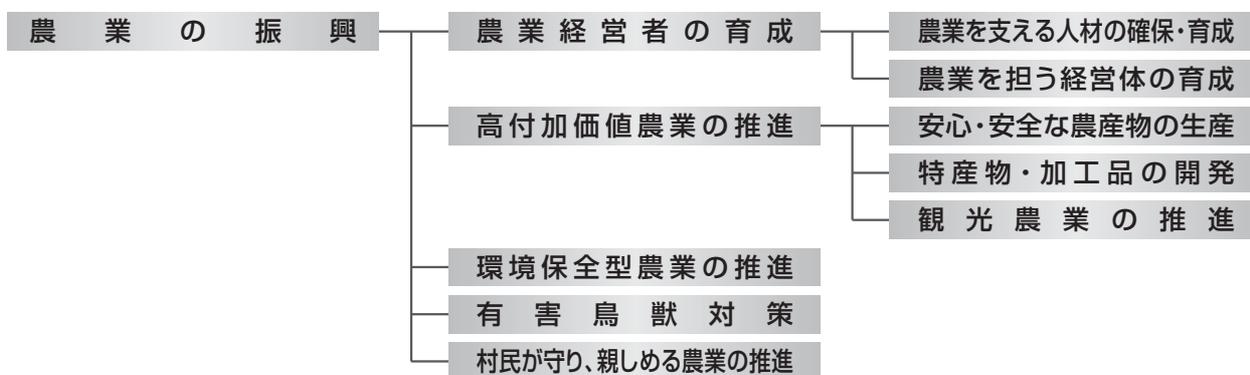
(資料：農業センサス)

農業算出額の推移



(資料：農業センサス)

### 施策の体系



### 施策の展開

#### (1) 農業経営者の育成

##### ① 農業を支える人材の確保・育成

・ 農業の安定的な発展を図るため、意欲ある新規就農者・女性農業者など担い手の確保・育成対策を推進します。

##### ② 農業を担う経営体の育成

・ 地域営農システムを構築させ経営基盤の強化を図り、認定農業者の確保・育成や農業経営の法人化・集落営農組織等による効率的かつ安定的な経営体の育成を進めます。また、地域農業の活性化と農業経営の安定化に向け、アグリビジネスの取り組みを進め、食品・観光等の産業との連携などによる農業経営の多角化を支援します。

## (2)高付加価値農業の推進

### ①安心・安全な農産物の生産

- ・消費者ニーズの多様化や価値観、ライフスタイルの変化などに的確に対応するため、新鮮で安心・安全な農産物の安定的な供給や販売に取り組みます。また、農業体験等を通じ子供たちに食べ物の重要性を認識させるとともに、地元の農産物を地元で消費する地産地消の推進を図ります。

### ②特産物・加工品の開発

- ・地域の特性を生かした特産加工品の開発や、生産物に付加価値をつけた農産品を販売する体制づくりを推進します。

### ③観光農業の推進

- ・個性ある農業・農村を創出するため、観光農業への積極的な展開を進めるとともに、農業を通じた都市住民との交流と農産物の販売の促進を図ります。

## (3)環境保全型農業の推進

- ・環境にやさしい農業を推進させるため、有機性資源の循環利用や減化学肥料栽培の促進、天敵・性フェロモンを活用した病虫害防除等による減農薬栽培を促進します。

## (4)有害鳥獣対策

- ・野生鳥獣対策としてシカ・イノシシなどの有害鳥獣への被害防止対策に取り組みます。

## (5)村民が守り、親しめる農業の推進

- ・農地が果たす役割を自然環境の保全及び景観の形成としてとらえ、村民自らが守り自らが農業と親しめる取り組みを図ります。

## 村民の協力と役割

- 将来展望のある担い手の育つ農村づくりを推進しましょう。
- 農地の有効利用の必要性を認識し農地の流動化を促進しましょう。
- 消費者と共に地産・地消を進めましょう。
- 緑の大地を村民みんなで守りましょう。

## 第2節 林業の振興

### 1 林業の振興

#### 現状と課題

- 本村は森林率80%と多くの森林資源を保有していますが、長引く木材価格の低迷により森林所有者の森林への関心は低く、手入れ不足の放置された森林が増えてきています。そんな中で森林の40%を占め村の特産物「松茸」を産出する赤松林は重要な財産として管理されています。
- しかし、その赤松林を枯死させる松くい虫被害が平成5年に村内で確認されてからは、その維持が危ぶまれています。伐倒くん蒸により被害拡大防止に努めてきましたが、平成13年度より新たに薬剤空中散布を取り入れ、村木である赤松の保全に努めています。
- 長野県の重要課題のひとつとなった造林事業（間伐等）の推進に努めていますが、対象となる補助事業は所有者負担が伴うため、所有者の理解と協力が必要となっています。
- 有害鳥獣の増加による林業への被害が年々増加する中、有害鳥獣対策が重要な課題となってきています。

山林面積

(単位：ha)

区 分	立 木 地		その他	合 計
	人 口 林	天 然 林		
合 計	3,077	2,826	217	6,120
国 有 林	1,059	266	—	1,325
公 有 林	県 有 林	—	—	—
	村 有 林	854	661	75
	小 計	854	661	75
私 有 林	地 区 有 林	—	—	—
	団 体 有 林	767	287	39
	個 人 ・ そ の 他	397	1,612	103
	小 計	1,164	1,899	142

(平成13年4月長野県民有林の現況)

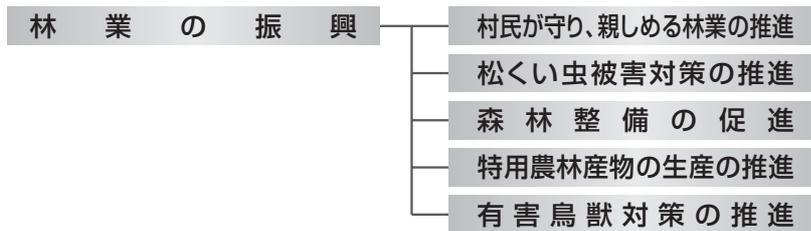
松くい虫駆除量及び事業量の推移

(単位／千円)

区分／年度	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	
伐倒くん蒸	材積(m <sup>3</sup> )	1,910	2,050	2,500	2,500	2,000	2,006	2,105	1,690	1,600
	事業費	57,221	61,347	74,813	74,813	55,759	53,865	56,630	43,344	39,480
伐倒破砕処理	材積(m <sup>3</sup> )				700	100	105	103	100	100
	事業費				19,110	2,730	2,730	2,656	2,415	2,467
特別防除(空中散布)	面積(ha)					100	100	100	70	70
	事業費					7,451	7,565	5,795	4,336	4,369

(資料：産業建設課)

## 施策の体系



## 施策の展開

### (1) 村民が守り、親しめる林業の推進

- ・森林の持つ水源かん養や国土保全など多面的機能を村民自らが自覚し、村民自らが森林を守り、親しめる取り組みを図ります。特に森林所有者には、広報などにより各種補助事業の導入を促進し、手入れ不足の森林の整備が図られるよう努めます。

### (2) 松くい虫被害対策の推進

- ・松くい虫被害拡大防止を図るため、送電線しなの南信幹線沿いを防護帯として、薬剤空中散布及び伐倒駆除を環境問題などに配慮し実施します。また、激害地においては、赤松林から他の樹種への転換事業を積極的に推進し、森林の再生に努めます。実施にあたっては、これらの取り組みを総合的に推進し、効果的・効率的な運用に努めます。

### (3) 森林整備の促進

- ・造林事業（間伐等）の推進を図るため、新たな造林計画や間伐団地を森林所有者と協議のうえ設定し、実施していきます。

### (4) 特用農林産物の生産の推進

- ・特用農林産物（茸類）・山取花木等の生産を推進し、里山づくりに努めます。

### (5) 有害鳥獣対策の推進

- ・適正な保護管理対策として個体調整に取り組み、共存できるまでの頭数の駆除を実施する。
- ・又、樹木の保護のために防護柵等の設置を行います。

## 村民の協力と役割

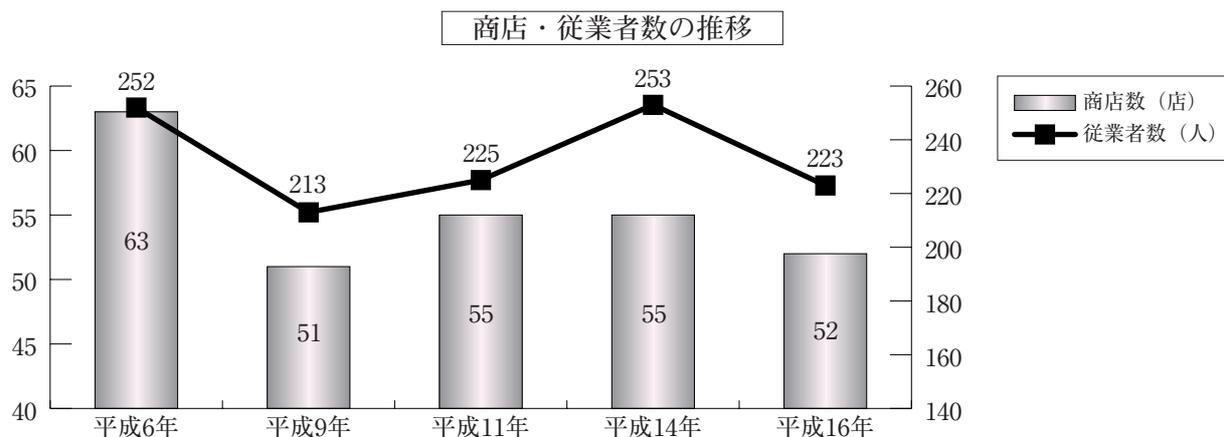
- 私有林の手入れに努め、美しい森林をつくりましょう。
- 自然保護を推進しましょう。

### 第3節 商業の振興

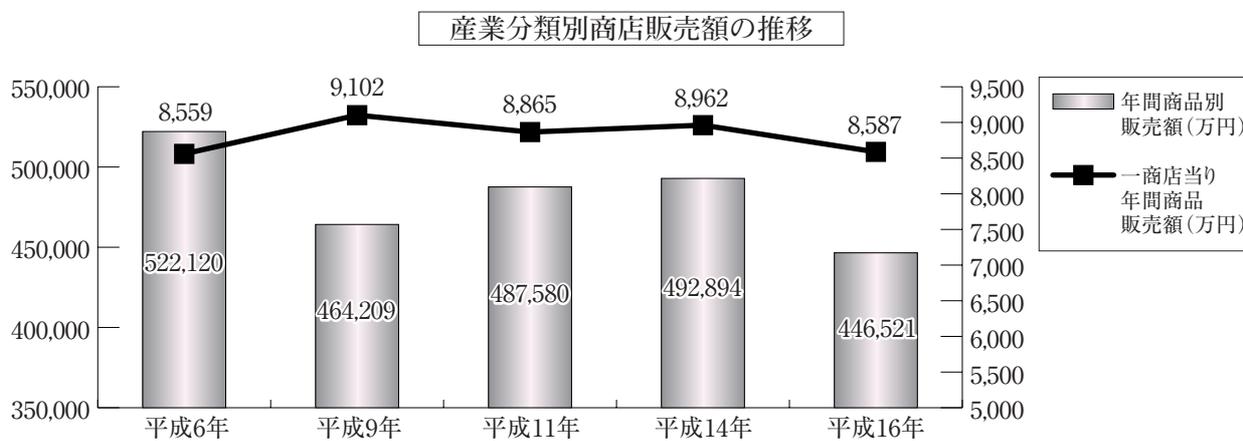
#### 1 商業の振興

##### 現状と課題

- 本村の商店は小規模の小売店や飲食店が主な状況でしたが、近年、小・中規模店の開設や店舗改装等も発生し、わずかながら変化の兆しがみられます。
- しかしながら、近隣市町村への大型店の進出、個々の商店間で販売力の差が開くなど、厳しい局面はなお続いています。
- 既存商店の育成を図りながら、商店街の再編成や小売店の販売力を高めるための対策が求められています。

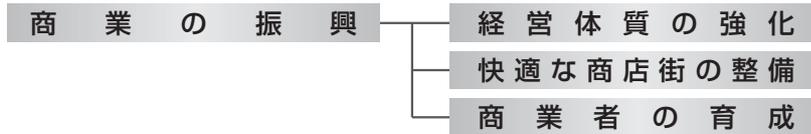


(資料：商業統計調査)



(資料：商業統計調査)

## 施策の体系



## 施策の展開

### (1) 経営体質の強化

- ・ 中小企業の経営安定化、施設整備等が円滑に推進されるよう、制度資金の充実を図ります。
- ・ 地域の消費者と商店との結びつきを深めるための調査研究・イベントの開催等ソフト活動の充実を促進します。

### (2) 快適な商店街の整備

- ・ 消費者が楽しく便利に買い物ができ、サービスが受けられ地域の交流の場となるような商店街づくりを進めるため、施設整備や営業企画等にきめ細かな支援を行います。

### (3) 商業者の育成

- ・ 商業の振興を図るため、商工会と連携を取りながら、商業者の人材育成及び担い手の確保・商業基盤整備を推進します。

## 村民の協力と役割

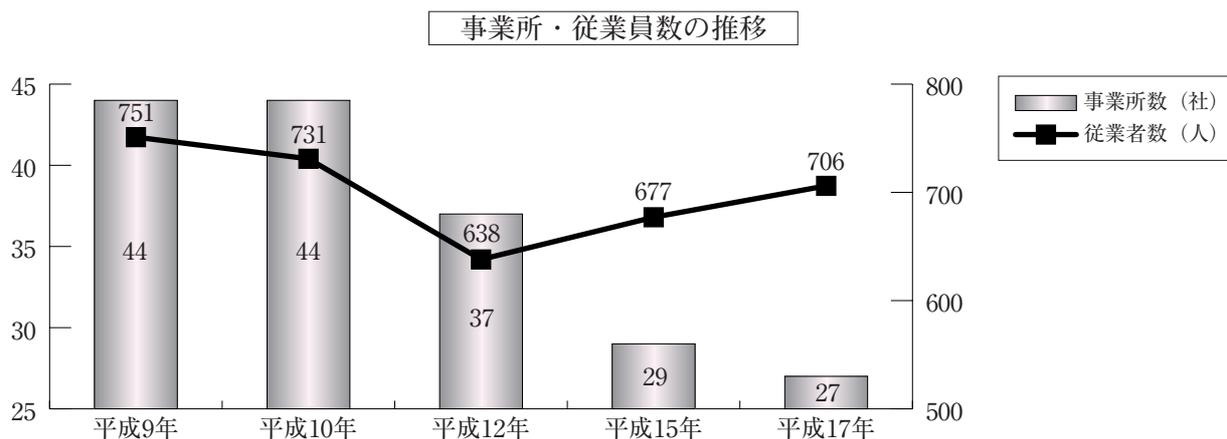
- 消費者のニーズに的確に対応し、消費者に愛される商店づくりに努めましょう。
- ふれあいのあるまちづくりに関心を持ち、商店街の再編成に協力しましょう。

## 第4節 工業の振興

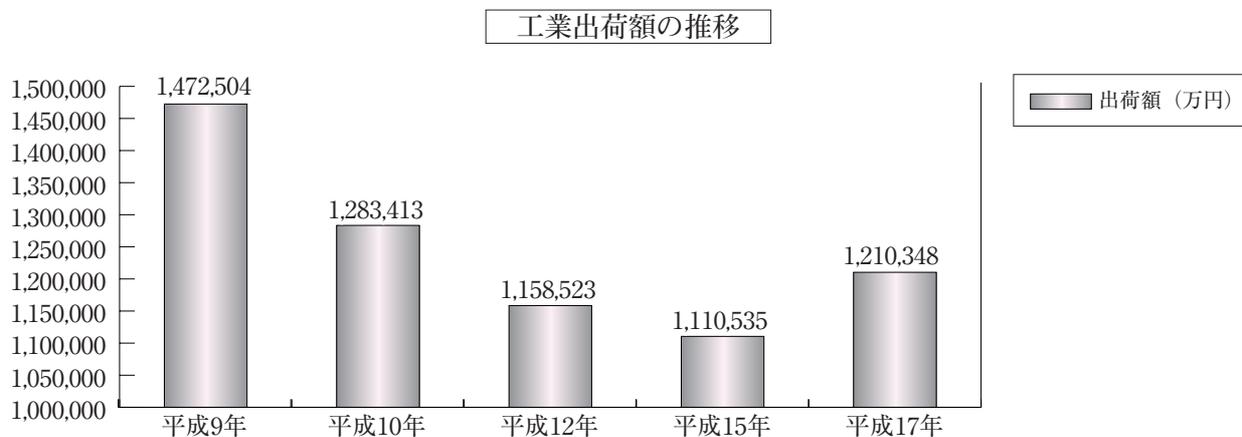
### 1 工業の振興

#### 現状と課題

- 本村の工業は小規模な企業が主体ですが、特色ある製品生産や高水準の技術と工業団地の造成等による新たな企業立地により、生産額は一時期伸びたものの、現状は景気低迷等により伸び悩んでいます。
- 企業立地をすすめるにあたっては、他産業との調和を図りつつ、豊かな田園風景を損なうことのないよう、整然とした土地利用への配慮が望まれます。

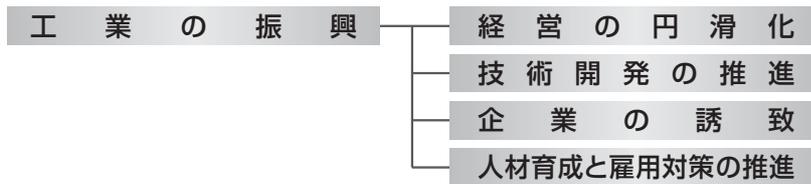


(資料：工業統計調査) (平成15年以降は4人以上の事業所が対象)



(資料：工業統計調査) (平成15年以降は4人以上の事業所が対象)

## 施策の体系



## 施策の展開

### (1) 経営の円滑化

- ・ 中小企業の経営安定化、施設整備等が円滑に推進されるよう、制度資金の充実を図ります。

### (2) 技術開発の推進

- ・ 既存企業の技術革新、製品開発のための研修、情報収集等を支援します。

### (3) 企業の誘致

- ・ 村内への優良企業の誘致を推進するなかで、河野新田地区へ企業の誘致を図り、あわせて周辺の道路網や環境整備等を促進します。

### (4) 人材育成と雇用対策の推進

- ・ 工業の振興を図るため、商工会と連携を取りながら工業者、建設業者の人材育成及び作業安全対策、従業員福祉の向上と雇用の安定に努めます。

## 村民の協力と役割

- 技術力の向上を促進しましょう。
- 企業と地域住民との交流を推進しましょう。
- 公害防止と産業廃棄物の適正処理を促進しましょう。

## 第5節 都市との交流と観光の振興

### 1 観光の振興

#### 現状と課題

- 緑豊かな自然と、清らかな水の流れ等が本村の観光の資源であり、自然環境の保全に配慮しつつ、素朴さと人情味豊かな観光事業を推進してきました。
- しかし、交流の促進や地域の活性化のためには、魅力ある場所や施設、イベント等が不可欠であり、既存の観光事業の育成はもとより未開発の自然や農業等を活かした施策を総合的に進める必要があります。

#### 施策の体系



#### 施策の展開

##### (1) 魅力ある観光づくり

###### ① 観光事業の健全発展

- ・既存の各種観光事業の健全発展のため、研究と支援を行います。

###### ② 自然を活かした観光

- ・未開発の自然を背景に、自然を活かした観光事業を展開します。

###### ③ 農地を活用した観光

- ・農地を有効活用した体験農園や、観光農園の整備を図ります。
- ・「花」、「果物」、「野菜」の観光農園・体験農園の整備で通年のリレー観光を目指します。
- ・通年観光から、農産物及び付加価値を付けた特産品の開発及び販売を推進します。

###### ④ 人材の育成

- ・観光農業に携わる人材の育成・支援に積極的に取り組みます。

#### 村民の協力と役割

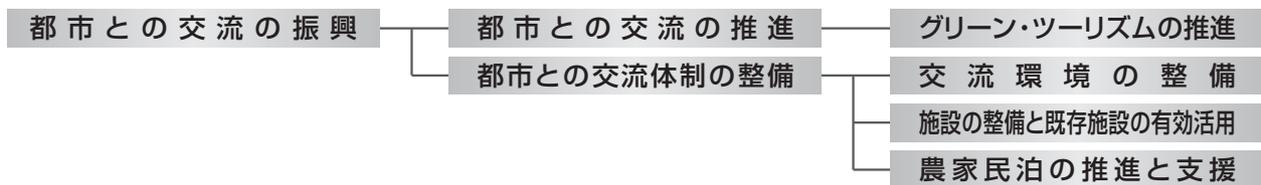
- 特産物の開発を推進しましょう。
- 豊丘村の良さのアピールに努めましょう。
- 村外との交流の輪を拡げましょう。

## 2 都市との交流の振興

### 現状と課題

- 当村の豊かな自然と豊富な農産物を資源に観光農業と共に、都市農村の交流を進めてきました。
  - ・富士市吉原第3中学生の21年間にわたる受入、長沢・田村原両団地でのりんごの木のオーナー制など、都市と農村の「人・物・文化・心」の交流が展開されています。
  - ・最近では「広域連合広域イベント係」、「南信州観光公社」が発足し、農業体験、ホームステイを中心に、南信州を交流・活動の場とした各種体験プログラム・イベント・モニターツアーを通じ南信州並びに当村をPRしておりますが、今後益々の増加傾向にあります。
  - ・観光農業を軸とした交流としては、いちご狩り・桃狩り・ぶどう狩り・りんご狩り・栗拾いのほか、各種農業イベントなどの開催で年に何度も豊丘を訪れるリピーターが増えている。
- これらの交流から地域経済への潤いを今以上、どのように見いだしていくか、また、交流に携わる人材の育成と、体制づくりが課題となっています。

### 施策の体系



### 施策の展開

#### (1) 都市との交流の推進

##### ① グリーン・ツーリズムの推進

- ・都会のニーズとして、緑・自然といった人間が本来必要とするものや、ゆとり、心の豊かさが求められ、そのことが、余暇活動や旅行、レクリエーションにおいて大きな変化をもたらし、直接体験したり、感じることを楽しむ方向へ変わりつつあります。
- ・グリーン・ツーリズムは、農村そのものが資本となる新しい産業であり、生産や加工、直売、生産工程の体験、地域の文化や風土に触れることなどで、農業・農村の多次元産業化を図ることにより、新たな所得を生み、村の活力を生み出すことを目指します。
- ・具体的な取り組みとして、現在、実績が上がりつつある、都市部との交流をさらに進め、物・人の行き来の中で、様々な分野の交流の輪を広げながら、新たな交流先も模索します。一方で、村が進める「田舎暮らし」政策とあいまって、農家民泊を推進し、農家民宿組合の支援を行います。また、市民農園や農業体験宿泊施設といった受け入れ施設の整備を行います。

■リピーター (repeater)  
二回以上訪れてくれる訪問者 (常連) のこと。

■グリーン・ツーリズム  
都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

## (2) 都市との交流体制の整備

### ① 交流環境の整備

- ・ 里山を有効活用した体験農園、観光農園、自然公園など活動環境の整備で、通年のリレー観光ができる体制を整えるとともに、ネットワーク化を図り新たな産業の創出による雇用の拡大と生き甲斐対策を展開します。

### ② 施設の整備と既存施設の有効活用

- ・ 農業体験等を見据えた滞在型宿泊施設の整備に向け検討を図るとともに、既存施設の有効活用により今後の事業の幅を広げることでの、地域・経済の活性と潤いを目指します。
- ・ 直売（土産）販売施設の整備で、地域農産物・加工品等特産品の販路拡大による所得向上と地域経済の活性を図り、併せて、農業意欲の助長、就農者の確保を図ります。

### ③ 農家民泊の推進と支援

- ・ 都市との交流事業の展開から、農家の多角経営を目指す意味でも「農家民泊」の推進・支援を積極的に行います。

## 村民の協力と役割

- グリーン・ツーリズムの理解と意識高揚に努めましょう。
- 都市住民等受入態勢に協力しましょう。
- 体験農園、観光農園、農家民泊等が連携し、それぞれの役割が十分に発揮できるようにしましょう。

## 第6節 行財政運営の効率化と広域行政の推進

### 1 行財政の効率化

#### 現状と課題

○複雑多様化する行政課題への対応や地方分権の推進などにより行政需要が増加している反面、税源移譲による国庫補助金の削減や新型交付税の算定見直しをはじめとする歳入の確保が不透明な状況にあり、財政状況は厳しいものとなっています。こうした状況下、村民本位の行政サービスを将来にわたって安定的に提供していくためには、中長期を展望した計画的な財政運営に努めるとともに、安定した自主財源の確保・事務事業の見直しによる効果的な財源配分など運営の効率化に努め、財政基盤の強化を図っていく必要があります。

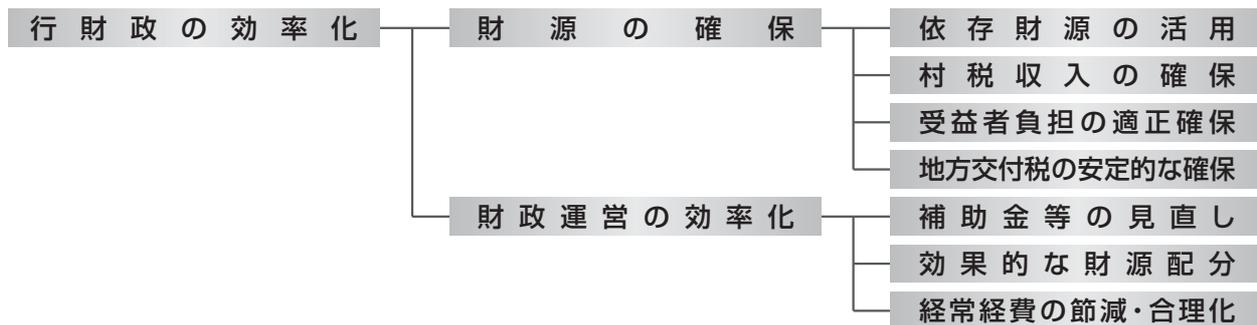
- ・歳入における地方交付税の占める割合は依然として高く、全体の40%前後を占めています。
- ・起債は単なる借金とならない後年度交付税措置のある「有利な起債」を借り入れてきました。
- ・経常収支比率は70%台を維持しており、実質公債費比率は13%以内で推移しています。
- ・まちづくり交付金事業をはじめ、国・県の補助制度を有効に活用し自主財源の効率的運用を図っています。
- ・国・地方を通じて膨大な債務や地方分権の推進に伴う財源配分の見直しのなかで交付税をはじめ国・県支出金等の減少が懸念されるため、自主財源の確保の研究を進めながら安定的な歳入構造の確立が必要です。

豊丘村の財政の推移

(単位：千円)

区分／年度	平成10年度	平成12年度	平成14年度	平成16年度	平成18年度	
財政力指数	0.237	0.240	0.254	0.281	0.307	
歳入総額	4,125,798	4,490,343	3,886,519	3,820,520	3,655,328	
歳出総額	3,719,994	4,175,934	3,422,988	3,375,871	3,340,926	
実質収支	402,560	250,027	336,256	282,559	314,402	
実質収支比率	14.4	9.1	13.7	13.0	13.7	
実質公債費比率	—	—	—	—	12.6	
経常収支比率	62.1	66.7	72.5	74.8	72.9	
標準財政規模	2,803,329	2,744,957	2,461,018	2,171,370	2,156,415	
積立金現在高	1,225,464	1,462,021	1,371,127	1,762,751	1,966,342	
地方債現在高	3,189,594	3,017,481	2,956,701	3,676,347	3,849,123	
歳入	地方税	579,839	567,517	568,629	539,768	543,849
	地方交付税	2,120,386	2,088,270	1,776,827	1,501,664	1,440,846
	地方債	303,700	450,805	540,382	603,300	344,600
歳出	人件費	630,860	663,706	673,988	621,957	559,582
	公債費	559,666	554,032	478,704	478,268	385,179
	普通建設事業費	1,227,461	1,395,157	818,675	362,876	996,294

## 施策の体系



## 施策の展開

### (1) 財源の確保

#### ① 依存財源の活用

・国・県の補助交付金制度の有効活用を図ることにより財源の確保を図ります。

#### ② 村税収入の確保

・村税の課税客体を的確に把握し自主財源の確保と公平化を図ります。

#### ③ 受益者負担の適正確保

・使用料・手数料等の見直しと適正化を図ります。

#### ④ 地方交付税の安定的な確保

・村の主財源である地方交付税の安定的な確保に努めます。

### (2) 財政運営の効率化

#### ① 補助金等の見直し

・新たな行政需要に対応できるよう補助金制度の見直しを行い適正な配分に努めます。

#### ② 効果的な財源配分

・施策の計画にあたって事業効果・緊急性等を考慮した優先順位の設定と、それに基づいた重点的・効率的な財源配分を行い、経営意識を持って対処し、施策の評価を行います。

#### ③ 経常経費の節減・合理化

・経常経費をはじめあらゆる経費の節減に努め、限られた財源を有効かつ適正に活用します。

## 村民の協力と役割

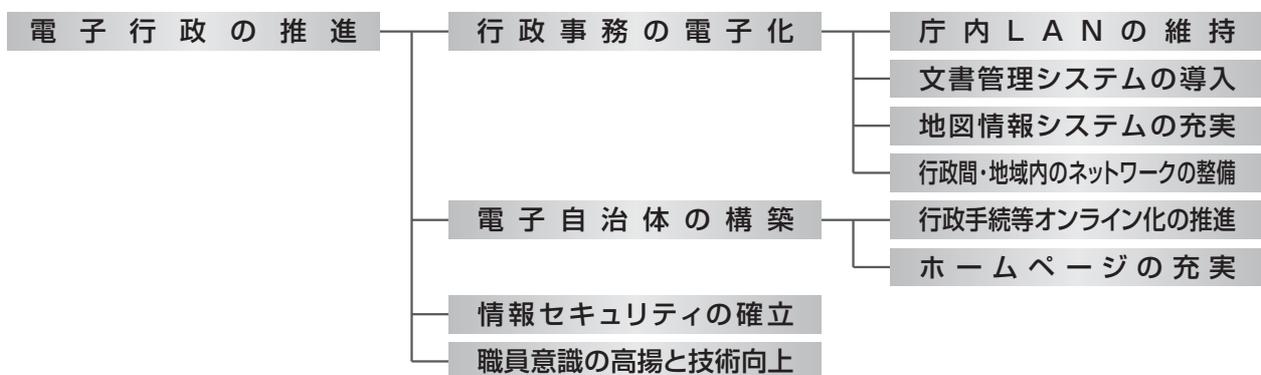
○各種団体等は自主運営を行い自立に努めましょう。

## 2 電子行政の推進

### 現状と課題

- 行政事務の電子化は、行政サービスの向上と事務の効率化を図ることを目的とし整備を進めてきました。業務としては、住民基本台帳をはじめとして、幅広い分野の業務を電算化するとともに、庁内にLANを構築し、財務会計システム、グループウェアなどを導入しました。また、職員研修の一環として、OA研修を実施し、職員のOA化に対する意識の高揚と技術の向上に努めてきました。
- 情報技術の飛躍的な発展やインターネットの急速な普及により、村民の情報通信に対する関心が高まっており、これら通信技術を活用した行政サービスの提供が求められています。
- 平成16年1月から戸籍情報の電子化、平成18年4月からOCR（光学式文字読み取り装置）による公金収納業務の電子化、平成16年1月から住基ネットワークシステムの導入が始まり、事務の効率化が進んでいます。

### 施策の体系



### 施策の展開

#### (1) 行政事務の電子化

情報機器を活用して、各種事務の電子化や業務システムの高度化を推進するとともに、情報機器のネットワーク化による、情報の共有化をさらにすすめ、事務の合理化・効率化・迅速化を図ります。

##### ① 庁内LANの維持

・ 庁内LANを活用して、より効率的な事務の推進に努めます。

##### ② 文書管理システムの導入

・ 公文書の作成・決裁・保存・廃棄のサイクルを電子化することにより、事務処理の迅速化・経費や保管スペースの節減を可能にする文書管理システムの導入を検討します。

##### ③ 地図情報システムの充実

・ 上下水道や道路等の施設台帳を電子化し、事務の効率化や住民サービスを向上するための地図情報システム（統合型GIS）の充実を図ります。

#### ■電子自治体

地方公共団体のあらゆる業務にITを活用することにより、行政サービスの向上および業務効率化を狙うもの。

#### ■グループウェア

メンバー（職員）間で「スケジュール管理」「電子メール」「アドレス帳」などの情報の共有を実現するコンピュータソフト。

#### ■庁内LAN

同一建物や同一敷地内にあるパソコン等を電線ケーブル等の通信回線で接続したネットワーク。

#### ■OA

事務部門における能率向上のために行われる自動化。特に、パソコン・ファクシミリ・ワードプロセッサなどの導入により、書類の作成・保存・検索・送付などの事務を合理化することをいう。

#### ④行政間・地域内のネットワークの整備

- ・高速情報通信ネットワーク（情報ブロードウェイなごの）を利用した、地域イントラネットの整備を図ります。

### (2)電子自治体の構築

電子自治体の構築に向け、公文書の電子化を推進し、行政サービスの向上と事務の簡素化に努めます。

#### ①行政手続等オンライン化の推進

- ・インターネットを利用し、さまざまな申請や届出・申込などを家庭や職場などから迅速、安全に行うことができる電子申請システムの導入を図ります。（平成19年10月より、一部の届出書類について実施済み）
- ・住民票などの証明書類をいつでも入手することができるノンストップサービス・システムの導入について検討します。

#### ②ホームページの充実

- ・アクセシビリティを確保し、ホームページにより最新の行政情報を、見やすく分かりやすく村民に積極的に提供します。

### (3)情報セキュリティの確立

- ・情報の目的外利用や外部からの侵入、機密漏洩などの防止のため、情報セキュリティポリシーを中心とした、村民から信頼される電子情報の保護に努めます。

### (4)職員意識の高揚と技術向上

- ・O A研修を定期的実施し、職員の意識高揚と技術向上に努めます。

#### ■OCR

印刷または手書きの文字を、光学的に読み取る装置。光学式文字読み取り装置。

#### ■GIS

地理情報システム。都市・環境・資源に関係する多様で膨大なデータ量を蓄積し、多角的な視点から速やかに統計処理を行い提供できるよう開発されたシステム。統合型GISはその発展型で、市内LANの環境のもので、市内各課の持つ共有できる情報を一元的に整備・管理し、各部署において活用する市内横断的システム。

#### ■住民基本台帳ネットワーク

全国市町村の住民基本台帳のシステムをネットワーク化し、市町村の区域を越えた住民票関係の事務処理や、行政機関等における効率的な本人確認を可能にするシステム。

#### ■アクセシビリティ

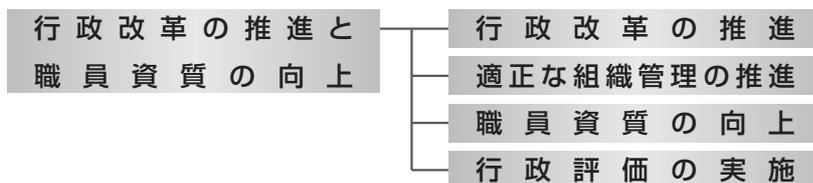
情報やサービス、ソフトウェアなどがどの程度広範な人に利用可能であるかをあらわす語。特に、高齢者や障害者などハンディをもつ人にとって、どの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。

### 3 行政改革の推進と職員資質の向上

#### 現状と課題

- 地方分権が推進される中で、少子高齢化の進行、環境問題の深刻化、高度情報化、村民意識の多様化など社会情勢の変化が進行し、行政課題も複雑多様化の様相を見せています。  
こうした中、村政においては、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう体質を強化し、住民福祉の向上と個性的で活力あるむらづくりを行っていくことが求められています。  
今後、地方自治の新時代を自ら切り拓き、村民の期待に応えていくために、総合的・計画的な行政運営に努めるとともに、行政組織の効率化・職員資質の向上・事務事業の見直しなど新しい視点に立った一層の行政改革を推進する必要があります。
- この5年間に実施した機構改革は、平成15年度において収入役を設置しないこと決め、平成16年度には環境課を廃止するなどの改革を実施しました。また、年々、多様化・複雑化・高度化し増加している事務量の中、平成14年度から平成18年度まで新規の職員採用を差し控え、正規職員7名を減員しました。今後は人員削減と、年齢層の均衡した組織づくりをいかにして両立していくのかが大きな課題です。
- 事務の電子化に伴う職員の知識研修や接遇研修、一般的な実務研修などを随時実施して職員資質向上に取り組んでいますが、いまだ不十分な面があります。今後は自治体職員としての自覚とプロ意識をさらに高め、より一層の政策形成能力向上が求められます。

#### 施策の体系



#### 施策の展開

##### (1) 行政改革の推進

- ・住民サービスを後退させることなく行政改革を実施することは、地方公共団体に課せられた永久の課題です。具体的には、平成17年度に策定した『豊丘村集中改革プラン』や、原則として毎年見直しを行っている行政改革の実施計画に基づいて、事務事業の見直しなどの実効ある改革を進めるものとします。

##### (2) 適正な組織管理の推進

- ・事務量に見合った課・係の統廃合や分掌事務の見直しを一層進め、公共施設の民間委託や広域運営なども視野に入れた改革を行います。また、人員削減と年齢層の均衡した組織づくりの両立を目指します。

#### ■集中改革プラン

総務省は、平成16年12月24日に閣議決定された『今後の行政改革の方針』を踏まえて、『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』（平成17年3月29日）を地方公共団体に示しました。

『集中改革プラン』は、この指針に基づいて計画された行政改革に関するプランです。全国の都道府県や市町村は、平成17年度を起点として、平成21年度までの5か年間の具体的な取組を『集中改革プラン』として作成・公表し、行政改革に集中的に取り組むことが求められています。

### (3)職員資質の向上

- ・職員研修を強化し、自治体職員としての自覚とプロ意識の高い職員育成に努めます。

### (4)行政評価の実施

- ・当村では平成15年度から行政評価に取り組んでいますが、小規模自治体の身の丈にあった実効あるシステムとすることが課題となっています。当面は重点事業などを中心とする事務事業評価を実施することで、行政の効率化と作業を通じての職員の意識改革を図ります。

### 村民の協力と役割

- 村政に関心を持ち、行政事務の合理化に理解を深めましょう。
- 合理的な住民サービスのあり方について理解を深めましょう。

## 4 村税の徴収率向上

### 現状と課題

- 本村の村税の徴収方法は、口座振替と納付書納付の二つの方法により実施しています。平成18年度からは納税組合制度を廃止したため、口座振替以外の方には、納付書を個々へ直接送付しています。
- プライバシー保護により、平成18年度から村県民税と固定資産税に関しては、世帯主から切り離し個人ごとに納税通知書を送付しています。
- 事務の効率化を図るため、口座振替の完全移行が望ましいと考えます。
- 現在実施している集合徴収は、県内で3町村のみとなっているため、システム上継続が難しい状況にあり、集合徴収を引き続き導入していくか検討課題となっています。
- 収納率低下により、滞納徴収努力をより一層強化していかなければなりません。

区分／年度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
収納率	99.4	99.2	99.2	99.0	98.8

(資料：税務係)

区分／年度	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
口振率	81.0	83.2	84.9	92.8

(資料：税務係)

### 施策の体系



### 施策の展開

#### (1) 村税の徴収率向上

##### ① 口座振替の推進

- ・納税者の利便性考慮すると共に、事務の効率化を図る目的で口座振替を推進します。また、口座振替制度に移行するうえで、収納率低下をまねかないよう納税意識の啓蒙等を図ります。

##### ② 滞納者の徴収対策

- ・滞納者の収納周知を図り、徴収事務を図ります。

### 村民の協力と役割

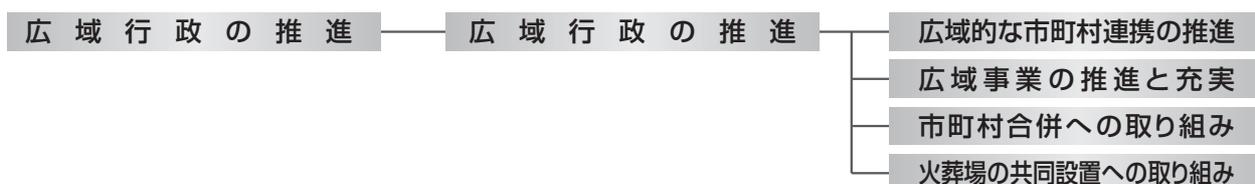
- 口座振替を積極的に利用しましょう。
- 税について理解を深め、きちんと納税しましょう。

## 5 広域行政の推進

### 現状と課題

- 社会経済環境の変化や交通手段・情報手段の発達などに伴い、村民の日常生活や経済活動の圏域は拡大しており、広域的な視点で対応を求められる行政課題も増加しています。  
また、地方分権の推移と相まって、村の行政運営は量的に拡大するだけでなく質的にも高度化すると見られ、同じ課題を有する近隣市町村と連携して効果的に取り組むことも必要となっています。
- 飯伊地域は従来から文化や経済など社会的なつながりを持った生活圏であり、行政や住民間の交流が盛んな地域として一体性を育んできました。
- 昭和44年に広域市町村圏に指定されて以来、圏域の計画的・一体的な振興を目的とした振興計画を策定・推進してきました。平成19年度を初年度とする新たな飯伊地方拠点都市地域基本計画では、田村地区が「居住環境整備ゾーン」の拠点地区となっています。
- 平成11年4月に発足した南信州広域連合では、消防救急業務・ごみ処理・し尿処理・介護保険認定審査を行っています。
- 平成の大合併により飯田下伊那地域は1市14町村となりました。飯伊地域は面積が広大で、自治体の規模も大小の差が著しく事業調整に困難が伴う場面がありますが、関係市町村が協力し合う必要があります。
- 財政面・効率面から、村単独で行うよりも広域的に処理をした方が合理的な分野について、現在、関係市町村との連携の中で広域的な処理を行っていますが、今後も、それぞれの課題に応じた近隣市町村との多様な連携を推進し、広域行政に取り組んでいく必要があります。
- 平成17年4月、下伊那地方事務所管内における地域の行政課題を県と町村が協働して解決することを目的として、ふるさと振興局が設置されました。
- 火葬については、豊丘村のほとんどの火葬を飯田市の火葬場を利用していますが、今後の飯田下伊那の火葬件数が増加することが見込まれ、飯田市の火葬場の規模では支障が出ることが予想されています。

### 施策の体系



## 施策の展開

### (1) 広域行政の推進

#### ① 広域的な市町村連携の推進

- ・地域の自主性と創意工夫により、広域連合及び関係市町村とが適切に機能分担し、かつ連携を図りながら魅力的で特色ある産業形成・定住環境整備・コミュニティー活動の充実等一体的な地域づくりを推進します。また、ふるさと振興局と協働して下伊那北部地区における共同事業の推進・連携強化に取り組みます。

#### ② 広域事業の推進と充実

- ・三遠南信自動車道・リニア中央新幹線の整備促進と、静岡県・愛知県を結んだ広域的なインフラ整備等一体的な整備を図ります。
- ・地方分権や行政改革の推進、高度化する住民ニーズや少子高齢化、産業振興等地域の持つ重要な課題に市町村の枠を超えて広域的な視点で取り組みます。

#### ③ 市町村合併への取り組み

- ・2010年3月、合併新法の期限を迎えることから、近隣町村の状況を見極めながら研究・検討を進めます。

#### ④ 火葬場の共同設置への取り組み

- ・北部5町村での火葬場の共同設置について研究します。

## 村民の協力と役割

- 行政事務の広域化に対する理解を深めましょう。
- 市町村合併についての理解を深めましょう。

1. 第4次豊丘村総合振興計画  
後期基本計画策定委員
2. 後期基本計画策定委員会への諮問
3. 後期基本計画策定委員会からの答申
4. 第4次豊丘村総合振興計画  
後期基本計画策定経過

## 第4次豊丘村総合振興計画後期基本計画策定委員

氏名	選出区分	備考
下平豊久	議会	
滝川利秋	農業委員会	副委員長
池野ツル子	教育委員会	
松村勝	民生児童委員会	
大澤俊郎	社会福祉協議会	
岩口佳彦	商工会	
市瀬健治	みなみ信州農協	
川中島敏人	区長会	委員長
林功一	公民館	
北澤秀子	女性団体連絡協議会	
日下部勝英	NPO法人だいち	
森田恵子	村長推薦	
武田篤子	//	
壬生智啓	//	
大澤隆夫	//	

## 後期基本計画策定委員会への諮問

豊総第108号  
平成19年10月24日

後期基本計画策定委員会  
委員長 川中島 敏 人 様

豊丘村長 吉 川 達 郎

### 第4次豊丘村総合振興計画後期基本計画について（諮問）

「第4次豊丘村総合振興計画後期基本計画」について、貴委員会の意見を求めます。

## 後期基本計画策定委員会からの答申

平成19年12月18日

豊丘村長 吉川達郎様

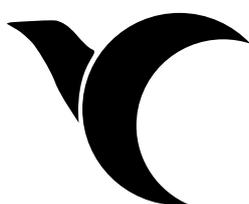
後期基本計画策定委員会  
委員長 川中島 敏人

### 第4次豊丘村総合振興計画後期基本計画について（答申）

平成19年10月24日付 豊総第108号で貴職から諮問された第4次豊丘村総合振興計画後期基本計画について、当委員会で慎重に審議した結果、別添「第4次豊丘村総合振興計画後期基本計画」のとおり答申します。

## 第4次豊丘村総合振興計画後期基本計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 19 年	
6 月	後期基本計画策定委員の推薦依頼及び公募委員の募集
7 月～ 10 月	担当課による後期基本計画素案の作成
8 月	住民満足度調査の実施（600 人 回収率 40.2%）
10 月 12 日	後期基本計画策定委員の委嘱（15 名）
10 月～ 11 月	住民懇談会の開催 村政懇談会 7 会場と団体別懇談会（高齢者クラブ、女団連、PTA・保護者会）
10 月 24 日	第 1 回後期基本計画策定委員会
10 月 29 日	土地利用計画部分の各区へ確認依頼
11 月 5 日	第 2 回後期基本計画策定委員会
11 月 15 日	第 3 回後期基本計画策定委員会
11 月 16 日	議会での素案検討（総務産建委員会・社会文教委員会）
11 月 19 日	第 4 回後期基本計画策定委員会
11 月 26 日	議会での素案検討（全員協議会）
11 月 28 日	第 5 回後期基本計画策定委員会
12 月 10 日	第 6 回後期基本計画策定委員会
12 月 18 日	第 7 回後期基本計画策定委員会（答申）
12 月 20 日	議会への報告



心ふれあい しあわせ実感 うるおいの郷 とよおか

第4次豊丘村総合振興計画  
後期基本計画

平成20年3月発行

●編集／豊丘村役場総務課

●発行／長野県豊丘村

〒399-3295

長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地

T E L 0265-35-3311(代)

E-mail info@vill-toyooka.jp